

件名	堺市業務継続計画【地震災害編】(案)の策定について								
経過・現状 政策課題	<p>【これまでの経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成17年9月 首都直下地震対策大綱の策定（中央防災会議） ⇒首都中枢機関は発災時に機能継続性を確保するための計画として業務継続計画の策定を規定 平成21年6月 『大阪府庁業務継続計画～地震災害編～』の策定（大阪府） 平成22年4月 『地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説』 ⇒内閣府・総務省より都道府県へ通知（地方公共団体における業務継続体制の確立について求められる） 平成23年1月 BCP策定庁内検討部会を設置（全5回開催） 平成25年3月21日 堺市防災対策推進本部会議の開催 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員、行政施設、ライフライン等の被災による行政機能の低下 災害時における市民生活への影響を最小限にとどめるための業務の選択 								
計画概要 今後の取組 (案)	<p>【策定方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用できる人的・物的資源に制約が生じ、行政機能が低下する災害時であっても、市民の生命、身体及び財産を保護し、市民生活への影響を最小限にとどめる。 計画の対象期間は、地震発生から概ね30日以内とする。 <p>【計画内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各局・区の「業務継続目標」を災害発生経過（24時間以内、3日以内など）ごとに構築 堺市が実施すべき非常時優先業務（災害対策業務及び優先通常業務）を特定 堺市の現況の資源及び想定される被害に基づく課題分析により、業務継続目標の達成に必要な事前対策を抽出 <p>【業務継続における現状の課題と対策】</p> <table border="1" data-bbox="320 1361 1465 1648"> <thead> <tr> <th></th> <th>優先的に取組む対策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>庁舎施設・設備</td> <td>庁舎・拠点施設の耐震化推進、多様な通信手段の確保、非常用電源設備の機能強化など</td> </tr> <tr> <td>情報システム</td> <td>情報システムの業務継続体制の構築など</td> </tr> <tr> <td>非常時優先業務の実施体制・人員体制</td> <td>初動対応マニュアルの整備、自治体・民間企業・ボランティア等との協力体制の構築、物資集積・配送体制の構築、職員用防災備蓄の確保など</td> </tr> </tbody> </table> <p>【平成25年度の取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各局（区）における初動対応マニュアルの作成及び検証の実施 堺区のモデル実施を活用した各区の業務継続計画の策定 業務継続計画の策定により明らかとなった課題への各対策を堺市地震防災アクションプランへ反映 など 		優先的に取組む対策	庁舎施設・設備	庁舎・拠点施設の耐震化推進、多様な通信手段の確保、非常用電源設備の機能強化など	情報システム	情報システムの業務継続体制の構築など	非常時優先業務の実施体制・人員体制	初動対応マニュアルの整備、自治体・民間企業・ボランティア等との協力体制の構築、物資集積・配送体制の構築、職員用防災備蓄の確保など
	優先的に取組む対策								
庁舎施設・設備	庁舎・拠点施設の耐震化推進、多様な通信手段の確保、非常用電源設備の機能強化など								
情報システム	情報システムの業務継続体制の構築など								
非常時優先業務の実施体制・人員体制	初動対応マニュアルの整備、自治体・民間企業・ボランティア等との協力体制の構築、物資集積・配送体制の構築、職員用防災備蓄の確保など								
効果の想定	大規模災害発災時における適切な業務執行による市民生活への影響低減								
関係局との政策連携	全局								

堺市業務継続計画【地震災害編】(案) (概要)

1. 総論 (本編 第1章)

1.1 業務継続計画策定の背景

国では、地方自治体に対して、内閣府(防災担当)の「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説 第1版(平成22年4月)」等により、業務継続計画の策定に向けた取組を支援しており、各地で業務継続計画の策定が進められている。

そのなかで、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)は、これまでにない広域かつ複合型の災害となり、広範囲に甚大な被害をもたらすものであった。自治体等行政機関自身も大きな被害を受け、被災後の市民生活の維持や、復旧・復興の推進等に大きな影響をもたらした。

一方、堺市は基礎自治体として、災害が発生した場合でも、市民生活に重大な影響を及ぼす業務は、継続実施あるいは早期再開することが求められており、「災害時であっても継続すべき重要な業務は何か」、「その重要な業務をどのように継続していくか」といった行政機能の継続性確保が、重要な課題となっている。

以上の背景から、堺市の行政機能が地震災害により低下した場合であっても、その業務を継続し、また早期に再開させるための対策として、「堺市業務継続計画【地震災害編】」を策定するものである。

1.2 計画の概要

業務継続計画の想定する状況、目的、主な計画の内容は次のとおりである。

想定する状況

- 地震災害により、ヒト、モノ、情報、ライフライン等利用できる資源に制約があり、行政機能が低下した状況を想定

計画策定の目的

- 災害時であっても、適切な業務執行により、市民の生命、身体及び財産を保護し、市民への影響を最小限にとどめることを目的として策定

主な計画の内容

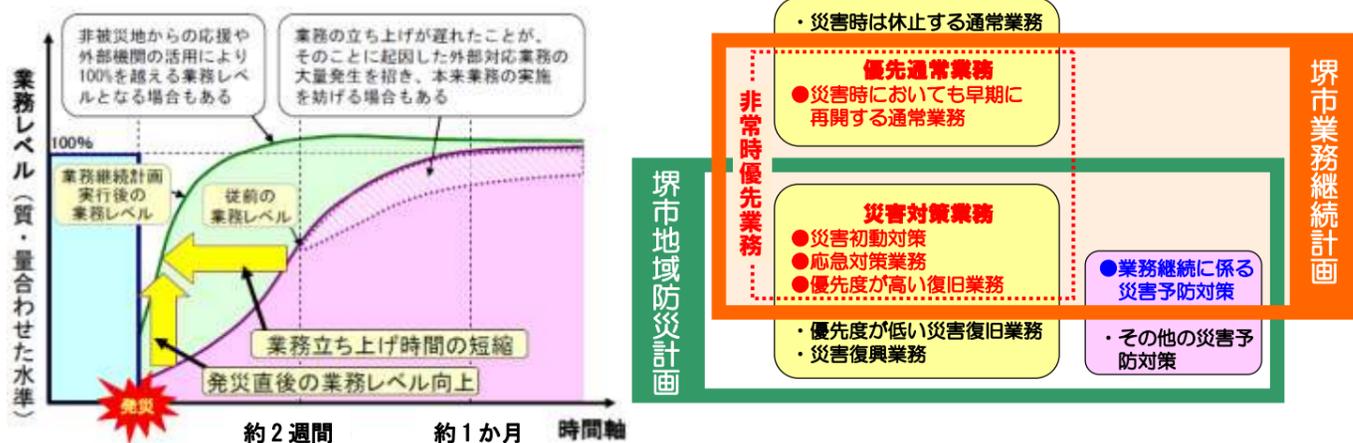
- 堺市の全庁的及び各局・区の業務継続目標を構築
- 市が実施すべき非常時優先業務(災害対策業務及び優先通常業務)を特定
- 堺市の現況の資源及び想定される被害に基づく課題分析により、業務継続目標の達成に必要な事前対策を抽出

1.3 計画策定効果のイメージと対象範囲

堺市業務継続計画の策定効果のイメージ及び対象とする業務・対策と地域防災計画との関係を以下に示す。

【業務継続計画策定による効果イメージ】

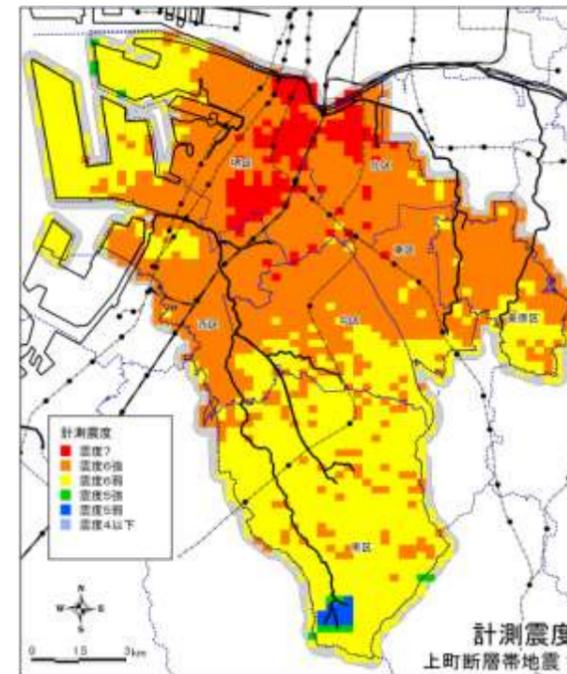
【対象とする業務・対策と地域防災計画との関係】



2. 前提とする地震と被害想定 (本編 第2章)

「堺市地震災害想定総合調査(平成20年度実施)」に基づき、地震発生の危険性が高く、堺市域への影響が大きいと考えられる「上町断層帯による地震」を本計画の前提とする災害とする。

【震度分布】



【主要諸元と被害数量(上町断層帯地震)】

想定地震および地震規模		想定地震	上町断層帯地震
堺市内の予測震度			M7.4~7.7
建物被害	全壊棟数		70,929棟
	焼失棟数(※1)		25,637棟
人的被害	死者数(※1)		3,017人
	避難者数		138,643人
			り災者数 420,132人
道路交通の被害		細街路において道路閉塞が多数発生	
ライフライン被害(※2)	電力	停電軒数	278,290軒
		停電率	69.8%
	都市ガス	復旧日数	約5日
		停止戸数	344,000戸
通信	供給停止率	100%	
	復旧日数	1~2か月	
上水道	回線被災率	13.5%	
	復旧日数	被災回線復旧に3日 被災回線復旧に約2週間	
下水道	断水率	70.0%	
	断水人口	60万人	
		復旧日数	28日
		被害率	20%
		復旧日数	28日

(「堺市地震災害想定総合調査(平成20年度実施)」を基に作成)

(※1) 火災による焼失棟数は、冬の18時頃、風速6.9m/s(超過確率1%：1年に3日程度)での推定結果。

死者数は、上記条件での建物倒壊による死者と火災延焼での死者の合計

(※2) 上下水道を除くライフライン被害は「大阪府調査(2007)」より。

なお、津波災害が予測される南海トラフ巨大地震については、現在、詳細な被害想定が明らかとなっていないことから、今後、被害想定に基づく対策が具体化した段階で、必要に応じて本計画を見直すこととする。

3. 業務継続目標の設定 (本編 第3章)

堺市の行政組織としての、全庁的な業務継続における目標と、具体的に業務遂行する各局・区の業務継続目標を構築した。以下に、全庁的な業務継続目標を示す。

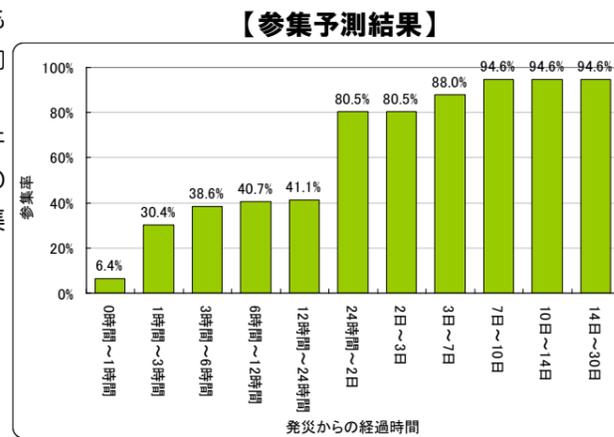
【堺市の全庁的な業務継続目標】

目標時期	業務継続目標
24時間以内	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部・区災害対策本部の設置及び運営 緊急消防援助隊等の要請及び受援体制の確立 避難所の開設及び避難者の収容 緊急物資等の調達・供給体制及び車両等輸送手段の確保 市所管施設の被害状況の調査と応急措置の開始 自衛隊の災害派遣要請、府・各政令市等への応援要請の実施 市民相談窓口の開設 消火・救急・救助等、人命保護のための活動の開始 市民に対する災害広報活動の開始 現地医療活動の開始 被災者に対する備蓄物資等の供給開始 市の災害対策活動に不可欠な各種情報システムの再開
3日以内	<ul style="list-style-type: none"> 応急給水の供給の実施 被災者の健康維持活動の開始 義援金及び物資の受付開始 災害ボランティアの受け入れ開始 市所管施設の応急復旧計画の策定 コンビナート地域における事故対策及び二次災害防止の実施 市の基本的な行政機能の維持に不可欠な各種情報システムの再開 民間運送事業者の協力による緊急輸送体制の確立 遺体の収容及び処置 各政令市等からの応援人員の受け入れ体制確立 民間建築物の応急危険度判定の実施 災害廃棄物の搬入用地の確保等処理活動の開始
1週間以内	<ul style="list-style-type: none"> 公的賃貸住宅の斡旋または提供の開始 雇用・経済活動への影響の調査開始 り災証明の発行の開始
1か月以内	<ul style="list-style-type: none"> 市所管施設の応急復旧の完了 市内企業に対する各種支援活動の開始 応急仮設住宅の建設及び供与の開始

4. 業務継続における執行体制 (本編 第4章)

堺市の災害対策本部体制、動員計画を取りまとめるとともに、業務継続計画にかかる必要資源の状況として、職員(職員・参集)、庁舎施設、情報システム等の現状を整理分析した。

その例として、職員自身の被災や、参集にかかる制約条件(家族内の災害時要援護者の有無など)、阪神・淡路大震災の被災自治体での参集状況等を鑑みて検討した、職員非常参集予測結果を右に示す。



5. 非常時優先業務の選定 (本編 第5章)

5.1 非常時優先業務の選定結果

災害発生時においても実施する非常時優先業務の選定を行った。なお、非常時優先業務とは、発災から1カ月以内に堺市が行政組織として優先的に実施・再開すべき、市民の生命及び財産の保護、都市機能の維持及び早期回復を図るために実施するすべての業務であり、次の2種類の業務の総称とする。

【非常時優先業務の種類】

災害対策業務：救急・救助、避難所の開設・運営、帰宅困難者対応、被害情報収集、応急復旧等、災害時に新たに発生する業務
優先通常業務：市民への影響を鑑みて、災害時においても早期に再開する通常業務

【選定された非常時優先業務数の総計】

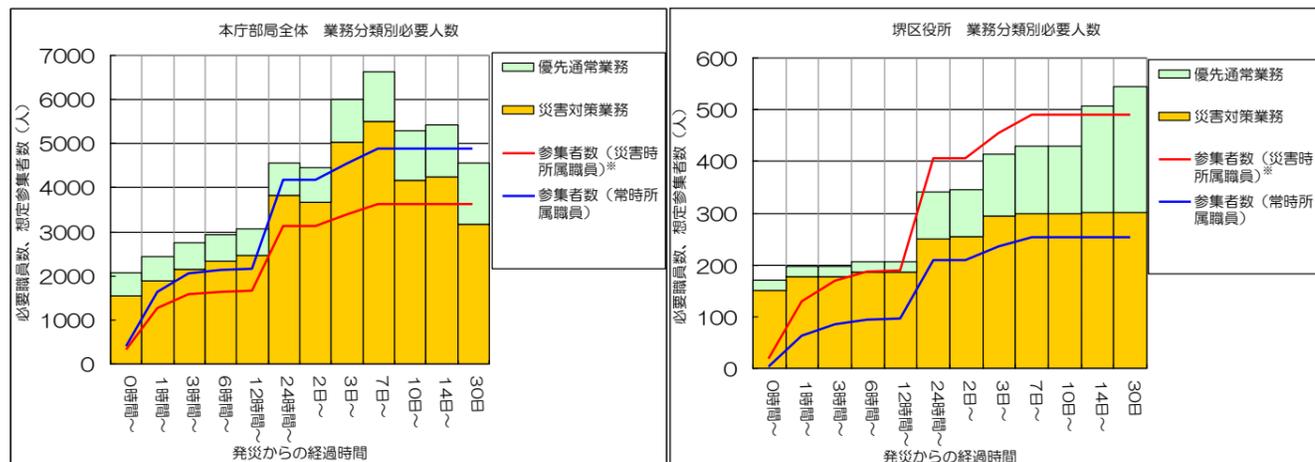
	業務の分類	非常時優先業務数	休止業務数	実施率*
本庁部局業務	災害対策業務	506	—	—
	通常業務	583	1,767	24.8%
堺区役所(モデル区役所)業務	災害対策業務	40	—	—
	通常業務	70	78	47.3%

* 実施率：全通常業務数に対する優先通常業務の割合

5.2 必要人員数の推定と参集予測との比較

参集想定と非常時優先業務実施に必要な人員数を、目標とする業務実施時期毎に重ね合せ、必要数と参集人員との対応を時系列で整理した。現状、目標の通りに非常時優先業務を実施する場合、市職員のみでは、発災当日等の初期段階のみではなく、長期的にも人員不足が継続することが予想される。

【発災からの経過時間ごとの必要人員数と想定参集者数の比較(左：本庁部局合計、右：堺区)】

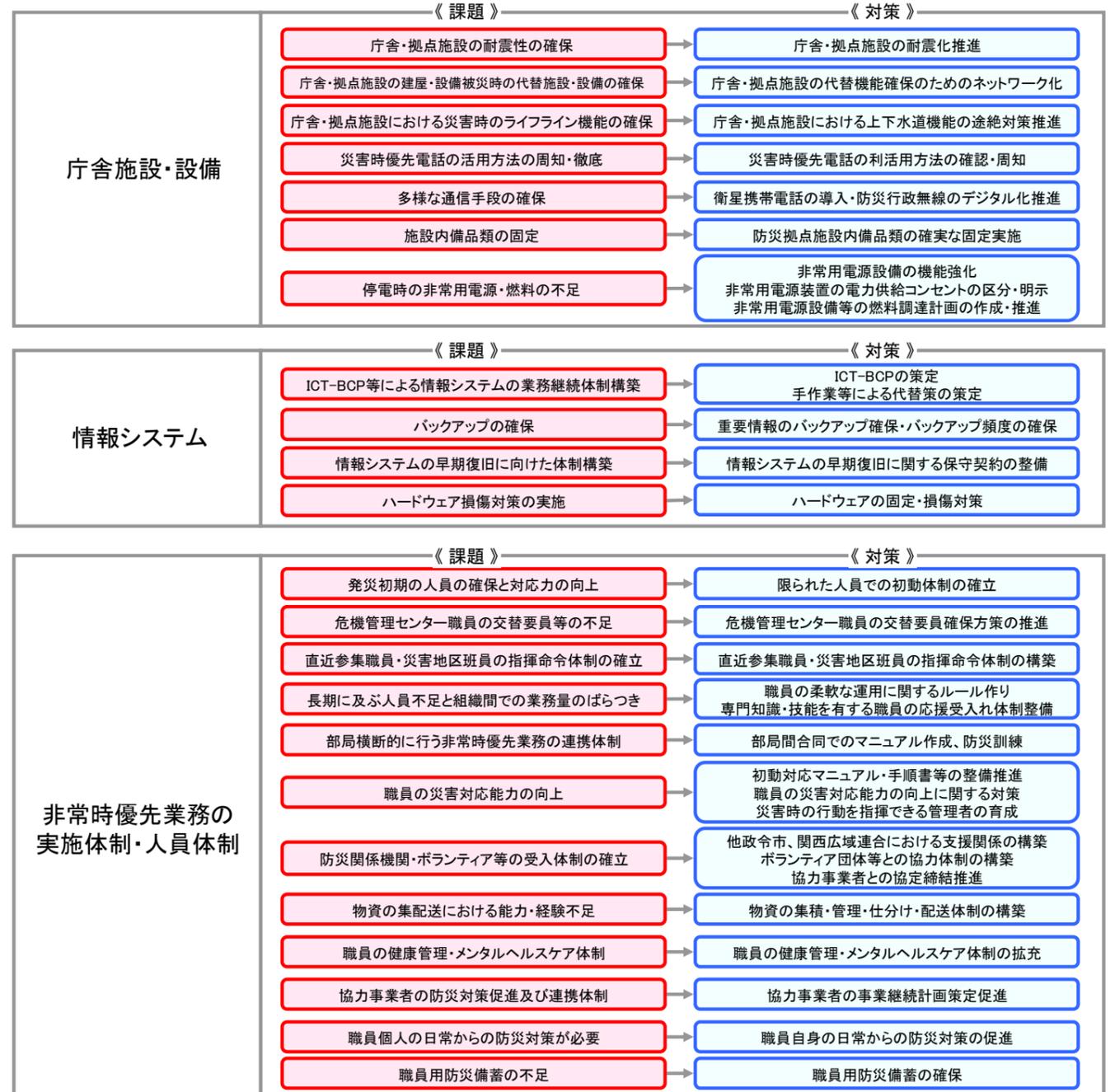


※災害時所属職員とは、区役所に参集する直近参集者と、避難所に参集する災害地区班員を、災害時には区に所属する職員としたものである。そのため、本庁部局は常時と比較して職員が減少し、堺区では増加している。

6. 業務継続における現状の課題と対策 (本編 第6章)

堺市の業務継続目標を達成するため、以下に一覧を示すように、資源・業務分析結果を受けた業務継続に関する各種課題を抽出し、対策をとりまとめた。

【各種課題と対策の一覧】



7. 教育・訓練計画 (本編 第7章)

今後継続的に実施すべき業務継続に関する教育・訓練について、その実施項目及び概要をとりまとめた。

8. 業務継続マネジメント体制の確立 (本編 第8章)

業務継続計画は、様々な検証や訓練等で抽出された問題点を踏まえて、継続的に改定・見直しを行っていく必要がある。また、対策の実施状況を踏まえた改定・調整も必要となる。業務継続計画の改定・見直しは、堺市業務継続マネジメント体制のもと、必要に応じて行うものとする。

堺市業務継続計画
【地震災害編】

(案)

平成 25 年 3 月

堺 市

目次

第1章 総論.....	1
1. 1 業務継続計画策定の背景.....	1
1. 2 計画の目的.....	2
1. 3 計画の位置付けと地域防災計画との関係.....	3
1. 4 計画の適用範囲.....	4
1. 5 計画の構成.....	5
第2章 前提とする地震と被害想定.....	6
2. 1 前提とする地震と被害想定.....	6
2. 2 堺市において想定される状況.....	10
第3章 業務継続目標の設定.....	17
3. 1 全庁的業務継続目標.....	17
3. 2 各部局等における業務継続目標.....	18
第4章 業務継続における執行体制.....	27
4. 1 災害対策本部の体制.....	27
4. 2 職員の動員・参集の想定.....	29
4. 3 業務継続にかかる庁舎施設等の状況.....	39
第5章 非常時優先業務の選定.....	45
5. 1 非常時優先業務の定義と選定方法.....	45
5. 2 非常時優先業務の選定結果.....	46
第6章 業務継続における現状の課題と対策.....	66
6. 1 庁舎・拠点施設・設備.....	66
6. 2 情報システム.....	69
6. 3 非常時優先業務の実施体制・人員体制.....	72
第7章 教育・訓練計画.....	77
7. 1 職員の防災教育計画.....	77
7. 2 職員の防災訓練計画.....	78
第8章 業務継続マネジメント体制の確立.....	81
8. 1 業務継続マネジメント体制.....	81
8. 2 業務継続計画の改善・更新.....	82
8. 3 関係機関・協力事業者へのBCPの普及.....	82
第9章 まとめ.....	83

第1章 総論

1. 1 業務継続計画策定の背景

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）は、これまでにない広域かつ複合型の災害となり、広範囲に甚大な被害をもたらすものであった。東日本大震災では、自治体等行政機関自身も大きな被害を受け、行政機能の停止あるいは低下が、被災後の市民生活の維持や復旧・復興の推進等に大きな影響をもたらした。本震災をひとつの契機として、自治体の行政機能を災害後も維持、継続するための業務継続計画に対する注目が高まっているのが現状である。

東日本大震災以前から、国では、総務省の「地方公共団体における ICT部門の業務継続計画（BCP）策定に関するガイドライン（平成20年8月）」や、内閣府（防災担当）の「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説 第1版（平成22年4月）」等を策定し、地方自治体の業務継続計画策定に向けた取組を支援しており、各地で業務継続計画の策定が進められている。

堺市においては、災害対策基本法第42条（市町村地域防災計画）に基づき、市民の生命、身体及び財産の安全確保を目的に、市の防災に関する基本施策を定める「堺市地域防災計画」を策定し、東日本大震災等、近年の災害の教訓に基づいて必要な改定を続けてきたところである。さらに、地震時における災害を軽減するための対策を具体的かつ計画的に進めるための「堺市地震防災アクションプラン」を策定し、地震に強い堺市をめざし、プランに基づく防災対策を推進している。

一方で、堺市は基礎自治体として市民生活に密着した行政サービスを提供していることから、災害が発生した場合でも、市民生活に重大な影響を及ぼす業務は、継続実施あるいは早期再開することが求められており、「災害時であっても継続すべき重要な業務は何か」、「その重要な業務をどのように継続していくか」といった行政機能の継続性確保が、重要な課題となっている。

以上のような背景を踏まえ、堺市が基礎自治体としての責務を果たすために必要不可欠な業務を予め抽出し、堺市の行政機能が地震災害により低下した場合であっても、その業務を継続し、また早期に再開させることを目的として、「堺市業務継続計画【地震災害編】」を策定するものである。

1. 2 計画の目的

(1) 計画の目的

業務継続計画とは、ヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる資源に制約があり、行政機能が低下した状況下においても、継続的に実施する必要がある災害対策業務及び重要性の高い通常業務（以下「非常時優先業務」という。）を特定するとともに、非常時優先業務の業務継続に必要な資源の確保・配分や手続きの簡素化、指揮命令系統の明確化等について必要な措置を講じることにより、大規模な地震災害時にあっても、適切な業務執行を行い、市民の生命、身体及び財産を保護し、市民への影響を最小限にとどめることを目的とした計画である。

(2) 計画の効果

業務継続計画に基づき予め必要な措置を講じることによって、図1-2-1に示すように、業務の再開時間の短縮や、発災直後の業務継続レベルの向上といった効果を得て、高いレベルでの業務継続を行える状況に改善することが可能となる。

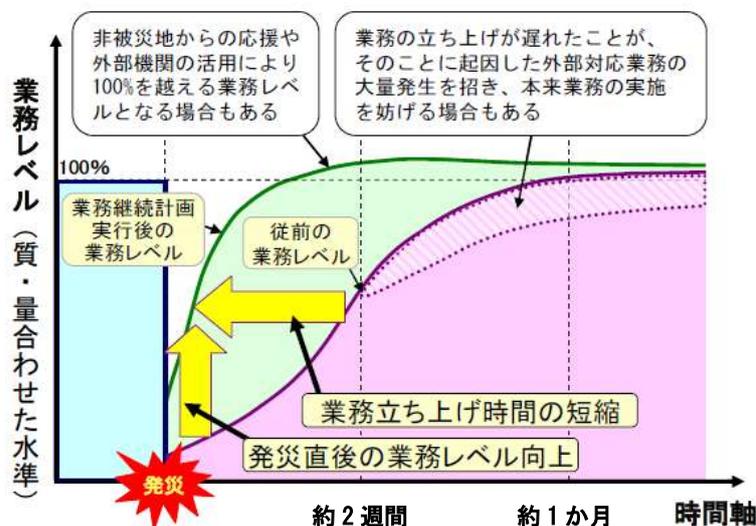


図1-2-1 業務継続計画の実践に伴う効果のイメージ

1. 3 計画の位置付けと地域防災計画との関係

「堺市地域防災計画」は、災害対策基本法第42条（市町村地域防災計画）及び東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第6条（推進計画）の規定に基づき、堺市防災会議が策定する計画であり、堺市域に係る災害に関し、堺市及び防災関係機関が、その全機能を有効に発揮して、市民や事業者等の協力のもと、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興等の災害対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とした計画である。

一方で、「堺市業務継続計画」は、地域防災計画で定められた堺市の取り組むべき事項を実施するための計画として、想定災害を特定した一定のシナリオのもと、本市が行うべき非常時優先業務及び、市民生活への影響が少ない業務として一定期間中断する休止業務を定めるとともに、非常時優先業務を継続・早期再開するための現状の課題と対策を取りまとめた本市の独自計画である。

1. 4 計画の適用範囲

本計画が対象とする範囲は以下のとおりである。

(1) 対象事象

「堺市地震災害想定総合調査(平成20年度実施)」に基づき、地震発生の危険性が高く、堺市域への影響が大きいと考えられる「上町断層帯による地震」を本計画の対象とする。

(2) 対象時期

事後対策の対象時期は、地震発生から概ね30日以内とする。

(3) 対象業務・対策

災害時の業務としては、大別して、通常業務と災害対策業務を対象とする。事前対策としては、業務継続の実現に向けた課題への対策を対象とする。対象とする業務・対策と地域防災計画との関係を、図1-4-1に示す。

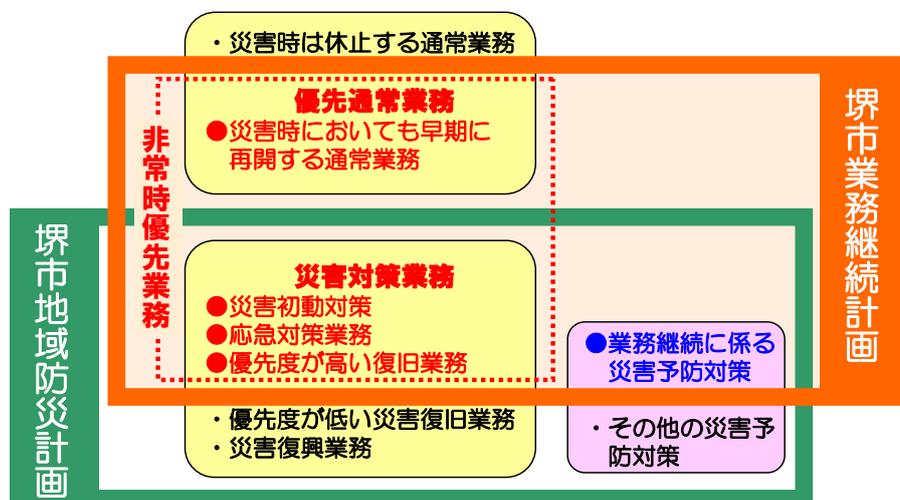


図1-4-1 対象とする業務・対策と地域防災計画との関係

(4) 対象組織

堺市の全組織を対象とする。ただし、区役所の非常時優先業務については、堺区をモデル区として整備した。

1. 5 計画の構成

本計画の構成は概略以下のとおりである。

堺市業務継続計画 【地震災害編】

第1章 総論

本計画策定の背景と目的、地域防災計画との関係、適用範囲といった、本計画の基礎的事項を記載する。

第2章 前提とする地震と被害想定

前提とする地震災害として、上町断層帯地震を挙げ、同地震が発生した場合の被害の想定と、堺市において想定される状況を取りまとめる。

第3章 業務継続目標の設定

想定される被害に対して、堺市の行政組織としての全庁的な業務継続における目標を取りまとめ、全庁的な目標に基づく各部局の業務継続目標を示す。

第4章 業務継続における執行体制

災害発生時の堺市の行政組織としての業務執行体制を整理する。また、勤務時間外発災時の職員参集状況を想定するとともに、業務継続に係る堺市の庁舎・設備の状況を整理する。

第5章 非常時優先業務の選定

非常時優先業務の定義を行うと共に、非常時優先業務を選定し、その結果を取りまとめる。また、業務実施に必要な人員と参集想定結果の比較を行うと共に、各部局の非常時優先業務の概略の流れを取りまとめる。

第6章 業務継続における現状の課題と対策

堺市の現状の施設・設備、非常時優先業務の執行体制等から見た、業務継続における各種の課題と、その課題を解決すべき対策について整理する。

第7章 教育・訓練計画

堺市の業務継続目標を達成するため、今後継続的に実施する業務継続に関する教育・訓練について、その実施項目及び概要を取りまとめる。

第8章 業務継続マネジメント体制の確立

本計画を運用するに当たってのマネジメント体制、計画の継続的な改善・更新の必要性を示す。

第9章 まとめ

最後に、本計画全体を総括する。

第2章 前提とする地震と被害想定

2. 1 前提とする地震と被害想定

(1) 想定地震と震度分布

「堺市業務継続計画【地震災害編】」における対象地震は、「堺市地震災害想定総合調査(平成20年度実施)」の結果に基づき、地震発生の危険性が高く、堺市域への影響が大きいと考えられる「上町断層帯による地震」とする。

また、地震発生時期は、勤務時間外発災で職員参集に最も時間を要す冬の早朝とする。ただし、被害数量については、最悪のケースである夕刻の値を前提とする。

以下に、対象とする地震の被害想定概要を示す。上町断層帯地震では、堺区から北区にかけて、震度7の地域も見られるなど極めて強い揺れに見舞われることが想定される。

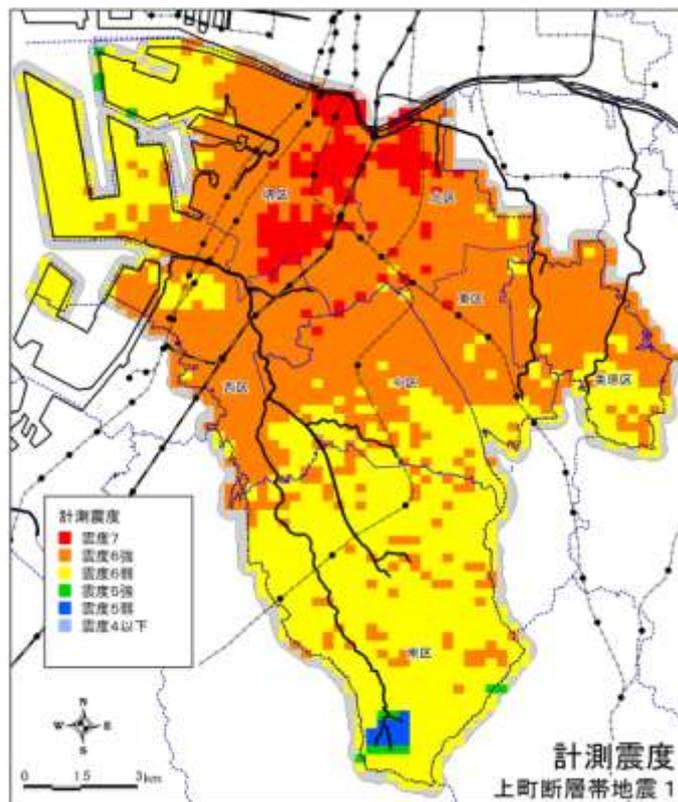


図 2-1-1 上町断層帯地震の震度分布

なお、津波災害が予測される南海トラフ巨大地震については、現在、詳細な被害想定が明らかとなっていないことから、今後、被害想定に基づく対策が具体化した段階で、必要に応じて本計画を見直すこととする。

(2) 区別の主な被害の数量

「堺市地震災害想定総合調査(平成20年度実施)」に基づく、上町断層帯地震の被害想定結果は下表のとおりである。

表 2-1-1 区別の主な被害の数量

被害想定項目		被害数量	
建物被害	全壊棟数	堺市(計)	70,929
		堺区	25,328
		中区	11,432
		東区	4,422
		西区	11,944
		南区	1,456
		北区	14,760
		美原区	1,587
	焼失棟数	堺市(計)	25,637
		堺区	6,132
		中区	6,001
		東区	2,199
		西区	5,635
		南区	32
		北区	5,629
		美原区	9
人的被害	死者数	堺市(計)	3,017
		堺区	1,242
		中区	481
		東区	103
		西区	409
		南区	11
		北区	760
		美原区	11
	避難者数	堺市(計)	138,643
		堺区	36,269
		中区	24,246
		東区	10,444
		西区	24,263
		南区	5,705
		北区	34,219
美原区	3,497		
り災者数	堺市(計)	420,132	

火災による焼失棟数は、冬の18時頃、風速6.9m/s(超過確率1%:1年に3日程度)での推定結果。

死者数は、上記条件での建物倒壊による死者と火災延焼での死者の合計。

(3) 被害種別毎の概要

以下に被害種別ごとの被害の概要を取りまとめる。

①建物被害

上町断層帯地震では、堺市の建物の半数近くが揺れによる倒壊または火災延焼によって、全壊となる。特に、堺区・西区では、木造住宅の大半が全壊となる。

②人的被害

上町断層帯地震での死者は、冬の夕刻に地震が発生した場合、約3,000人（建物倒壊で約2,150人、火災で約850人）となる。なお、建物倒壊による死者については早朝発災の場合が最も多く、約2,800人となる。特に、堺区での被害が大きく、約4割を占める。り災者は全市で約42万人に達し、避難所生活者数は約14万人と見込まれる。なお、避難所生活者数は、1995年兵庫県南部地震時の神戸でのピーク時の避難所生活者率である33%を用いて、り災者数から算出したものである。

③地盤災害

液状化は、上町断層帯地震では臨海部の広域で発生すると予測される。大規模盛土上の建物は堺市全域で約19,000棟である。特に南区で多く、約11,000棟と半数以上に及ぶ。急傾斜地崩壊危険箇所や地すべり危険箇所も同様に南区に集中している。

④道路交通の被害

堺市等が管理する687橋の橋りょうの内、1980年以前（新耐震以前）に建設された橋りょうは396橋あり、平成23年度末時点において、耐震補強が完了している緊急交通路に架かる橋りょうは37橋である。

細街路の道路閉塞は、上町断層帯地震では堺区を中心に30～50%と高い閉塞確率となっている。

⑤ライフラインの被害

以下に示すライフライン被害については、大阪府調査(2007)によるものである(上下水道は除く)。上町断層帯地震を対象に、ライフライン被害では堺市での揺れ・被害が大きいケースでの値を用いている。

ア 電力

停電軒数と停電率は下記のとおりである。

○停電軒数：278,290軒 停電率：69.8%

復旧に要する日数は、下記のとおりである。これは、大阪府全域での評価であるが、堺市での被害が大きいケースであるので、堺市での復旧と大阪府全域での復旧はほぼ同時期と考えられる。

○復旧日数：約5日

イ 都市ガス

供給停止戸数と供給停止率は下記のとおりである。

○供給停止戸数：344,000戸 供給停止率：100%

上町断層帯地震のケースでの復旧には、約1～2か月を大阪府全域で要すると予測される。

○復旧日数：1～2か月

ウ 通信

固定電話の被害は以下のとおりである。

○回線被災率：13.5%

輻輳回復には3日、被災回線のサービス復旧には約2週間を要すると予測される。携帯電話については、震度7のエリアでは、建物に被害が生じ基地局へ影響が出る可能性がある。通話規制が行われることになると予想されている。

エ 上下水道

水道の被害は下記のとおりである。(堺市水道管路地震被害想定調査業務(平成22年3月)による)

○断水率：70% 断水人口：60万人

○復旧日数：28日

下水道の被害は下記のとおりである。

○下水道施設の約20%が被害を受け排水機能に影響をきたすが、上水の復旧に合わせ28日で機能回復を図る。

2. 2 堺市において想定される状況

被害想定に基づく、堺市において想定される状況をとりとまとめた災害シナリオを表2-2-1に示す。本シナリオは、対応の前提とする災害による被害状況、社会的影響等のイメージを、発災から時系列的にとりとまとめたものである。

表2-2-1 災害シナリオ（上町断層帯地震）（1/6）

		発災直後	～3日	～1週間	～2週間	～1か月
地盤	地震動	上町断層帯地震が発生。市内の一部で震度7の揺れを、ほぼ全域で震度6弱以上を観測。大きな余震も続発。	震度4～5強の余震が頻発。	余震継続。	余震継続。	徐々に余震減少。
	液状化	沿岸埋立地の他、内陸のため池等の埋立地で液状化発生。各地で大量の噴砂・噴水。	余震による再液状化の発生、噴砂等が拡大。			
	斜面崩壊等	南区を中心に急傾斜地崩壊や地すべりが発生。また、堺市各地に分布する盛土造成地において地盤被害が発生。	余震や降雨によって二次被害が発生。			
市街地	建物被害	耐震性の低い木造住宅を中心に約71,000棟が全壊し、約42,000棟が半壊。また、液状化により建物が傾く被害が発生。 盛土造成地における地盤被害により、約1,000棟の被害が発生。	余震に伴い、建物被害が拡大。			
	火災	発災1時間で約80件の火災が発生。	発災後1日間で160件、3日間で220件の火災が発生。火災の一部は消火しきれずに延焼し、約25,000棟の住宅が焼失。	市街地の延焼火災収束。		
	コンビナート等	液状化による不等沈下被害、長周期地震動によるスロッシング火災※等が発生。タンクや配管の破損等によって重油が海へ流出し、海面火災、水質汚染が発生。	消火活動により延焼は防ぐものの、火勢は継続、鎮火は困難。	コンビナート火災の収束。		

※スロッシングとは液体を入れた容器が振動した場合に、液体の表面が大きくうねる現象のこと。地震の揺れによって石油タンクなどで大きなスロッシングが生じると、浮き屋根が破壊され、漏洩や火災などの災害を引き起こす原因となる場合がある。

表2-2-1 災害シナリオ（上町断層帯地震）（2/6）

		発災直後	～3日	～1週間	～2週間	～1か月
ライフ ライン	鉄道	一部で脱線。盛土や橋りょうの被害が発生し、市内全域で不通。帰宅困難者が堺駅周辺などに滞留。	市内の鉄道は全て不通が継続。	一部復旧し、復旧した箇所でも折り返し運転が開始。	いずれかの路線で、大阪市とつながるまで復旧。	主要路線は復旧。
	道路	路面被害、橋りょう被害と共に、木造密集市街地を中心とする倒壊家屋による道路閉塞が発生。停電により信号機が作動せず、各地で交通に混乱が発生。	道路啓開※により、道路不通箇所が減少。高速道路は緊急車両専用として一部供用再開。緊急交通路において一般の通行の規制実施。一方、避難や安否確認、救援に向かう車両によって各地で渋滞が発生。	道路不通箇所は引き続き減少。幹線道路を中心に渋滞発生。	【左記状況の継続】	市内交通がほぼ復旧。
	電力	発電所の一時停止、変電所被害等により、全域で一時的に停電。	変電所被害があったエリアを除き徐々に復旧。病院等重要施設では非常用発電装置で対応、設備を有さない施設には電源車を配備して対応。燃料の供給に支障。	復旧が進み、1週間程度ではほぼ応急復旧が完了。		
	通信	近畿全域で通信が輻輳し、一般回線による通話はほぼ不能。メール等パケット通信にも遅延発生。災害用伝言ダイヤルの運用開始。	一部では通話可能となるが、大部分で輻輳が継続。メールはほぼ正常化。一方で、停電エリアの基地局等で非常用電源の燃料補充が間に合わず停波するところも発生。避難所等では、衛星公衆電話や、携帯各社の移動中継局が配備開始。	避難所対応等は継続しつつも、通話等はほぼ正常化。		

※道路啓開とは、地震等の災害発生時に、被災地への緊急輸送等の交通を迅速に確保するために、道路上の段差の擦り付けや障害物の除去を行うこと。

表2-2-1 災害シナリオ（上町断層帯地震）（3/6）

		発災直後	～3日	～1週間	～2週間	～1か月
ライフ ライン	ガス	市内全域で都市ガスの供給が停止。	被害状況の確認が行われ、安全が確認された一部で供給再開。	復旧工事により、供給停止世帯数が減少。	【左記状況の継続】	市内全域の復旧には1～2か月必要。
	上水道	上水道施設の被害が発生し、市内の7割、約60万人が断水。配水管被害により、道路で漏水する箇所も発生。	引き続き断水状態継続。給水車等による応急給水対応実施。	応急復旧作業が開始され、市内の断水世帯数が減少。配水幹線付近で仮設給水栓設置。	【左記状況の継続】	上水道の応急復旧が完了。
	下水道	全管路の約20%で被害発生。液状化により一部でマンホールの突出等の被害が発生。一部の処理場では液状化による被害も発生。沿岸部のポンプ場では一部で液状化の被害による機能停止。	管路被害の大きい区域では溢水が発生。緊急措置を逐次実施。各処理場では使用可能な施設で簡易処理を開始。避難所ではマンホールトイレの使用を開始。	管路施設については応急復旧を開始。各処理場では引き続き簡易処理運転。各ポンプ場では応急措置による運転を再開。	【左記状況の継続】	管路施設の応急復旧完了。一部処理場では引き続き簡易処理を継続。
	河川・港湾	港湾の岸壁や河川堤防で液状化による被害が発生。	河川堤防の応急復旧を行い、機能を回復。使用可能な港湾埠頭については、道路の段差などを補修し、機能を回復。	被災箇所の追加工事を行い、ある程度の機能を確保。	本格復旧工事の方針検討	【左記状況の継続】
救助・支援	建物倒壊	建物被害により約8,200人の負傷者、うち約450人の重傷者が発生。倒壊建物の下敷きになる住民が多数発生。救助活動は近隣住民、自主防災組織が主体。ただし、夜明け前の発災のため救助作業は難航。	消防、警察、自衛隊、広域緊急援助隊等が到着し、救出活動が本格化。一方で、本震により損傷した建物が余震によって倒壊し、新たな負傷者・救助対象者が発生。	引き続き救助活動を展開。発生後72時間を過ぎてからは救出生存率が急激に低下。	【左記状況の継続】	救助活動終了。

表2-2-1 災害シナリオ（上町断層帯地震）（4/6）

		発災直後	～3日	～1週間	～2週間	～1か月
救助・支援	火災	自主防災組織を中心に初期消火活動を実施、その後消防組織も加わり消火活動を実施。出火件数多数のため、広域な延焼が発生。	緊急消防援助隊の助けも受け、消火活動を継続。上水道を水源とする消火栓において使用不能箇所があり、付近の河川やプールから中継した放水活動を実施。	3日間で概ね消火活動は終了。通電火災への対応。	【左記状況の継続】	
	医療	道路閉塞や渋滞により、迅速な負傷者の救出・搬送が困難。医療機関に負傷者が殺到。トリアージの実施。	引き続き、医療機関に負傷者が殺到。地震により被害が発生した医療機関では医療機能が低下。電力や水、医薬品不足の問題が発生。DMAT ^{※1} の活動開始。	医療機関の混雑継続。医薬品の不足。ライフライン寸断の継続。重篤患者を中心に外部医療圏への搬送、転送を実施。避難所への巡回医療の準備。	避難所生活から来る疲労、ストレス等による体力の低下によって、罹病・病状の悪化が各地で発生、震災関連死発生等の危険性。	混乱は落ち着くものの、医療業務は引き続き多数発生。また、PTSD ^{※2} へのケアも必要。
	避難所	堺市の人口84万人のうち、地震により約半数にあたる42万人が災。住家被害、ライフラインの断絶、余震、火災等により14万人近くが避難所で生活。指定避難所以外の施設、又は自家用車やテントに避難する人も多数発生。	延焼火災の拡大により、避難住民が増加。食料・水等の物資不足、トイレ不足が顕在化。高齢者、障害者等の災害時要援護者への福祉避難所への移送等の対応実施。	一部の物資不足は解消されるものの、時間と共に物資ニーズが変化。一方で、避難所運営を手伝うボランティアが増加、市内各地で活動。	余震減少及びライフラインの復旧に応じた、住宅被害が軽微だった住民は避難所を退所。避難所暮らしに疲れを覚える人が増加。	避難者の一部は仮設住宅等へ入居。一方で避難所暮らしの長期化によって、高齢者を中心に体調を崩す人が増え、インフルエンザ等の感染症のリスクが増大。

※1 DMAT：災害派遣医療チーム（Disaster Medical Assistance Team）の略で、大規模災害等の現場に、急性期（おおむね48時間以内）に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チームのこと。

※2 PTSD：心的外傷後ストレス障害（Post Traumatic stress Disorder）

表2-2-1 災害シナリオ（上町断層帯地震）（5/6）

		発災直後	～3日	～1週間	～2週間	～1か月
救助・支援	住宅	全壊家屋の居住者は避難所や知人宅に身を寄せる一方で、半壊・一部損壊家屋の居住者は留まる者も多数。	ライフライン途絶の為、一部の住民は避難所へ移動。一方で、空き家における盗難も発生。	仮設住宅建設の決定。	仮設住宅建設の着工。	仮設住宅、公営住宅への入居開始。民間賃貸住宅の斡旋。
	帰宅困難者	堺駅、堺東駅、三国ヶ丘駅、中百舌鳥駅を中心に帰宅困難者が大量に発生。	バスを手配し、可能などころから順次輸送。			
	震災廃棄物	市内建物の半数にあたる約11万棟の全半壊により、大量の瓦礫が発生。	被害が小さかった地域では家内外の片付けを開始、廃棄物が増加。	【左記状況の継続】	全半壊の建物を除いて、概ね片付け完了。全半壊の建物の撤去が開始。震災廃棄物が急増。	廃棄物の置き場のスペースに不足発生。
行政対応	職員・庁舎被害	市庁舎の被害は軽微であったが、備品類が倒れ、パソコン転倒など業務開始に時間を要す。発生当初は職員の参集が進まず、深刻な人員不足。当日の参集は4割程度。安否確認できた職員も8割程度。	建物被害、電気や通信などのライフライン被害、延焼火災状況により、市本部や区本部等の運用に支障を来す可能性。また、被災者が市役所、区役所に多数避難。			連日の災害対応業務により、職員の健康問題が発生。
	他自治体からの応援	災害時応援協定を結ぶ自治体は応援準備を開始、先遣隊を派遣。	他自治体から応援職員が到着。応援職員の受入・活動調整が本格化。しかし、受入側の職員不足のため、対応困難。	他自治体からの支援職員が協力開始。	【左記状況の継続】	

表2-2-1 災害シナリオ（上町断層帯地震）（6/6）

		発災直後	～3日	～1週間	～2週間	～1か月
行政対応	ボランティア		各地からボランティアが終結。この段階では、市との連携は不十分。災害ボランティアセンターを設置して対応。	ボランティアの数が増大。	ボランティアセンターの運営が軌道に乗り、行政との連携が円滑化。	ボランティア活動の継続。
	備蓄・救援物資	備蓄物資の配布。協定に基づく緊急物資の提供・配布。	救援物資が徐々に到着。各避難所へ輸送を開始。道路交通情報の把握、避難所のニーズ把握に苦労。道路閉塞、交通渋滞により避難所への物資輸送に障害発生。	救援物資が殺到し、保管場所、仕分け要員、車両が不足。民間配送業者の協力も得て、24時間体制で救援物資を集配送。	配送体制は安定。時間と共に避難者のニーズは変化し、それらに対応した物資調達・提供方法を工夫。	
	建物危険度判定、り災証明		建物危険度判定の開始。他自治体からの応援調査員を受入。	建物被害認定調査、り災証明発行手続きの開始。	建物危険度判定の終了。り災証明発行手続き、各種被災支援手続きにより窓口が混乱。	【左記状況の継続】
	広報	市民、報道機関からの市内被害状況、災害対応状況等に関する問合せが殺到。	ホームページに震災関連を立ち上げる。	各種情報や支援物資の要望をホームページに掲載		
経済活動	金融関係	建物・設備の損傷より、営業停止となる施設多数。	対応可能な店舗の再開。	概ね正常化。避難所への出張窓口等を開設。		
	商業施設	建物・設備の損傷、流通の寸断により、営業停止となる施設多数。	交通機能の回復に伴い営業を再開する施設が増加。		市は被災企業への支援策を検討。	【左記状況の継続】
	工場	建物・設備の損傷、流通の寸断により、操業停止となる施設多数。	被災施設は操業停止継続。自施設の被災が無くとも、関連企業被災による操業の停止・縮小となる施設も発生。		市は被災企業への支援策を検討。	【左記状況の継続】

第3章 業務継続目標の設定

3.1 全庁的業務継続目標

前章に示した想定される被害に対して、堺市の行政組織としての全庁的な業務継続における目標を以下に示す。なお、目標とする実施時期については、その期間以内の開始を意味するものであり、業務継続の必要性に応じて、発災直後から必要な業務を開始するものである。

表3-1-1 堺市の全庁的な業務継続目標

目標時期	業務継続目標
24 時間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策本部・区災害対策本部の設置及び運営 ・ 消火・救急・救助等、人命保護のための活動の開始 ・ 緊急消防援助隊等の要請及び受援体制の確立 ・ 市民に対する災害広報活動の開始 ・ 避難所の開設及び避難者の収容 ・ 現地医療活動の開始 ・ 緊急物資等の調達・供給体制及び車両等輸送手段の確保 ・ 被災者に対する備蓄物資等の供給開始 ・ 市所管施設の被害状況の調査と応急措置の開始 ・ 自衛隊の災害派遣要請、府・各政令市等への応援要請の実施 ・ 市民相談窓口の開設 ・ 市の災害対策活動に不可欠な各種情報システムの再開
3 日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急給水の供給の実施 ・ 民間運送事業者の協力による緊急輸送体制の確立 ・ 被災者の健康維持活動の開始 ・ 遺体の収容及び処置 ・ 義援金及び物資の受付開始 ・ 各政令市等からの応援人員の受け入れ体制確立 ・ 災害ボランティアの受け入れ開始 ・ 民間建築物の応急危険度判定の実施 ・ 市所管施設の応急復旧計画の策定 ・ 災害廃棄物の搬入用地の確保等処理活動の開始 ・ コンビナート地域における事故対策及び二次災害防止の実施 ・ 市の基本的な行政機能の維持に不可欠な各種情報システムの再開
1 週間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公的賃貸住宅の斡旋又は提供の開始 ・ リ災証明の発行の開始 ・ 雇用・経済活動への影響の調査開始
1 か月以内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市所管施設の応急復旧の完了 ・ 応急仮設住宅の建設及び供与の開始 ・ 市内企業に対する各種支援活動の開始

3. 2 各局における業務継続目標

以下に、全庁的な目標を受けた災害対策本部体制における各局の目標をそれぞれ示す。

各局は、災害対策本部の指揮のもと、関係部局、関係機関と連携して、本目標に示す業務の開始、再開をめざすものとする。

表 堺市業務継続計画 局別業務継続目標（市長公室）

目標時期	業務継続目標
24時間以内	<ul style="list-style-type: none"> 【災害対策業務】 ・災害対策本部長（市長）等の秘書及び活動補佐 ・市民に対する広報活動の開始 ・市民相談窓口の開設・運営 ・各政令市等との応援等についての連絡調整 【優先通常業務】 ・各省庁及び指定都市市長会等の関係機関からの情報収集再開
3日以内	
1週間以内	<ul style="list-style-type: none"> 【優先通常業務】 ・市民や団体等からの市政への要望、意見書等の受付再開
1か月以内	

表 堺市業務継続計画 局別業務継続目標（危機管理室・防災計画室）

目標時期	業務継続目標
24時間以内	<ul style="list-style-type: none"> 【災害対策業務】 ・堺市災害対策本部の設置・運営 ・避難指示等の発令 ・被害情報等の収集及び集約 ・災害情報等の広報活動の実施 ・防災情報システム・無線通信機能等の復旧 ・災害救助法適用の手続き開始 ・自衛隊の災害派遣要請 ・府・各政令市等への応援要請
3日以内	<ul style="list-style-type: none"> 【災害対策業務】 ・各政令市等からの応援人員の受け入れ体制確立 ・民間運送業者等の協力を得た緊急輸送体制の確立と活動調整の開始
1週間以内	
1か月以内	

表 堺市業務継続計画 局別業務継続目標（総務局）

目標時期	業務継続目標
24時間以内	<ul style="list-style-type: none"> 【災害対策業務】 ・職員動員・安否状況の集約 ・庁舎の被害状況把握及び緊急措置 【優先通常業務】 ・庁舎及び付帯施設の維持管理業務の再開 ・電子計算機室の管理及び運用
3日以内	<ul style="list-style-type: none"> 【優先通常業務】 ・汎用機システム、行政情報ネットワークシステム、共通基盤システム、税総合電算システムの管理及び運用業務の再開
1週間以内	
1か月以内	<ul style="list-style-type: none"> 【優先通常業務】 ・職員の健康管理業務の再開

表 堺市業務継続計画 局別業務継続目標（財政局）

目標時期	業務継続目標
24時間以内	<ul style="list-style-type: none"> 【災害対策業務】 ・緊急物資（食糧・生活必需品）の調達・供給体制及び車両等輸送手段の確保 ・り災証明発行のための被害調査の企画調整開始 【優先通常業務】 ・一般会計、特別会計予算の編成及び執行管理
3日以内	<ul style="list-style-type: none"> 【災害対策業務】 ・減免制度、その他災害に関する措置などの広報 ・納期限の延長等の公告
1週間以内	<ul style="list-style-type: none"> 【災害対策業務】 ・り災証明発行のための被害調査開始 【優先通常業務】 ・税証明交付業務
1か月以内	

表 堺市業務継続計画 局別業務継続目標（市民人権局）

目標時期	業務継続目標
24時間以内	<p>【災害対策業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治会活動を通じた、住民への被害状況や応急・復旧対策に関する情報提供開始
3日以内	<p>【優先通常業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民基本台帳、印鑑登録、戸籍等に係る電算システムの再開 住民基本台帳、戸籍等に係る事務の再開 <p>【災害対策業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性のための国や関係機関の相談窓口情報について避難所への情報提供開始
1週間以内	
1か月以内	<p>【災害対策業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性のための相談窓口の開設【目標開設時期：2週間】 物価の安定及び物資の安定供給のための業務開始

表 堺市業務継続計画 局別業務継続目標（文化観光局）

目標時期	業務継続目標
24時間以内	<p>【災害対策業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> 海外からの支援受け入れにかかる調整開始 外国公館等からの外国人安否確認への対応開始 指定避難所としての施設の開設（桜文化会館・各体育館） <p>【優先通常業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> 歴史的資料の保全等に伴う博物館の維持管理の再開
3日以内	
1週間以内	<p>【災害対策業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> 文化財の被害調査開始
1か月以内	

表 堺市業務継続計画 局別業務継続目標（環境局）

目標時期	業務継続目標
24時間以内	<p>【災害対策業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境局に震災廃棄物対策室を設置・招集 ・ごみ・し尿処理施設の被害状況及び焼却炉に係る安全性、業務継続性確認 ・環境事業所の被害状況（バックカー、ダンプ車を含む）確認 ・収集委託事業者の被害状況の確認及び連絡体制の確立 ・危険物等（灯油、重油等の油脂、アンモニア、消石灰等の薬品類）の保管状況の確認
3日以内	<p>【災害対策業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各区役所と市民が家財ごみを自己搬入できる臨時の震災ごみ仮置き場の設置について調整 ・がれき搬入場用地の選定と確保に着手 ・指定避難所の仮設トイレのし尿収集及び生活ごみ収集を開始 ・震災ごみ仮置き場の整備に着手
1週間以内	<p>【災害対策業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各区に市民が家財ごみを自己搬入できる震災ごみ仮置き場を設置 <p>【優先通常業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭の生活ごみ・し尿収集を開始
1か月以内	<p>【災害対策業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がれき搬入場の造成、整備に着手 ・がれき搬入場の受入開始 ・仮設焼却炉の設置（設置数、位置、能力等）決定、関係法令手続き開始 ・仮設焼却炉の賃貸借契約締結

表 堺市業務継続計画 局別業務継続目標（健康福祉局）

目標時期	業務継続目標
24時間以内	<p>【災害対策業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所の開設・収容 ・現地医療対策 ・被災地における保健衛生活動 ・災害時要援護者の被災状況の把握及び保護 <p>【優先通常業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康危機管理の総合調整業務の再開、感染症及び結核の予防
3日以内	<p>【災害対策業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者の健康維持活動（心のケア含む）の開始 ・ボランティアの受け入れ・活動支援 ・遺体の収容及び処置 <p>【優先通常業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービス給付に対する体制整備 ・国民健康保険に関する業務の環境整備
1週間以内	<p>【優先通常業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神科医療の確保（精神保健福祉法に係る診療業務等の再開）
1か月以内	<p>【災害対策業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震災関連事業の執行に伴う支出事務

表 堺市業務継続計画 局別業務継続目標（子ども青少年局）

目標時期	業務継続目標
24時間以内	<p>【災害対策業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設等の入所児童の安全確保及び被災状況の把握 緊急に保護を要する児童の発見及び保護 福祉サービス等の緊急相談窓口の設置
3日以内	<p>【災害対策業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> 妊産婦、乳幼児とその保護者への支援
1週間以内	<p>【災害対策業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時における臨時保育の実施 <p>【優先通常業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公立保育所の施設維持管理
1か月以内	<p>【災害対策業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災児童へのメンタルケア支援

表 堺市業務継続計画 局別業務継続目標（産業振興局）

目標時期	業務継続目標
24時間以内	<p>【災害対策業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> 所管施設の被害状況の把握の完了 所管施設の管理の継続 関係機関との連絡調整 市内企業・事業所の被害状況調査 農水産業の被害状況の把握及び緊急対応
3日以内	<p>【災害対策業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農水産業関係の緊急対応（疫病・害虫防除・農業用施設の応急復旧）
1週間以内	<p>【災害対策業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> 雇用への影響・情報収集 被災事業者(店舗)に対する被災証明書の発行開始
1か月以内	<p>【優先通常業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> 堺市中小企業緊急特別資金融資の取扱の開始 労働相談業務の再開

表 堺市業務継続計画 局別業務継続目標（建築都市局）

目標時期	業務継続目標
24時間以内	<ul style="list-style-type: none"> 【災害対応業務】 ・防災拠点施設（指定避難所含む）・公共建築物等の損傷状況調査及び応急措置 ・危険性がある公共建築物・敷地への立入禁止及び避難対策 ・居住を継続できる市営住宅の応急修繕 【優先通常業務】 ・市有建築物の保全業務等の再開
3日以内	<ul style="list-style-type: none"> 【災害対応業務】 ・民間建築物・宅地の応急危険度判定体制の構築 ・判定実施規模等の策定、判定士の派遣要請・受入れ ・民間建築物・宅地の応急危険度判定の実施 ・公的賃貸住宅の被害と空室の状況の把握
1週間以内	<ul style="list-style-type: none"> 【災害対応業務】 ・公的賃貸住宅のあっせん又は提供
1か月以内	<ul style="list-style-type: none"> 【災害対応業務】 ・応急仮設住宅の建設及び供与（原則として20日以内）

表 堺市業務継続計画 局別業務継続目標（建設局）

目標時期	業務継続目標
24時間以内	<ul style="list-style-type: none"> 【災害対応業務】 ・所管施設の被害状況の把握の完了（管理道路、河川施設、公園等） ・関係機関（他管理者、協力事業者等）との連携体制構築 ・消防・救急等人命確保に係る緊急交通網の確保 【優先通常業務】 ・所管施設の管理の継続
3日以内	<ul style="list-style-type: none"> 【災害対応業務】 ・所管施設の応急復旧計画策定 【優先通常業務】 ・道路の占用・掘削許可業務の再開
1週間以内	<ul style="list-style-type: none"> 【災害対応業務】 ・所管施設の応急復旧計画の策定完了 ・応急復旧実施
1か月以内	<ul style="list-style-type: none"> 【災害対応業務】 ・所管施設の応急復旧の完了

表 堺市業務継続計画 局別業務継続目標（モデル区役所）

目標時期	業務継続目標
24時間以内	<p>【災害対策業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区災害対策本部の設置及び運営 ・区内指定避難所の開設・収容（自主防災組織等との協力による）、運営（スタッフの配置）、情報把握 ・災害時要援護者の被災状況の把握及び保護・支援 ・堺区民の安否確認の情報収集（指定避難所での入室者の名簿から） ・備蓄物資等の供給開始 ・災害に関する市民相談窓口の開設
3日以内	<p>【災害対策業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定避難所以外の避難所の把握 ・避難所生活上の要支援者の把握（要配慮者等避難所内の調整・関係機関連携） ・り災証明の発行にあたっての調整 ・避難者の健康状況確認、支援 <p>【優先通常業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民課に係る窓口・事務手続業務の再開 ・生活保護費の支給業務の再開
1週間以内	<p>【災害対策業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・り災証明の発行開始 <p>【優先通常業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険・年金に関する窓口・事務手続業務の再開
1か月以内	<p>【災害対策業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定避難所の統廃合の検討

表 堺市業務継続計画 局別業務継続目標（消防局）

目標時期	業務継続目標
24時間以内	<p>【災害対策業務（通常の警防活動体制から震災警防活動体制へ移行）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震災警防本部及び震災大隊本部の設置 ・被災状況等の収集 ・震災警防本部会議の開催 ・部隊運用の決定 ・消防隊の出場 消火・救助・救急活動（消火活動の優先） ・災害対策本部及び危機管理センターへの連絡員の派遣 ・緊急消防援助隊等の要請及び受援体制の確立等 ・消防団・事業所の自衛消防隊との連携 ・災害広報 ・コンビナート地域における被害状況調査・収集分析等
3日以内	<p>【災害対策業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンビナート地域における事故対策 ・燃料等救済物資の保管・取扱いに係る二次災害防止対応 ・被災危険物施設復旧工事に係る許可、検査等
1週間以内	
1か月以内	<p>【災害対策業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮設住宅等の建設に係る審査・検査等

表 堺市業務継続計画 局別業務継続目標（会計室）

目標時期	業務継続目標
24時間以内	<p>【優先通常業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現金及び有価証券の出納及び保管業務再開 ・支払業務再開 ・現金及び財産の記録管理業務再開 ・会計書類の記録及び保管業務再開 ・支払資金の調整業務再開 ・指定金融機関等の調整業務再開 ・支出負担行為の確認業務再開 ・支出に係る命令の審査業務再開 ・契約保証金の払出しに係る審査及び確認業務の再開 ・堺市小口更生資金貸付基金の払出しに係る審査及び確認業務の再開
3日以内	<p>【災害対策業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市に寄託される義援金品の受付開始 ・義援物資の配分開始
1週間以内	<p>【災害対策業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・義援物資に関するボランティア等の活動計画の作成
1か月以内	<p>【優先通常業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物品の出納及び保管業務再開 ・歳入歳出外現金に係る審査・確認業務再開 ・会計室の庶務業務再開

表 堺市業務継続計画 局別業務継続目標（上下水道局）

目標時期	業務継続目標
24時間以内	<p>【災害対策業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危機管理体制、受援体制の確立 ・上下水道施設の被害状況の把握 <p>【優先通常業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配水場その他の上水道施設の水運用 ・経理・支払事務の再開
3日以内	<p>【災害対策業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上下水道施設の復旧計画の策定 ・応急給水の実施 ・道路陥没等の応急復旧 ・下水道施設の緊急調査及び緊急措置
1週間以内	<p>【災害対策業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・送・配水管等の管路、給水設備の応急復旧 ・下水道管路の調査・応急復旧
1か月以内	<p>【災害対策業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上水道施設の応急復旧の完了 ・下水道施設の応急復旧の完了 <p>【優先通常業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配水場その他の水道施設に係る維持管理（配水施設の巡視・点検） ・処理場その他の下水道施設に係る維持管理 ・水質検査及び水質管理（毎日検査業務）

表 堺市業務継続計画 局別業務継続目標（教育委員会事務局）

目標時期	業務継続目標
24時間以内	<p>【災害対策業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所管施設の被災状況の確認及び応急対応 ・ 施設利用者がある場合の緊急避難措置及び安全確保 ・ 指定避難所（教育委員会所管の施設に限る）の開設及び後方支援
3日以内	<p>【災害対策業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児・児童・生徒、教職員等及びその家族の被災状況の確認 ・ 学校施設・設備の被災状況の確認及び応急復旧の開始 ・ 各学校園のネットワークの状態把握と不通時の対応
1週間以内	<p>【災害対策業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災幼児・児童・生徒の心身の健康保持 ・ 応急教育早期実施のための体制の確立 ・ 学校給食の応急措置
1か月以内	<p>【災害対策業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 応急教育等、代替施設の確保等実施 ・ 学校再開後の就学援助等の実施 ・ 幼児・児童・生徒等の健康診断等の実施

第4章 業務継続における執行体制

4.1 災害対策本部の体制

堺市では、「堺市地域防災計画」に基づき、市域に震度6弱以上の地震の揺れが観測された場合、迅速かつ的確に災害応急対策を実施するため、災害対策本部等を設置し、全市をあげて必要な組織動員体制をとる。

堺市災害対策本部の設置基準

- ア 市域において震度6弱以上を観測したとき。
- イ 大阪府に津波警報が発表されたとき。
- ウ 市域に災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を要する被害が発生したとき。
- エ 大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると市長が判断するとき。
- オ その他市長が必要と認めたとき。

また、災害が発生した場合は、災害の規模に応じ、次の配備基準により、職員の動員計画に基づきあらかじめ指定された場所に参加する。

表 4-1-1 地域防災計画に基づく堺市の配備基準

配備の種別		配備基準	配備する職員
危機管理センター	警戒配備 1号	① 市域において震度4を観測したとき ② 大阪府に津波注意報が発表されたとき	情報収集及び伝達に必要な人員を配備
	警戒配備 2号	① 市域において震度5弱または5強を観測したとき ② 災害の発生が相当程度に予測され、その事前対策をとる必要があるとき	軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員を配備
災害対策本部	対策配備	① 災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生するなど、大規模な災害が発生したとき、又は発生する恐れがあるとき ② 大阪府に津波警報（津波）が発表されたとき	総合的応急対策活動に必要な人員を配備
	<u>全員配備</u>	① <u>市域において震度6弱以上を観測したとき</u> ② <u>市域全域にわたる被害、又は特に甚大な局地的災害が発生したとき</u> ③ 大阪府に津波警報（大津波）が発表されたとき	<u>全員</u>

※アンダーラインは、本計画で想定する災害で該当する事項を指す。

本計画で想定するように、上町断層帯地震が勤務時間外に発生した場合、堺市の全職員は、全員配備の指令があったものとして、速やかに次に定める区分により参集し、それぞれの任務につく計画となっている。

堺市職員の参集区分（勤務時間外）

① 所属参集

課長級以上の職員及び災害時に実施すべき必要最低限の通常業務並びに防災対策を遂行するうえで特に必要と所属長が認めた職員は、自己の勤務する場所もしくは各所属で定めるそれぞれの拠点施設に参集する。また、区役所の各課、及び各区市税事務所に所属する職員においては自己の勤務する区役所に参集する。

② 直近参集

所属参集以外の職員は、居住地の直近の区役所に参集する。

③ 避難所参集（災害地区班員）

災害地区班員に任命されている職員は、出勤区分に応じてあらかじめ指定された指定避難所を開設し、自主防災組織をはじめとする地元住民と協力し、指定避難所運営を行う。

なお、本計画で前提とする上町断層帯地震は内陸で発生する地震のため該当しないことが想定されるが、大阪府に津波警報が発表された場合、津波浸水想定区域内の指定避難所は津波被害を受けるおそれがあることから、指定避難所の被害状況等を確認のうえ、安全が確認できた段階で開設することとし、当該指定避難所を担当する災害地区班員は、一旦、避難所を管轄する区役所へ参集することとする。

4. 2 職員の動員・参集の想定

上町断層帯地震が勤務時間外に発生した場合、堺市の職員は、前節で示したように、動員計画に従って所定の参集場所に自主参集を行うが、阪神・淡路大震災での事例のように、公共交通機関の途絶や、職員自身の負傷等の被害により、参集には時間を要することが想定される。

ここでは、堺市の職員参集について、その想定方法の概要と結果を示す。

参集想定は、職員居住地と参集拠点との距離に基づく移動に要する時間の計算結果、参集方法や参集にかかる制約条件（家族内の災害時要援護者の有無など）の調査結果、第2章で示した上町断層帯地震で想定される被害状況及び同様の勤務時間外発災であった阪神・淡路大震災の被災自治体の参集状況を組み合わせ、以下のように設定した。

(1) 基礎条件設定

- 地震発生後は、基本的に全交通機関が使用不能となるものとする。
- 参集する職員は全員自宅から出発し、参集場所へ向かう。ただし、産休中等の理由により、参集できない職員を除く。
- 参集開始までに要する時間は、参集にかかる職員の状況調査結果を用い、次のとおりとする。
 - 家族内に災害時要援護者がおり、職員自身の援助を必要とするなど、早期参集が不可能と判断できる職員は自身及び家族の十分な安全確保が実施できた後に参集するものとし、参集開始までに72時間を要するものとする。
 - 家族内に妊婦や幼児がおり、避難行動に職員自身の援助を必要とする等で、早期参集が困難と判断できる職員は、参集開始までに24時間を要するものとする。
 - 各職員それぞれが市の災害対策活動実施の重要な役割を担うものと認識して最低限の準備で直ちに参集を開始するものとして設定している。
- 出発地点から参集地点までの直線距離を、参集手段に応じた速度で進むものと仮定し、参集における移動時間を算出する。なお、参集手段別の速度は以下のとおりと設定した。
 - 徒歩：3km/h
 - 自転車：8km/h
 - バイク：15km/h
- 「参集開始までに要する時間」＋「参集における移動時間」＝「参集所要時間」とする。

(2) 被害想定結果等による職員自身の負傷等の考慮

「堺市地震災害想定総合調査(平成20年度実施)」の結果と、阪神・淡路大震災の状況を考

慮し、前記（１）に基づく参集所要時間想定による参集想定者数に、発災からの時期に応じた職員自身の負傷等による所定の参集不能率を乗じることで、最終的な災害時の状況を考慮した参集者数を想定する。

参集不能率は、発災からの時期に応じて以下のとおりと仮定する。

<発災～24時間>

○全壊・半壊等、自宅が災害により被害を受ける者は、発災～24時間は参集不能とする。

自宅が災害により被害を受ける者は、被害想定におけるり災者数に相当するため、市民のり災者数（420,132人）を堺市の屋内人口（846,892人（早朝））で除したり災率である、49.6%の職員を参集不能とする。

○阪神・淡路大震災時の芦屋市職員に対するアンケートによれば、回答した職員の5.5%が自宅周辺及び、参集途上に被災現場で救助活動等を行っている。このデータを用い、5.5%の職員は救助活動により参集不能とする。

（出典：（財）消防科学総合センター『地域防災データ総覧 阪神・淡路大震災基礎データ編』）

○上記２種類の要因を合計した、55.1%の職員を参集不能とする。

<24時間～72時間>

○自宅が災害により被災し、自身及び家族を含めて避難が必要なものは、72時間（3日間）は、自身及び家族の安全確保のために参集不能となるものと仮定する。これを、被害想定における避難所生活者数（138,643人）と考え、人口比により、16.4%の職員を参集不能とする。

<3日～1週間>

○職員自身及び家族が、死亡あるいは負傷した場合を参集不能とする。死亡及び、負傷者の発生率は、被害想定に基づき、市民の死亡者数（3,017名：0.3%）及び負傷者数（12,812人：1.5%）の和、（15,829名：1.9%）とする。この、1.9%の死亡及び負傷が、自身及び家族（自身を含めて5名と仮定）に1名以上発生する確率を算出し、その計算結果である9.0%の職員を参集不能とする。

<1週間以降>

○職員自身が、死亡あるいは負傷した場合を参集不能とする。被害想定による死亡及び、負傷者の発生率は、上記のとおり1.9%であるため、1.9%の職員を参集不能とする。

以上の災害による参集不能率を取りまとめると、表4-2-1のとおりとなる。職員の被災等を考慮しない前記（１）による想定結果に、この参集不能率を乗じることで、職員の被災等、災害の影響を考慮した職員参集率を想定している。

表4-2-1 災害発生に起因する参集不能率の設定

要因	発災からの経過時間			
	0～24時間	24～72時間	3日～1週間	1週間以降
自身の死傷	下記に含む	下記に含む	下記に含む	1.9%
自身・家族の死傷	下記に含む	下記に含む	9.0%	
自身・家族の要避難	下記に含む	16.4%		
自宅の全壊・半壊等	49.6%			
救助活動	5.5%			
災害による参集不能率	55.1%	16.4%	9.0%	1.9%

(3) 職員の所属に関する条件設定

職員の所属等に関する条件設定は、以下のとおりとする。

- 消防局職員については、休日・夜間等の発災であっても勤務中である職員の平均的な人数である230名については、あらかじめ参集済みであるものとする。
- 参集想定は、常時所属（平常時に所属している部局）と災害時所属（災害時に常時の勤務場所と異なる場所に参集する職員の場合、参集先を統括する部局に所属するものとする）に分けて行う。災害時所属の具体の設定は以下のとおり。
 - 区役所に参集する直近参集者は、災害時の所属は区とし、区の指揮下（区の戦力職員）とする。
 - 避難所に参集する災害地区班員は、直近参集者と同様に災害時の所属は区とし、避難所開設・運営を統括する区の指揮下とする。
 - 上記2点について、災害対応のある段階で所属に戻る可能性が想定されるが、区は、避難所開設・運営、区域の被害情報の収集、各種窓口業務等、多数の職員が必要な業務があり、業務継続計画の対象期間においては、所属には戻らないものとする。

(4) 参集想定結果

上記条件に基づく職員の被災等を考慮した参集想定結果を示す。参集想定結果は、各部局毎の結果と、本庁部局及び各区の集計結果を合わせて示す。なお、本庁部局とは、本庁舎に所在する部局、消防局及び上下水道局をさすものである。

表4-2-2 組織・経過時間別の想定参集者数（常時所属）

局・室・区名	発災からの経過時間											
	1時間	3時間	6時間	12時間	24時間	2日	3日	7日	10日	14日	30日	
市長公室	5	26	33	35	35	64	64	69	74	74	74	74
危機管理室・防災計画室 (危機管理センター)	2	8	10	10	10	18	18	19	21	21	21	21
総務局	3	29	38	40	40	85	85	94	101	101	101	101
財政局	11	103	137	149	153	329	329	363	392	392	392	392
市民人権局	5	40	53	56	57	117	117	127	137	137	137	137
文化観光局	3	38	50	53	56	116	117	129	139	139	139	139
環境局	4	86	119	125	128	257	257	282	304	304	304	304
健康福祉局	13	115	149	160	162	342	344	381	411	411	411	411
子ども青少年局	25	158	205	210	210	432	432	471	508	508	508	508
産業振興局	2	20	30	31	32	68	68	74	79	79	79	79
建築都市局	7	91	124	134	137	263	263	289	312	312	312	312
建設局	4	123	161	174	175	346	346	380	410	410	410	410
消防局	282	484	517	522	523	794	794	844	892	892	892	892
会計室	1	5	8	8	8	17	17	18	20	20	20	20
上下水道局	5	171	233	247	251	519	519	566	610	610	610	610
教育委員会事務局	12	114	141	150	154	328	329	359	387	387	387	387
選挙管理委員会	0	3	3	3	3	8	8	8	9	9	9	9
監査事務局	0	3	5	6	6	13	13	15	16	16	16	16
農業委員会事務局	0	3	4	4	5	9	9	10	11	11	11	11
人事委員会事務局	0	3	4	4	4	8	8	9	10	10	10	10
議会事務局	1	9	11	11	11	23	23	25	26	26	26	26
堺区	3	62	84	93	95	208	208	235	253	253	253	253
中区	5	41	56	60	61	125	125	136	146	146	146	146
東区	2	27	42	45	45	93	93	102	110	110	110	110
西区	3	41	55	60	60	131	131	146	157	157	157	157
南区	3	51	72	75	75	152	152	169	183	183	183	183
北区	4	44	60	66	66	146	146	163	176	176	176	176
美原区	2	29	41	44	44	83	83	90	97	97	97	97
合計	407	1,927	2,445	2,575	2,606	5,094	5,098	5,573	5,991	5,991	5,991	5,991
本庁部局職員合計	385	1,632	2,035	2,132	2,160	4,156	4,160	4,532	4,869	4,869	4,869	4,869
区役所職員合計	22	295	410	443	446	938	938	1,041	1,122	1,122	1,122	1,122

表4-2-3 組織・経過時間別の想定参集率（常時所属）

局・室・区名	発災からの経過時間											
	1時間	3時間	6時間	12時間	24時間	2日	3日	7日	10日	14日	30日	
市長公室	6.6%	34.2%	43.4%	46.1%	46.1%	84.2%	84.2%	90.8%	97.4%	97.4%	97.4%	97.4%
危機管理室・防災計画室 (危機管理センター)	9.5%	38.1%	47.6%	47.6%	47.6%	85.7%	85.7%	90.5%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
総務局	2.8%	26.6%	34.9%	36.7%	36.7%	78.0%	78.0%	86.2%	92.7%	92.7%	92.7%	92.7%
財政局	2.7%	25.2%	33.6%	36.5%	37.5%	80.6%	80.6%	89.0%	96.1%	96.1%	96.1%	96.1%
市民人権局	3.5%	27.8%	36.8%	38.9%	39.6%	81.3%	81.3%	88.2%	95.1%	95.1%	95.1%	95.1%
文化観光局	2.0%	25.2%	33.1%	35.1%	37.1%	76.8%	77.5%	85.4%	92.1%	92.1%	92.1%	92.1%
環境局	1.3%	27.3%	37.8%	39.7%	40.6%	81.6%	81.6%	89.5%	96.5%	96.5%	96.5%	96.5%
健康福祉局	2.8%	24.9%	32.3%	34.6%	35.1%	74.0%	74.5%	82.5%	89.0%	89.0%	89.0%	89.0%
子ども青少年局	4.6%	29.2%	37.8%	38.7%	38.7%	79.7%	79.7%	86.9%	93.7%	93.7%	93.7%	93.7%
産業振興局	2.4%	23.5%	35.3%	36.5%	37.6%	80.0%	80.0%	87.1%	92.9%	92.9%	92.9%	92.9%
建築都市局	2.2%	28.4%	38.8%	41.9%	42.8%	82.2%	82.2%	90.3%	97.5%	97.5%	97.5%	97.5%
建設局	0.9%	28.7%	37.5%	40.6%	40.8%	80.7%	80.7%	88.6%	95.6%	95.6%	95.6%	95.6%
消防局	29.9%	51.4%	54.9%	55.4%	55.5%	84.3%	84.3%	89.6%	94.7%	94.7%	94.7%	94.7%
会計室	5.0%	25.0%	40.0%	40.0%	40.0%	85.0%	85.0%	90.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
上下水道局	0.8%	26.6%	36.3%	38.5%	39.1%	80.8%	80.8%	88.2%	95.0%	95.0%	95.0%	95.0%
教育委員会事務局	3.0%	28.1%	34.7%	36.9%	37.9%	80.8%	81.0%	88.4%	95.3%	95.3%	95.3%	95.3%
選挙管理委員会	0.0%	33.3%	33.3%	33.3%	33.3%	88.9%	88.9%	88.9%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
監査事務局	0.0%	18.8%	31.3%	37.5%	37.5%	81.3%	81.3%	93.8%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
農業委員会事務局	0.0%	27.3%	36.4%	36.4%	45.5%	81.8%	81.8%	90.9%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
人事委員会事務局	0.0%	30.0%	40.0%	40.0%	40.0%	80.0%	80.0%	90.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
議会事務局	3.6%	32.1%	39.3%	39.3%	39.3%	82.1%	82.1%	89.3%	92.9%	92.9%	92.9%	92.9%
堺区	1.1%	23.2%	31.5%	34.8%	35.6%	77.9%	77.9%	88.0%	94.8%	94.8%	94.8%	94.8%
中区	3.2%	26.3%	35.9%	38.5%	39.1%	80.1%	80.1%	87.2%	93.6%	93.6%	93.6%	93.6%
東区	1.7%	22.3%	34.7%	37.2%	37.2%	76.9%	76.9%	84.3%	90.9%	90.9%	90.9%	90.9%
西区	1.9%	25.3%	34.0%	37.0%	37.0%	80.9%	80.9%	90.1%	96.9%	96.9%	96.9%	96.9%
南区	1.6%	26.4%	37.3%	38.9%	38.9%	78.8%	78.8%	87.6%	94.8%	94.8%	94.8%	94.8%
北区	2.1%	23.5%	32.1%	35.3%	35.3%	78.1%	78.1%	87.2%	94.1%	94.1%	94.1%	94.1%
美原区	2.0%	28.7%	40.6%	43.6%	43.6%	82.2%	82.2%	89.1%	96.0%	96.0%	96.0%	96.0%
合計	6.4%	30.4%	38.6%	40.7%	41.2%	80.4%	80.5%	88.0%	94.6%	94.6%	94.6%	94.6%
本庁部局職員合計	7.5%	31.7%	39.5%	41.4%	42.0%	80.8%	80.8%	88.1%	94.6%	94.6%	94.6%	94.6%
区役所職員合計	1.9%	24.9%	34.5%	37.3%	37.6%	79.0%	79.0%	87.7%	94.5%	94.5%	94.5%	94.5%

表4-2-4 組織・経過時間別の想定参集者数（災害時所属）

局・室・区名	発災からの経過時間											
	1時間	3時間	6時間	12時間	24時間	2日	3日	7日	10日	14日	30日	
市長公室	2	15	18	20	20	34	34	36	38	38	38	38
危機管理室・防災計画室 (危機管理センター)	2	19	27	28	28	52	52	57	61	61	61	61
総務局	0	16	21	22	22	50	50	56	60	60	60	60
財政局	1	45	63	69	70	151	151	167	180	180	180	180
市民人権局	1	16	22	24	24	52	52	56	61	61	61	61
文化観光局	0	12	17	18	20	43	43	46	50	50	50	50
環境局	1	56	82	86	87	175	175	193	208	208	208	208
健康福祉局	3	84	109	115	116	248	249	278	300	300	300	300
子ども青少年局	19	128	165	168	168	338	338	368	396	396	396	396
産業振興局	0	9	14	15	15	30	30	33	35	35	35	35
建築都市局	4	60	85	93	94	181	181	198	214	214	214	214
建設局	4	107	142	153	153	304	304	333	359	359	359	359
消防局	282	483	516	521	522	793	793	842	890	890	890	890
会計室	0	3	4	4	4	8	8	8	9	9	9	9
上下水道局	4	162	224	237	242	502	502	547	590	590	590	590
教育委員会事務局	2	40	55	58	59	130	130	142	153	153	153	153
選挙管理委員会	0	0	0	1	1	2	2	2	2	2	2	2
監査事務局	0	0	1	2	2	4	4	5	5	5	5	5
農業委員会事務局	0	0	0	1	1	2	2	2	2	2	2	2
人事委員会事務局	0	1	1	1	1	3	3	3	3	3	3	3
議会事務局	0	1	2	2	2	5	5	5	6	6	6	6
堺区	17	129	169	185	188	405	406	454	490	490	490	490
中区	8	73	93	100	101	207	207	226	243	243	243	243
東区	11	77	111	123	124	247	247	272	293	293	293	293
西区	12	83	112	122	126	275	275	305	329	329	329	329
南区	11	141	174	182	183	371	371	409	441	441	441	441
北区	21	108	137	147	151	324	324	357	385	385	385	385
美原区	3	57	78	81	81	161	161	175	188	188	188	188
合計	408	1,925	2,442	2,578	2,605	5,097	5,099	5,575	5,991	5,991	5,991	5,991
本庁部局職員合計	325	1,257	1,568	1,638	1,651	3,107	3,108	3,377	3,622	3,622	3,622	3,622
区役所職員合計	83	668	874	940	954	1,990	1,991	2,198	2,369	2,369	2,369	2,369

表4-2-5 組織・経過時間別の想定参集率（災害時所属）
（災害時の所属人数を母数とする場合）

局・室・区名	発災からの経過時間											
	1時間	3時間	6時間	12時間	24時間	2日	3日	7日	10日	14日	30日	
市長公室	5.0%	37.5%	45.0%	50.0%	50.0%	85.0%	85.0%	90.0%	95.0%	95.0%	95.0%	95.0%
危機管理室・防災計画室 （危機管理センター）	3.2%	30.6%	43.5%	45.2%	45.2%	83.9%	83.9%	91.9%	98.4%	98.4%	98.4%	98.4%
総務局	0.0%	23.9%	31.3%	32.8%	32.8%	74.6%	74.6%	83.6%	89.6%	89.6%	89.6%	89.6%
財政局	0.5%	23.4%	32.8%	35.9%	36.5%	78.6%	78.6%	87.0%	93.8%	93.8%	93.8%	93.8%
市民人権局	1.5%	24.2%	33.3%	36.4%	36.4%	78.8%	78.8%	84.8%	92.4%	92.4%	92.4%	92.4%
文化観光局	0.0%	20.0%	28.3%	30.0%	33.3%	71.7%	71.7%	76.7%	83.3%	83.3%	83.3%	83.3%
環境局	0.5%	25.9%	38.0%	39.8%	40.3%	81.0%	81.0%	89.4%	96.3%	96.3%	96.3%	96.3%
健康福祉局	0.9%	24.1%	31.2%	33.0%	33.2%	71.1%	71.3%	79.7%	86.0%	86.0%	86.0%	86.0%
子ども青少年局	4.4%	29.9%	38.6%	39.3%	39.3%	79.0%	79.0%	86.0%	92.5%	92.5%	92.5%	92.5%
産業振興局	0.0%	22.5%	35.0%	37.5%	37.5%	75.0%	75.0%	82.5%	87.5%	87.5%	87.5%	87.5%
建築都市局	1.8%	27.3%	38.6%	42.3%	42.7%	82.3%	82.3%	90.0%	97.3%	97.3%	97.3%	97.3%
建設局	1.1%	28.4%	37.7%	40.6%	40.6%	80.6%	80.6%	88.3%	95.2%	95.2%	95.2%	95.2%
消防局	30.0%	51.4%	54.9%	55.4%	55.6%	84.3%	84.3%	89.6%	94.7%	94.7%	94.7%	94.7%
会計室	0.0%	33.3%	44.4%	44.4%	44.4%	88.9%	88.9%	88.9%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
上下水道局	0.6%	26.1%	36.1%	38.2%	39.0%	80.8%	80.8%	88.1%	95.0%	95.0%	95.0%	95.0%
教育委員会事務局	1.2%	23.8%	32.7%	34.5%	35.1%	77.4%	77.4%	84.5%	91.1%	91.1%	91.1%	91.1%
選挙管理委員会	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
監査事務局	0.0%	0.0%	20.0%	40.0%	40.0%	80.0%	80.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
農業委員会事務局	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
人事委員会事務局	0.0%	33.3%	33.3%	33.3%	33.3%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
議会事務局	0.0%	14.3%	28.6%	28.6%	28.6%	71.4%	71.4%	71.4%	85.7%	85.7%	85.7%	85.7%
堺区	3.3%	25.3%	33.2%	36.3%	36.9%	79.6%	79.8%	89.2%	96.3%	96.3%	96.3%	96.3%
中区	3.1%	28.6%	36.5%	39.2%	39.6%	81.2%	81.2%	88.6%	95.3%	95.3%	95.3%	95.3%
東区	3.6%	25.0%	36.0%	39.9%	40.3%	80.2%	80.2%	88.3%	95.1%	95.1%	95.1%	95.1%
西区	3.6%	24.6%	33.2%	36.2%	37.4%	81.6%	81.6%	90.5%	97.6%	97.6%	97.6%	97.6%
南区	2.4%	30.9%	38.2%	39.9%	40.1%	81.4%	81.4%	89.7%	96.7%	96.7%	96.7%	96.7%
北区	5.3%	27.0%	34.3%	36.8%	37.8%	81.0%	81.0%	89.3%	96.3%	96.3%	96.3%	96.3%
美原区	1.5%	29.4%	40.2%	41.8%	41.8%	83.0%	83.0%	90.2%	96.9%	96.9%	96.9%	96.9%
合計	6.4%	30.4%	38.6%	40.7%	41.1%	80.5%	80.5%	88.0%	94.6%	94.6%	94.6%	94.6%
本庁部局職員合計	8.4%	32.4%	40.5%	42.3%	42.6%	80.2%	80.2%	87.2%	93.5%	93.5%	93.5%	93.5%
区役所職員合計	3.4%	27.2%	35.5%	38.2%	38.8%	80.9%	81.0%	89.4%	96.3%	96.3%	96.3%	96.3%

表4-2-6 組織・経過時間別の想定参集率（災害時所属）
（常時の所属人数を母数とする場合）

局・室・区名	発災からの経過時間											
	1 時 間	3 時 間	6 時 間	12 時 間	24 時 間	2 日	3 日	7 日	10 日	14 日	30 日	
市長公室	2.6%	19.7%	23.7%	26.3%	26.3%	44.7%	44.7%	47.4%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%
危機管理室・防災計画室 （危機管理センター）	9.5%	90.5%	128.6%	133.3%	133.3%	247.6%	247.6%	271.4%	290.5%	290.5%	290.5%	290.5%
総務局	0.0%	14.7%	19.3%	20.2%	20.2%	45.9%	45.9%	51.4%	55.0%	55.0%	55.0%	55.0%
財政局	0.2%	11.0%	15.4%	16.9%	17.2%	37.0%	37.0%	40.9%	44.1%	44.1%	44.1%	44.1%
市民人権局	0.7%	11.1%	15.3%	16.7%	16.7%	36.1%	36.1%	38.9%	42.4%	42.4%	42.4%	42.4%
文化観光局	0.0%	7.9%	11.3%	11.9%	13.2%	28.5%	28.5%	30.5%	33.1%	33.1%	33.1%	33.1%
環境局	0.3%	17.8%	26.0%	27.3%	27.6%	55.6%	55.6%	61.3%	66.0%	66.0%	66.0%	66.0%
健康福祉局	0.6%	18.2%	23.6%	24.9%	25.1%	53.7%	53.9%	60.2%	64.9%	64.9%	64.9%	64.9%
子ども青少年局	3.5%	23.6%	30.4%	31.0%	31.0%	62.4%	62.4%	67.9%	73.1%	73.1%	73.1%	73.1%
産業振興局	0.0%	10.6%	16.5%	17.6%	17.6%	35.3%	35.3%	38.8%	41.2%	41.2%	41.2%	41.2%
建築都市局	1.3%	18.8%	26.6%	29.1%	29.4%	56.6%	56.6%	61.9%	66.9%	66.9%	66.9%	66.9%
建設局	0.9%	24.9%	33.1%	35.7%	35.7%	70.9%	70.9%	77.6%	83.7%	83.7%	83.7%	83.7%
消防局	29.9%	51.3%	54.8%	55.3%	55.4%	84.2%	84.2%	89.4%	94.5%	94.5%	94.5%	94.5%
会計室	0.0%	15.0%	20.0%	20.0%	20.0%	40.0%	40.0%	40.0%	45.0%	45.0%	45.0%	45.0%
上下水道局	0.6%	25.2%	34.9%	36.9%	37.7%	78.2%	78.2%	85.2%	91.9%	91.9%	91.9%	91.9%
教育委員会事務局	0.5%	9.9%	13.5%	14.3%	14.5%	32.0%	32.0%	35.0%	37.7%	37.7%	37.7%	37.7%
選挙管理委員会	0.0%	0.0%	0.0%	11.1%	11.1%	22.2%	22.2%	22.2%	22.2%	22.2%	22.2%	22.2%
監査事務局	0.0%	0.0%	6.3%	12.5%	12.5%	25.0%	25.0%	31.3%	31.3%	31.3%	31.3%	31.3%
農業委員会事務局	0.0%	0.0%	0.0%	9.1%	9.1%	18.2%	18.2%	18.2%	18.2%	18.2%	18.2%	18.2%
人事委員会事務局	0.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	30.0%	30.0%	30.0%	30.0%	30.0%	30.0%	30.0%
議会事務局	0.0%	3.6%	7.1%	7.1%	7.1%	17.9%	17.9%	17.9%	21.4%	21.4%	21.4%	21.4%
堺区	6.4%	48.3%	63.3%	69.3%	70.4%	151.7%	152.1%	170.0%	183.5%	183.5%	183.5%	183.5%
中区	5.1%	46.8%	59.6%	64.1%	64.7%	132.7%	132.7%	144.9%	155.8%	155.8%	155.8%	155.8%
東区	9.1%	63.6%	91.7%	101.7%	102.5%	204.1%	204.1%	224.8%	242.1%	242.1%	242.1%	242.1%
西区	7.4%	51.2%	69.1%	75.3%	77.8%	169.8%	169.8%	188.3%	203.1%	203.1%	203.1%	203.1%
南区	5.7%	73.1%	90.2%	94.3%	94.8%	192.2%	192.2%	211.9%	228.5%	228.5%	228.5%	228.5%
北区	11.2%	57.8%	73.3%	78.6%	80.7%	173.3%	173.3%	190.9%	205.9%	205.9%	205.9%	205.9%
美原区	3.0%	56.4%	77.2%	80.2%	80.2%	159.4%	159.4%	173.3%	186.1%	186.1%	186.1%	186.1%
合計	6.4%	30.4%	38.6%	40.7%	41.1%	80.5%	80.5%	88.0%	94.6%	94.6%	94.6%	94.6%
本庁部局職員合計	6.3%	24.4%	30.5%	31.8%	32.1%	60.4%	60.4%	65.6%	70.4%	70.4%	70.4%	70.4%
区役所職員合計	7.0%	56.3%	73.6%	79.2%	80.4%	167.6%	167.7%	185.2%	199.6%	199.6%	199.6%	199.6%

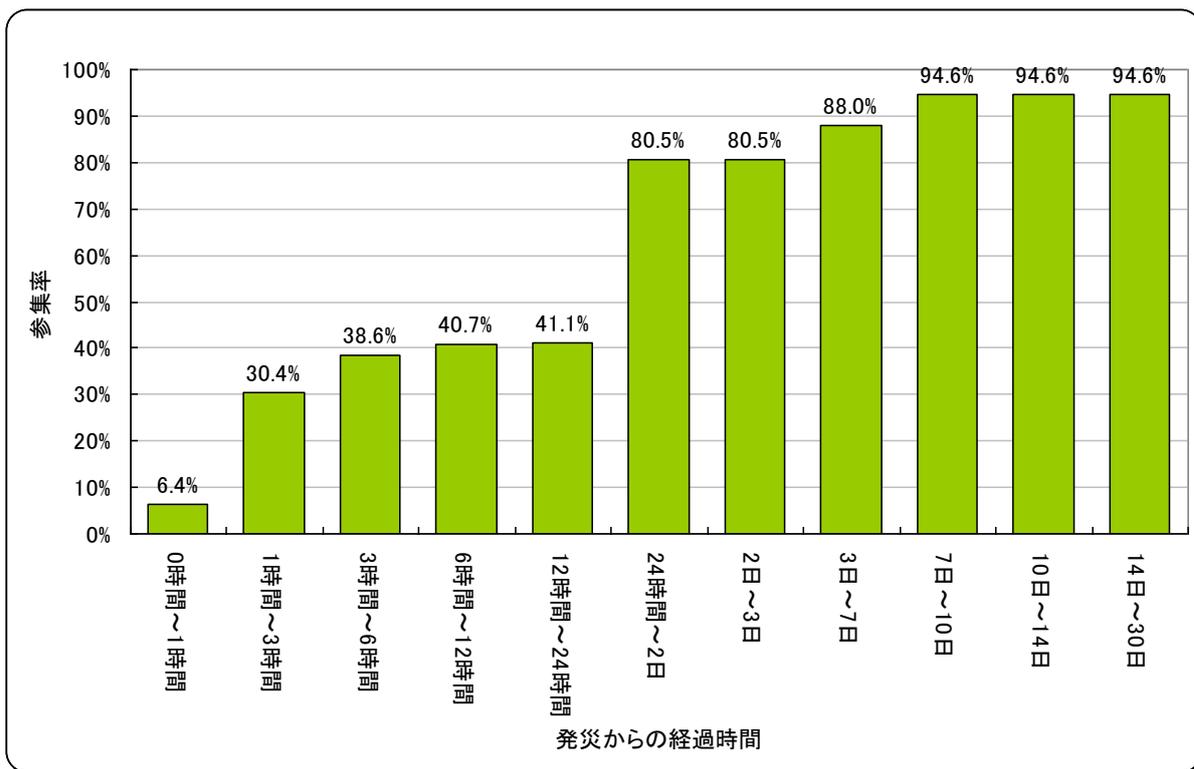


図4-2-1 全職員の経過時間別の想定参加率

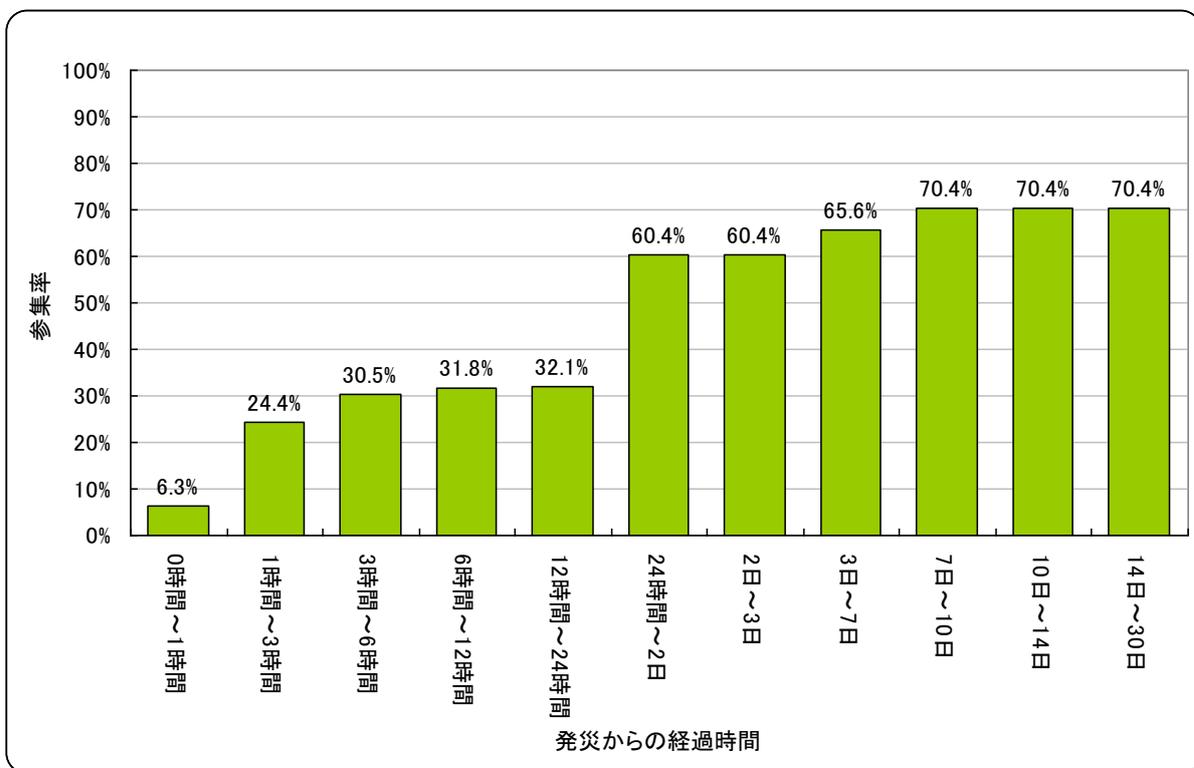


図4-2-2 災害時に本庁部局に所属する職員の経過時間別の想定参加率
(常時の所属人数を母数とする参加率)

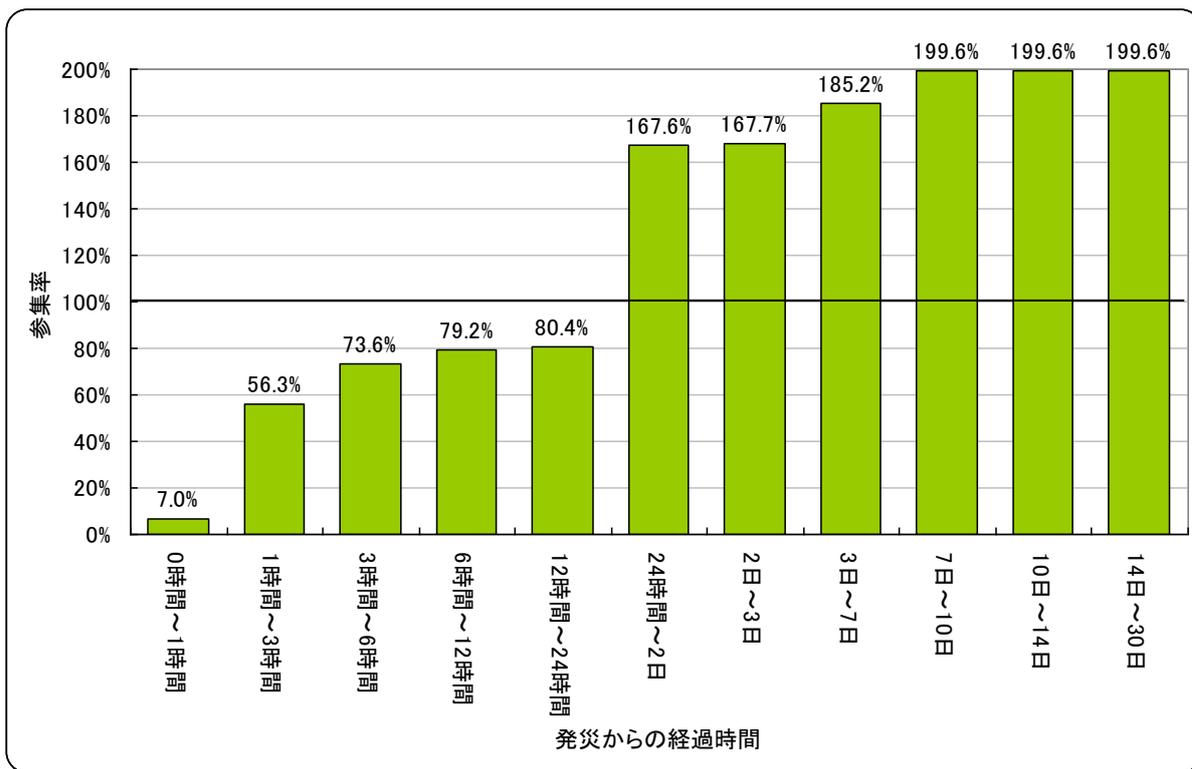


図4-2-3 災害時に各区に所属する職員の経過時間別の想定参集率
(常時の所属人数を母数とする参集率)

(5) 阪神・淡路大震災時の参集状況

内閣府の「阪神・淡路大震災 総括・検証 調査シート」に基づく、主要被災自治体の参集率を以下に示す。これと想定結果を比較すると、現状の堺市の参集想定は、発災当日についてはやや厳しく、2日目以降についてはやや参集率が高い。

表 4-2-7 阪神・淡路大震災における主要被災自治体の参集率

自治体名	発災からの経過時間毎の参集率						
	3時間後	当日	2日目	3日目	4日目	5日目	9日目
兵庫県		約40%					
神戸市		41%	約6割	約7割		8割	約9割
伊丹市		74.5%	80.3%	82.5%	84.5%		
西宮市		51%	66%	69%	78%		
芦屋市		42%	52%	60%	69%		
宝塚市	45%	60%					

(出典：内閣府 阪神・淡路大震災 総括・検証 調査シート：
<http://www.bousai.go.jp/kensho-hanshinawaji/chosa/index.htm>)

4. 3 業務継続にかかる庁舎施設等の状況

(1) 庁舎施設の耐震化状況

堺市の業務を継続するためには、職員が参集し、災害時に業務実施する庁舎施設の耐震性が確保できている必要がある。そのため、ここでは災害時に職員が参集する施設を対象として、耐震化の実施状況を整理する。

前節で示した参集想定において、市の動員計画に基づき職員が災害時に参集する庁舎施設は、全体で280施設である。このうち、新耐震基準となった昭和56年（1981年）以降に建てられた施設、耐震補強を実施した施設、耐震診断により耐震性ありと判断された施設等、耐震性が確保できている施設は252施設で、全体の約90%である。一方、耐震診断により耐震性に問題ありと判断されたが耐震補強を実施していない施設や、耐震診断未実施の施設など、耐震性なしもしくは不明と判断できる施設は28施設で、全体の約10%である。

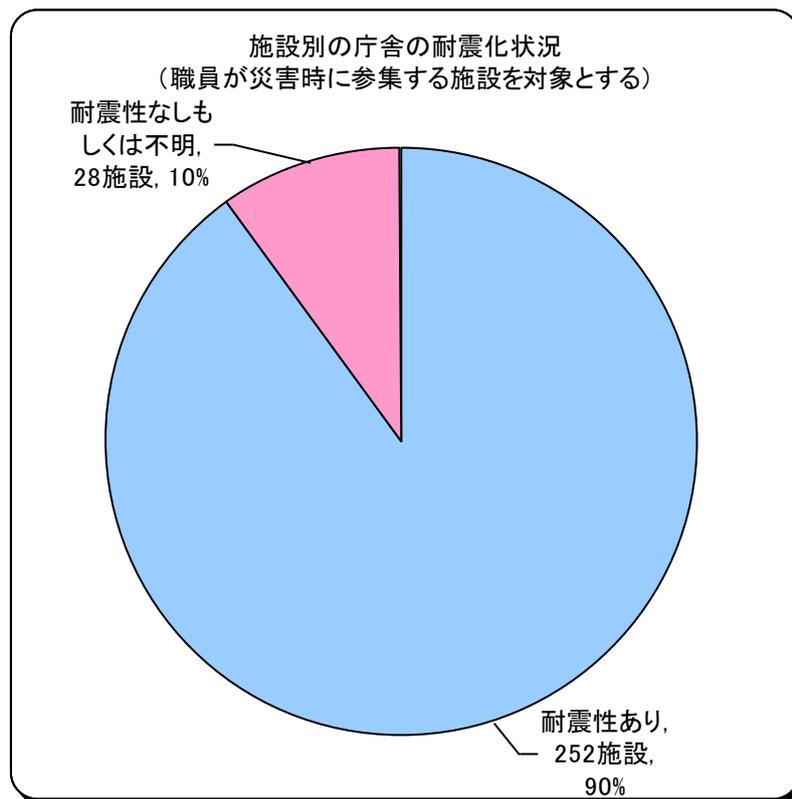


図4-3-1 施設別の庁舎の耐震化状況

上記の施設別の耐震化状況は、本庁舎や区役所等多くの職員が参集し業務を行う施設と、少数の職員のみ参集し業務を行う施設を同様に1施設として取り扱ったものである。

ここで、施設別の参集者数に着目し、職員が耐震性のある施設で業務を実施する体制となっているかを確認するため、各施設の参集者数を、参集する耐震性の有無で集計すると、耐

震性が確保できている施設で業務を行う職員が5,749人で約94%、耐震性が無しもしくは不明な施設で業務を行う職員は、350人で約6%となった。

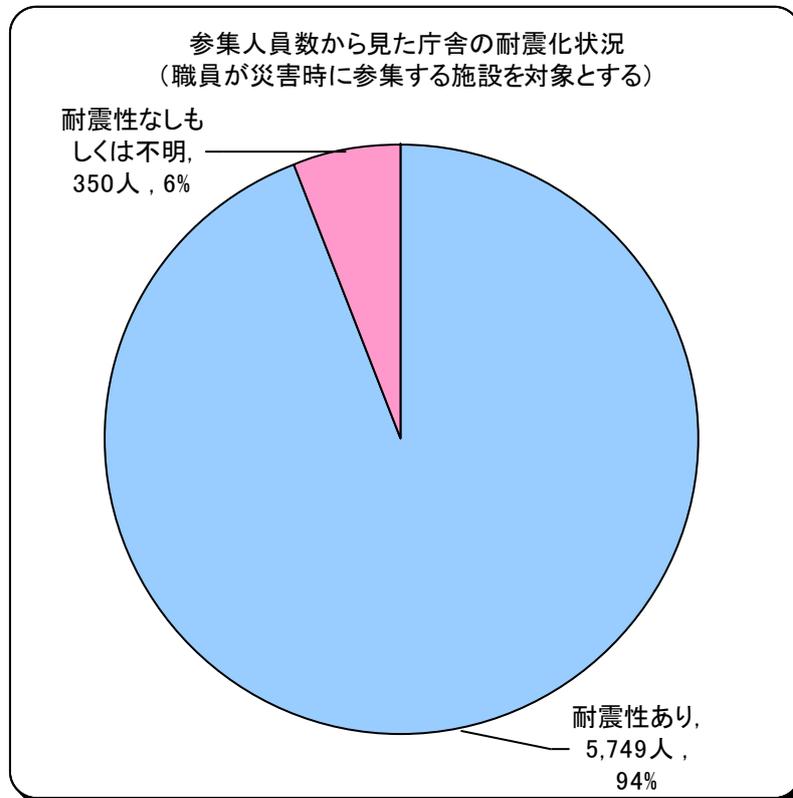


図4-3-2 施設別の参集人員数から見た庁舎の耐震化状況

このように、市全体でみると、庁舎の耐震性は大部分の施設で確保ができていると考えられるが、依然として350人の職員が、業務を行う施設において災害時には庁舎施設自体の被災が発生し、当該施設で業務を継続できない可能性があることが分かる。

(2) 主要拠点施設の電源確保

災害時に優先的に実施すべき業務の多くは、夜間の照明、情報システムの活用、通信設備・機器の活用等において、電力を利用する。しかしながら、第2章で示したように、本計画で対象とする地震が発生した場合、3日間程度、最長で1週間程度の停電の継続が想定される。

そこで、市の主要拠点施設（概ね150名以上が災害時において業務を実施する施設）を対象として、商用電源が停電した場合でも活用できる自家発電機の運転可能時間を表4-3-1に整理した。

表4-3-1 主要拠点施設の自家発電機の運転可能時間

拠点施設名称	設置場所	連続運転可能時間
堺市役所本庁舎	本館地下3階	約72時間
	高層館地下4階	約8時間
中区役所庁舎	地下1階	約7時間
東区役所庁舎	地下1階	約7.5時間
西区役所庁舎	地下1階	約10時間
南区役所庁舎	地下1階	約7時間
北区役所庁舎	屋上	約9時間
美原区役所庁舎	地下1階	約26時間
消防局庁舎	屋上	約10時間
上下水道局本庁舎	地下1階	約72時間

表に示すように、主要拠点施設のすべてで自家発電機は設置されているが、その稼動可能時間は最大で72時間であり、多くの施設で10時間以内となっている。

各庁舎施設の自家発電機の燃料の備蓄量を増強し、稼動可能時間を増大させることが望ましいが、施設設備面や危険物の取り扱いに関する法的側面からも、大量の備蓄を早期に行うことは困難である。そのため、自家発電機の燃料を、現有備蓄の稼動可能時間以内に、早期に調達できる体制の構築が必要となると考えられる。

(3) 災害時優先電話等通信施設の設置状況

災害による通信量の増加により一般回線が輻輳した場合においても優先的に電話連絡を行うことができる災害時優先電話は、災害時における通信機能の確保において重要な役割を果たす。

また、一般回線によらない防災行政無線は、災害時の重要な通信手段となる。さらに、衛星携帯電話は、東日本大震災でも被災自治体等の通信確保に有効であったと言われ、災害時の通信手段として着目され、様々な自治体・行政機関で導入が始まっている。

ここでは、主要拠点施設の災害に強い通信設備（災害時優先電話回線等）の設置状況を表

4-3-2に整理した。

表4-3-2 主要拠点施設の災害に強い通信設備の設置状況

拠点施設名称	災害に強い通信設備の設置状況
堺市役所本庁舎	災害時優先電話 14回線 衛星携帯電話 3台 防災行政無線移動局、車載局、固定局の設置
中区役所庁舎	災害時優先電話 2回線 防災行政無線移動局、車載局、固定局の設置
東区役所庁舎	災害時優先電話 2回線 防災行政無線移動局、車載局、固定局の設置
西区役所庁舎	災害時優先電話 2回線 防災行政無線移動局、車載局、固定局の設置
南区役所庁舎	災害時優先電話 1回線 防災行政無線移動局、車載局、固定局の設置
北区役所庁舎	災害時優先電話 3回線 防災行政無線移動局、車載局、固定局の設置
美原区役所庁舎	災害時優先電話 2回線 防災行政無線移動局、車載局、固定局の設置
消防局庁舎	災害時優先電話 22回線 衛星携帯電話 5台 防災行政無線移動局、車載局、固定局の設置 消防救急無線の設置
上下水道局本庁舎	災害時優先電話 5回線 衛星携帯電話 1台 防災行政無線移動局、車載局、固定局の設置 水道業務系無線車載局、固定局の設置

上記のように、災害時の有効な発信手段となる災害時優先電話については、主要な非常時優先業務を職員が実施する活動拠点の全てで登録済みであるが、その利用方法は、担当職員が常駐して運用している消防局を除き、十分周知されていないのが現状である。災害時に職員が効果的に災害時優先電話を利用できるよう、災害時優先回線となる機器を指定し、シール等で災害時優先電話であることを明示する等、利用方法・体制を確立する必要がある。

(4) 非常時優先業務の実施における情報システムの活用状況

東日本大震災においては、庁舎の被災等により重要な業務データが失われたことが、行政機能の回復を阻害する大きな要因となった。

そのため、非常時優先業務（5章に詳述）の実施に必要な情報システムを抽出し、非常時優先業務を実施するために、情報システムが稼動を再開する（あるいは継続する）必要のある時期について、表4-3-3に整理した。

表に示すように、数多くの情報システムが、発災から早期に活用することが求められていることが分かる。

これら重要な情報システムについて、再開時期や関係する業務の重要度（市民に対する影響等）に応じた、情報システム・データのバックアップの確保、UPS(無停電電源装置)の設置等、情報システム及び重要データが失われない、かつ早期に復旧できる対策の検討・実施が求められる。

また、これらの対策と並行して情報システムが復旧するまでの間、非常時優先業務を、手作業等を含めどのように継続していくかという代替策の策定も必要である。

表4-3-3 各種情報システムの機能の継続・再開が求められる時期(1/2)

情報システム名称	再開が求められる時期	活用部局
堺市ホームページシステム	直後	市長公室、上下水道局
防災行政無線システム	直後	危機管理室
防災テレメータシステム	直後	危機管理室
防災情報システム	直後	危機管理室
ウェザーニュース水防体制支援システム	直後	危機管理室
職員招集システム	直後	危機管理室
保健衛生情報システム	直後	健康福祉局
薬剤情報提供システム	直後	健康福祉局
医事会計システム	直後	健康福祉局
生活保護システム「ふれあい」	直後	健康福祉局、区役所
MCWEL総合福祉保健システム	直後	健康福祉局、区役所
児童相談システム	直後	子ども青少年局
住民基本台帳検索機能	直後	子ども青少年局
保育業務システム	直後	子ども青少年局
遠隔監視システム	直後	建築都市局
区域図発行システム	直後	建設局
消防行政統合システム	直後	消防局
水運用管理システム	直後	上下水道局
水道料金等計算システム	直後	上下水道局
教育情報ネットワーク	直後	教育委員会事務局
汎用機システム	直後	総務局、財政局、市民人権局、健康福祉局、区役所
共通基盤システム	直後	総務局、財政局、健康福祉局、区役所
税総合電算システム	直後	総務局、財政局、市民人権局、区役所
行政情報ネットワークシステム	直後	全局・区共通

※「再開が求められる時期」とは、非常時優先業務を実施するために当該情報システムの再開が求められる発災からの経過時間をさす。ここで、「直後」とは、発災しても継続した活用が求められる情報システムであること、もしくは、発災後速やかな再開が求められる情報システムであることを示している。

表4-3-3 各種情報システムの機能の継続・再開が求められる時期(2/2)

情報システム名称	再開が求められる時期	活用部局
緊急通報システム	1日	健康福祉局
都市計画窓口縦覧システム	1日	建築都市局
水道設計積算CADシステム	1日	上下水道局
ファームバンキングシステム	1日	上下水道局
財務会計システム	1日	全局・区共通
財産管理システム	3日	財政局
市民課事務総合システム	3日	市民人権局、区役所
し尿処理手数料システム	3日	環境局
粗大ごみ受付システム	3日	環境局
飼い犬登録管理システム	3日	健康福祉局
後期高齢者医療広域連合電算処理システム	3日	健康福祉局、区役所
保険年金電算システム	3日	健康福祉局、区役所
市営住宅管理システム	3日	建築都市局
道路管理情報システム	3日	建設局
堺市道路占用台帳電子化システム	3日	建設局
特殊車両通行許可算定支援システム(国管理)	3日	建設局
給排水設備工事管理システム	3日	上下水道局
上水道地理情報システム	3日	上下水道局
水道施設しゅん工図等管理システム	3日	上下水道局
議会音声システム	3日	議会事務局
議場中継システム	3日	議会事務局
住居表示通知書発行システム	5日	区役所
住民基本台帳ネットワークシステム	5日	区役所
「市民の声」共有システム	7日	市長公室
後納郵便管理システム	7日	総務局
電子調達・電子登録システム等	7日	財政局
継続ごみ処理手数料徴収システム	7日	環境局
介護保険電算システム	7日	健康福祉局
後期高齢者医療電算システム(市町村システム)	7日	健康福祉局、区役所
保育所給食管理システム	7日	子ども青少年局
道路境界協議システム	7日	建設局
道路台帳管理システム	7日	建設局
職員情報システム	7日	全局・区共通
文書管理システム	7日	全局・区共通
起債管理システム	14日	財政局
堺市工事等成績評価システム	14日	財政局
全国消費生活情報ネットワークシステム	14日	市民人権局
結核・感染症発生動向調査システム	14日	健康福祉局
統合型GIS	14日	建設局
水洗化建物管理システム	14日	上下水道局
受益者負担金償還システム	14日	上下水道局
文化財情報システム	30日	文化観光局
手当給付に係るシステム機器各種	30日	健康福祉局
下水道台帳管理システム	30日	上下水道局
図書館情報システム	30日	教育委員会事務局

※「再開が求められる時期」とは、非常時優先業務を実施するために当該情報システムの再開が求められる発災からの経過時間をさす。

第5章 非常時優先業務の選定

5. 1 非常時優先業務の定義と選定方法

(1) 非常時優先業務の定義

本計画では、非常時優先業務を次のとおり定義する。

【非常時優先業務の定義】

非常時優先業務とは、発災から1か月以内に堺市が行政組織として優先的に実施・再開すべき、市民の生命及び財産の保護、都市機能の維持及び早期回復を図るために実施するすべての業務であり、次の2種類の業務の総称とする。

災害対策業務：救急・救助、避難所の開設・運営、帰宅困難者対応、被害情報収集、応急復旧等、災害時に新たに発生する業務

優先通常業務：市民への影響を鑑みて、災害時においても早期に再開する通常業務

(2) 非常時優先業務の選定方法

本計画第3章において示した業務継続計画の目標設定に基づき、以下に示す方法で非常時優先業務の抽出を行った。

1) 災害対策業務

「堺市地域防災計画」に定める事務分掌と、災害応急対策地震編に定める初動期の活動及び応急復旧期の活動を中心に、災害時に発生するすべての業務を洗い出し、1か月以内に実施する業務を非常時優先業務として位置付けた。

2) 優先通常業務

堺市が実施している通常業務の全業務をリスト化するとともに、各業務について、1か月間休止することの市民生活に与える影響を評価した。その結果、市民生活に与える影響を鑑み、業務を1か月以内に実施すべきと判断した業務を非常時優先業務として位置付けた。

5. 2 非常時優先業務の選定結果

(1) 非常時優先業務の選定結果

前述の方法により選定した結果、堺市の非常時優先業務は、本庁部局業務で1,089業務、本計画策定におけるモデル区役所である堺区業務で110業務となった。

表5-2-1 選定された非常時優先業務数の総計

	業務の分類	非常時優先業務数	休止業務数	実施率※
本庁部局業務	災害対策業務	506	—	—
	通常業務	583	1,767	24.8%
堺区役所 (モデル区役所) 業務	災害対策業務	40	—	—
	通常業務	70	78	47.3%

※実施率：全通常業務数に対する優先通常業務の割合

(2) 必要人員数の推定と参集予測との比較

4.2節において示した参集想定結果と、非常時優先業務データベースにおける各業務の必要人員、業務実施時期と重ね合わせ、各部局が災害対応において必要とする人数と参集人員との対応を時系列で整理した。

図5-2-1で示すように、本庁部局では、多くの職員が直近参集及び災害地区班員として、避難所の開設や運営、区の被害状況の収集、被災市民への支援活動等のため、区役所の所管する非常時優先業務を実施することから、災害対策業務と優先通常業務を同時並行的に行う必要性を鑑みると、発災当日等の初期段階のみではなく、長期的にも人員不足が発生することが予想される。

また、区では、常時所属の職員のみでは優先通常業務を実施できる職員が確保できるに留まり、災害対策業務を実施する人員を確保するためには、現状の直近参集及び災害地区班員を長期的かつ効果的に活用する体制が必要となることが分かる。

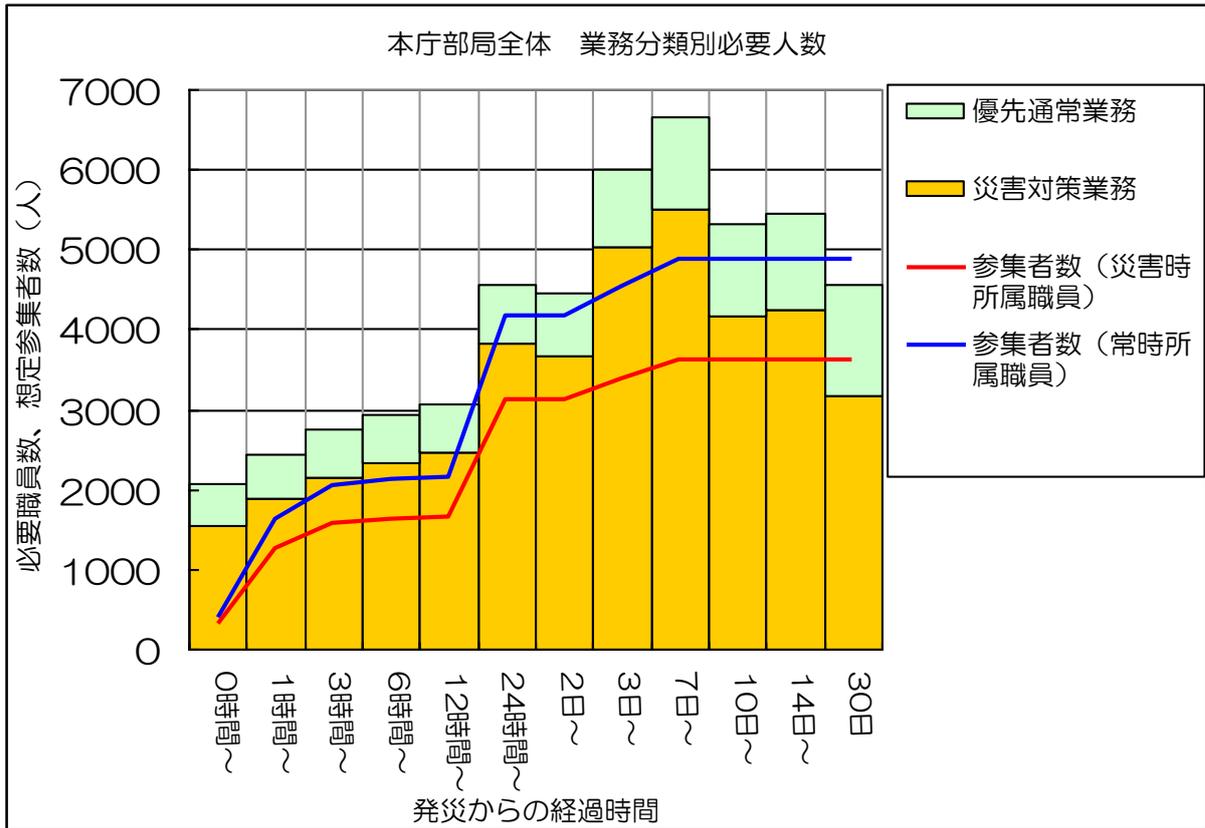


図5-2-1 発災からの経過時間ごとの必要人員数と想定参集者数（本庁部局合計）

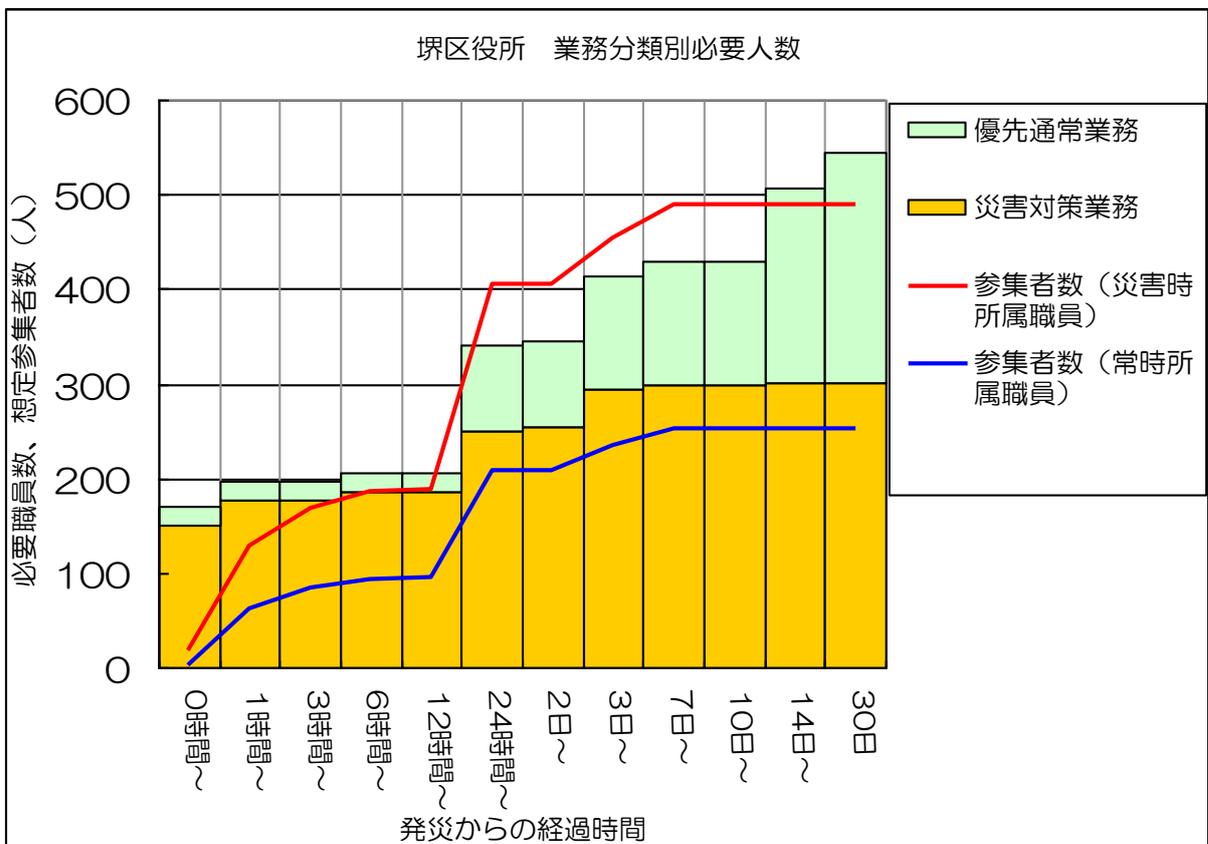


図5-2-2 発災からの経過時間ごとの必要人員数と想定参集者数（堺区）

(3) 業務分類別に見た災害対策業務の必要人員

災害対策業務の実施内容、要する人員の妥当性を確認するため、中央防災会議「地方都市等における地震防災のあり方に関する専門委員会」において示された「地方都市等における地震対応のチェックリスト」にて定められた対策項目の分類を、堺市の災害対策業務に適用し、業務分類別の発災からの経過時間に応じた必要人員を算出した。その結果を図5-2-3に示す。

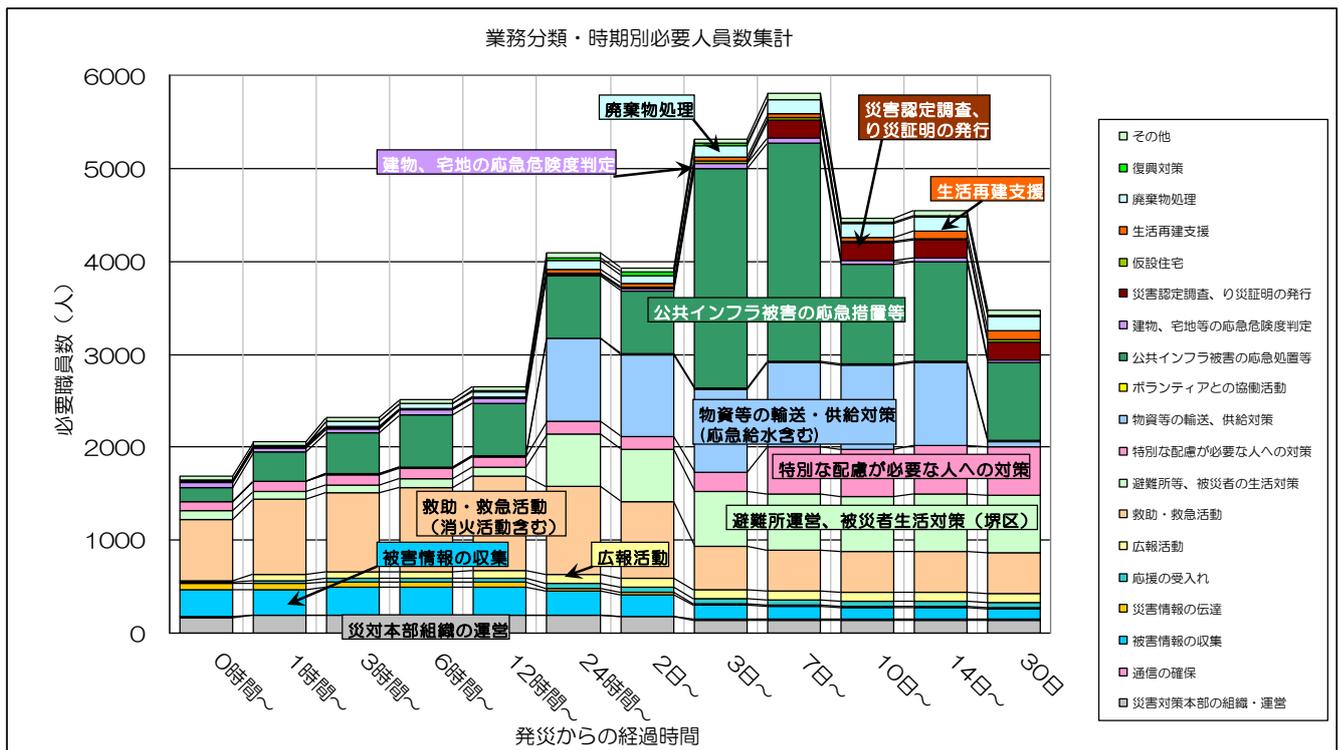


図5-2-3 業務分類・時期別必要人員数

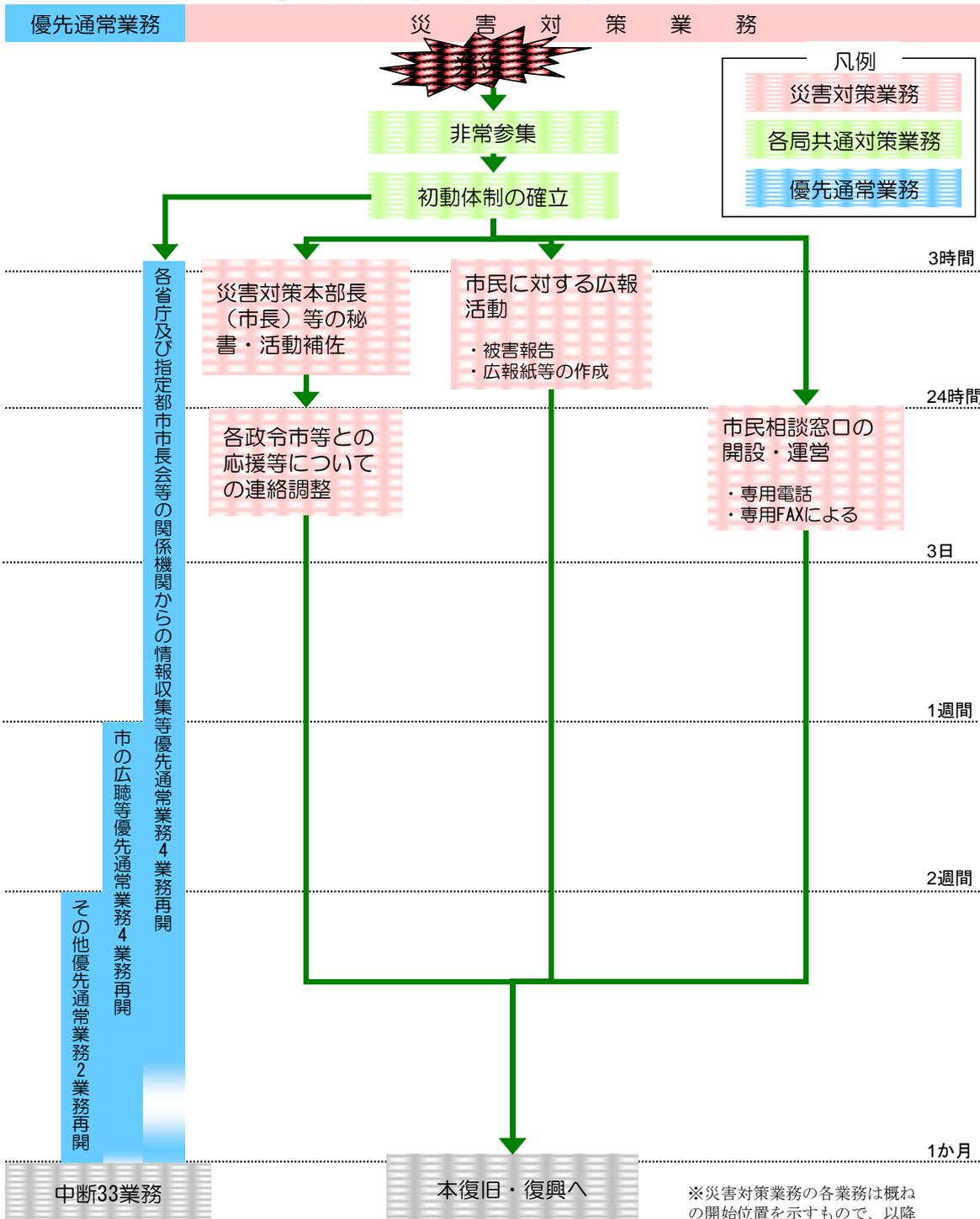
(4) 業務継続概要フロー

堺市の各部局において、実施すべき非常時優先業務の流れと全体像を整理するため、非常時優先業務のデータベースに基づき、業務継続概要フローを作成した。

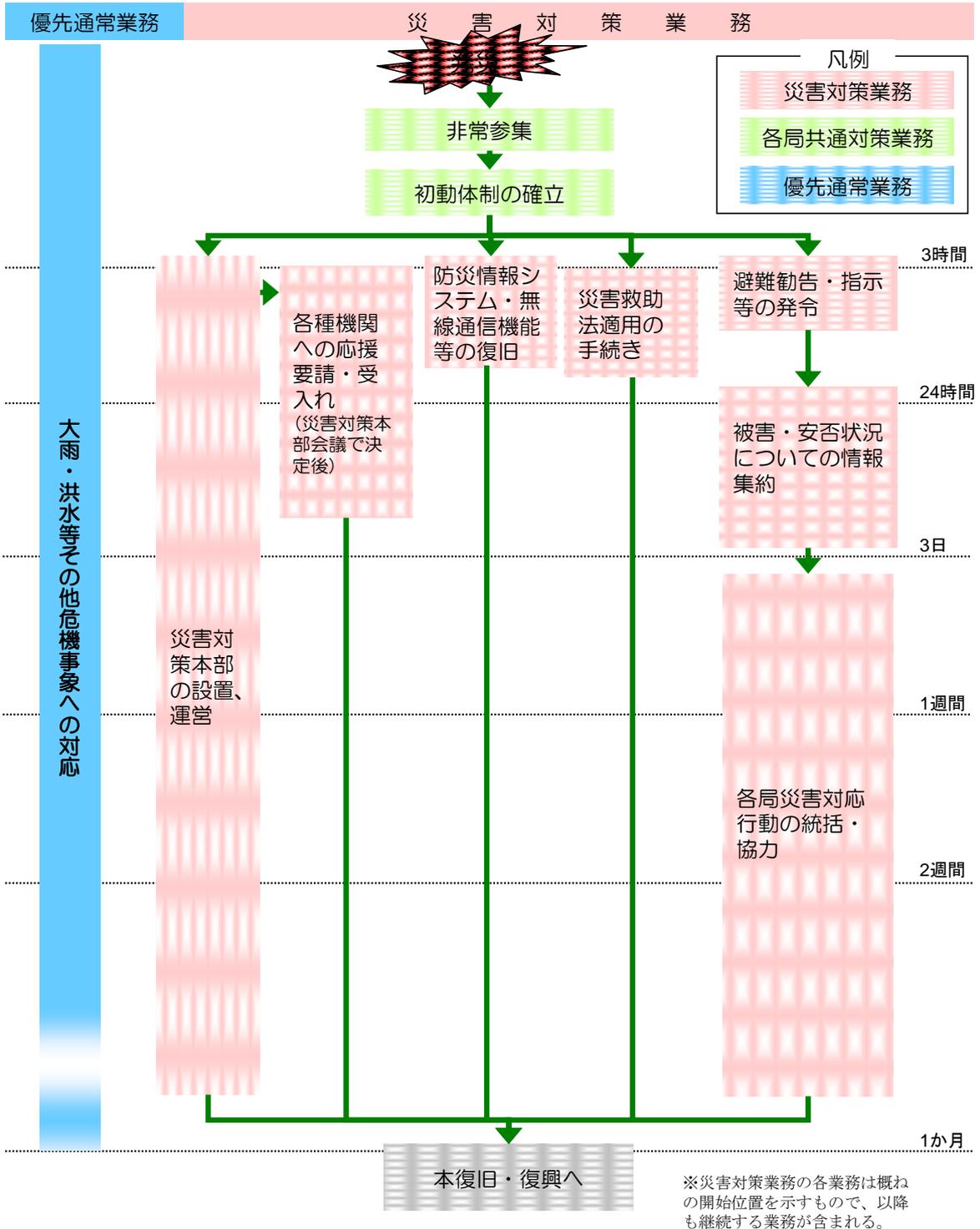
本フローは、各部局の災害後の行動の全容を概括的に把握するものであり、各部局の行う業務継続の全体像を各組織間で共有するとともに、今後、各部局で取り組むべき初動対応マニュアル等の検討においても活用することを想定したものである。

次ページ以降に各部局の業務継続概要フローを示す。

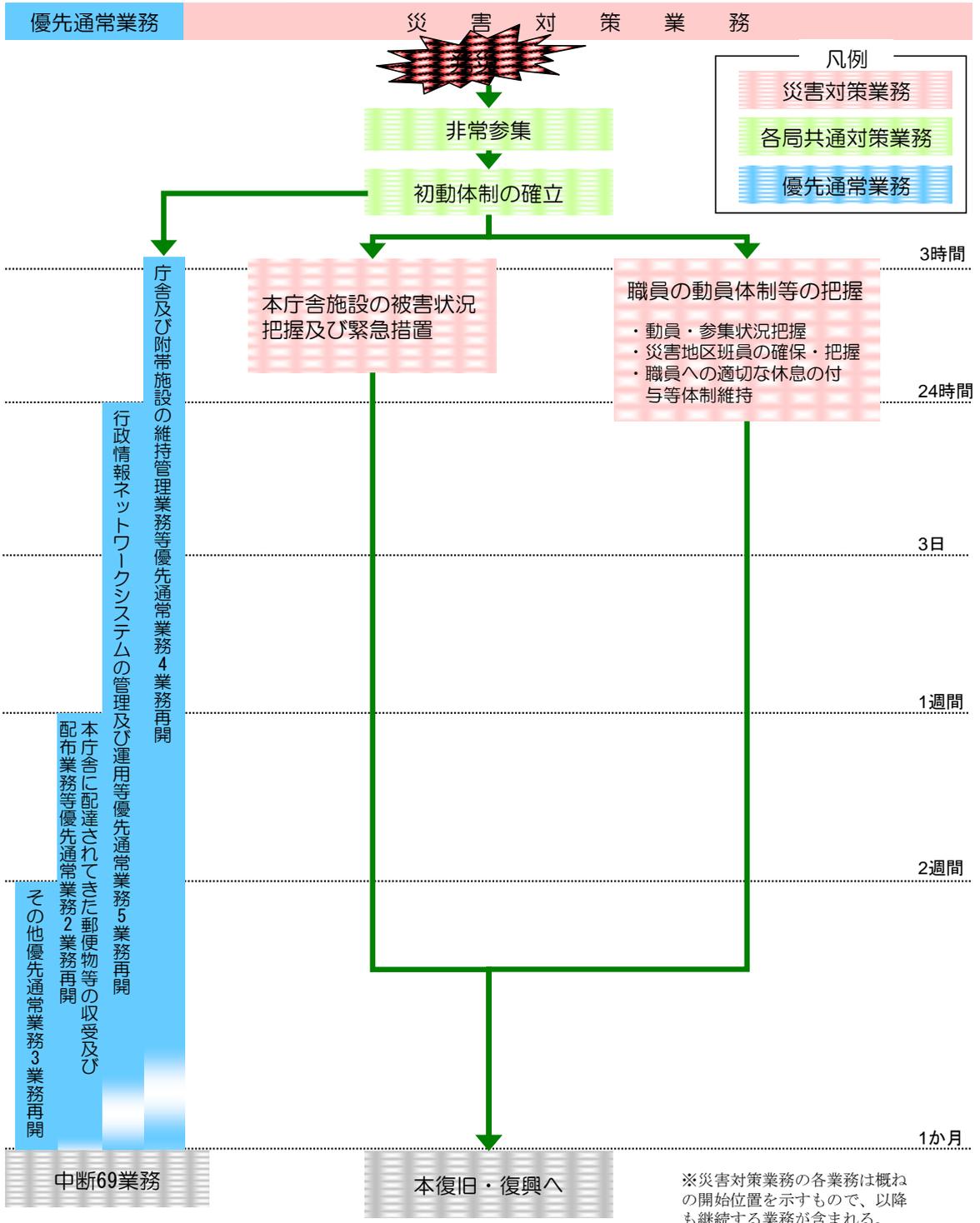
【市長公室】業務継続概要フロー図



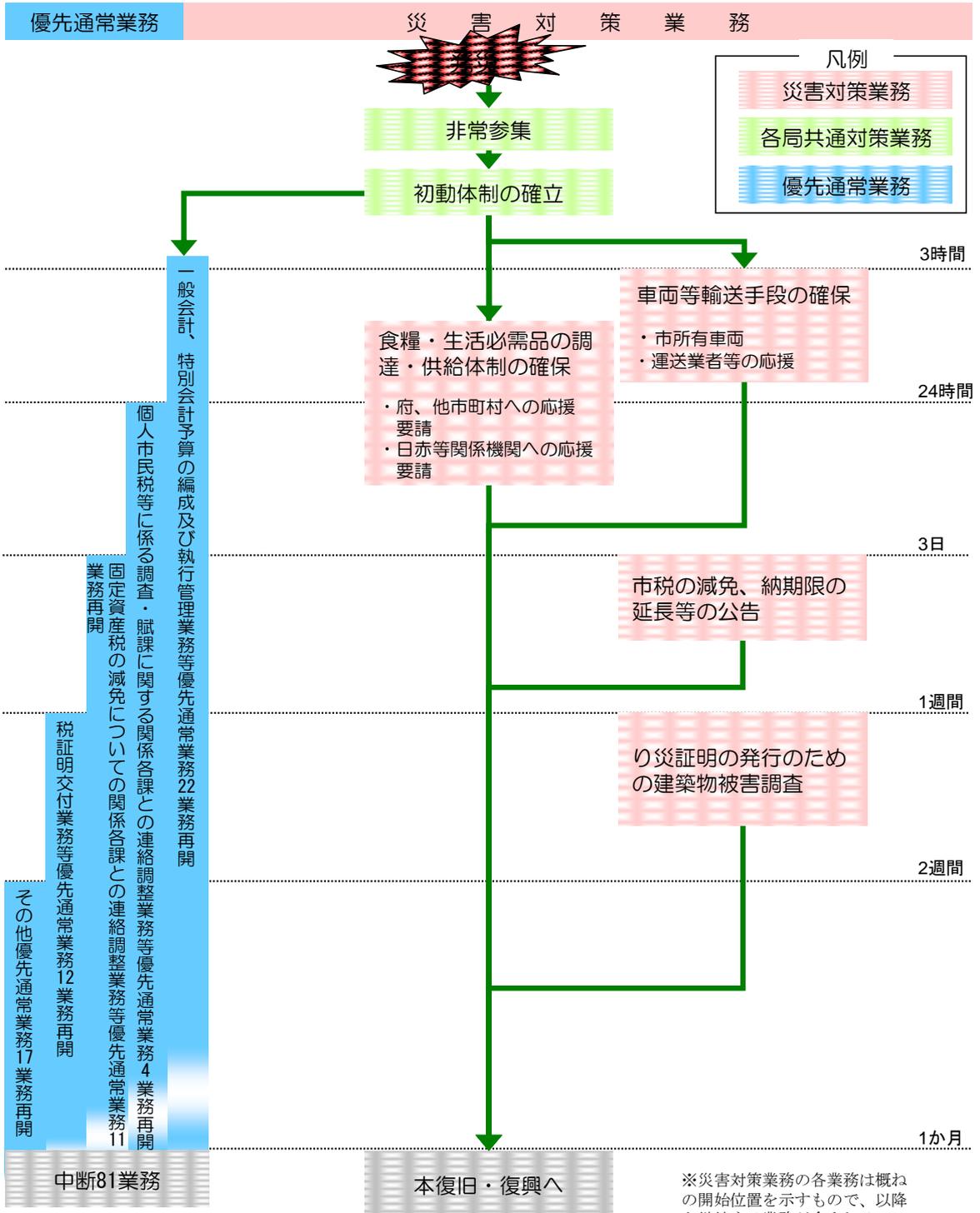
【危機管理室・防災計画室】業務継続概要フロー図



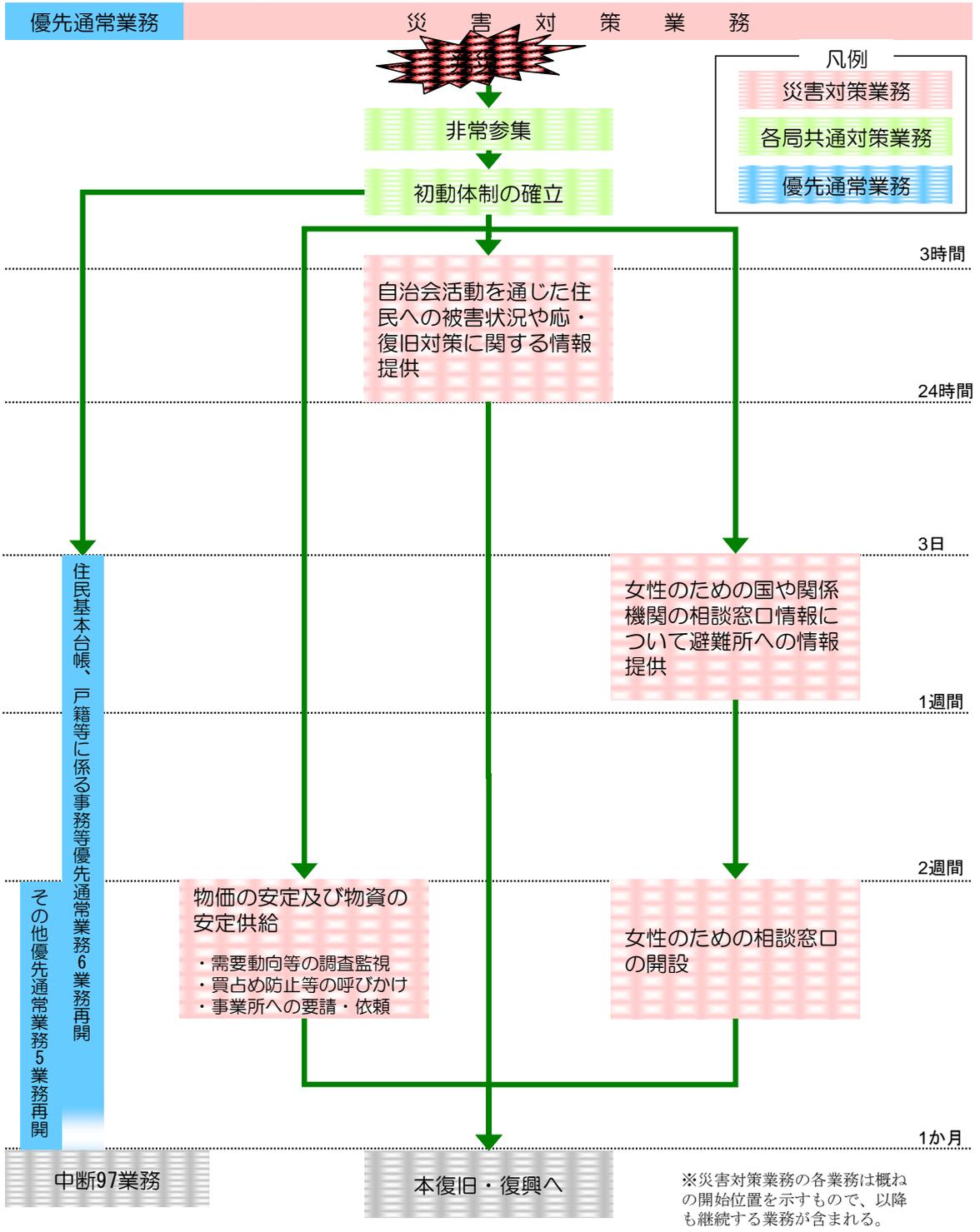
【総務局】業務継続概要フロー図



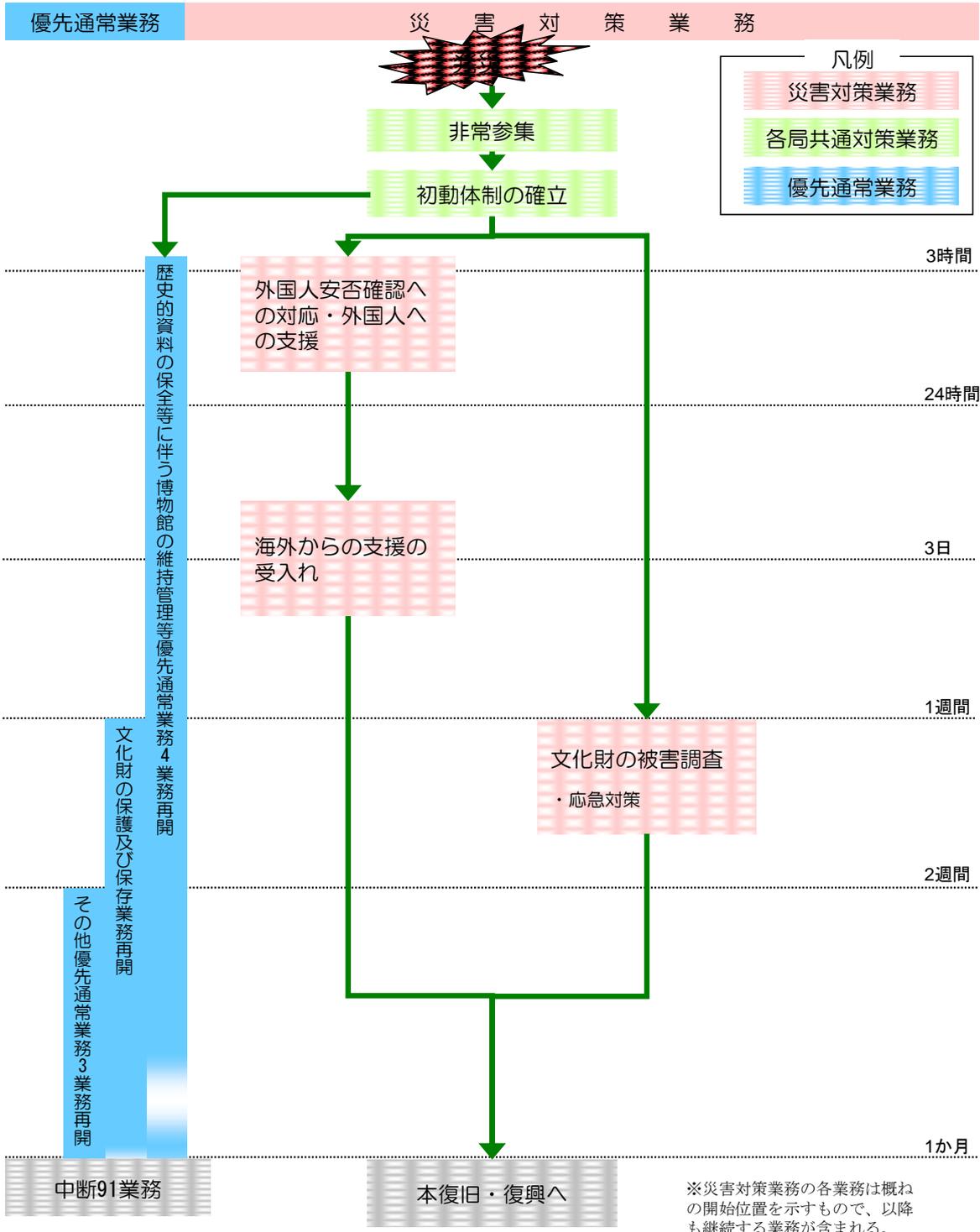
【財政局】業務継続概要フロー図



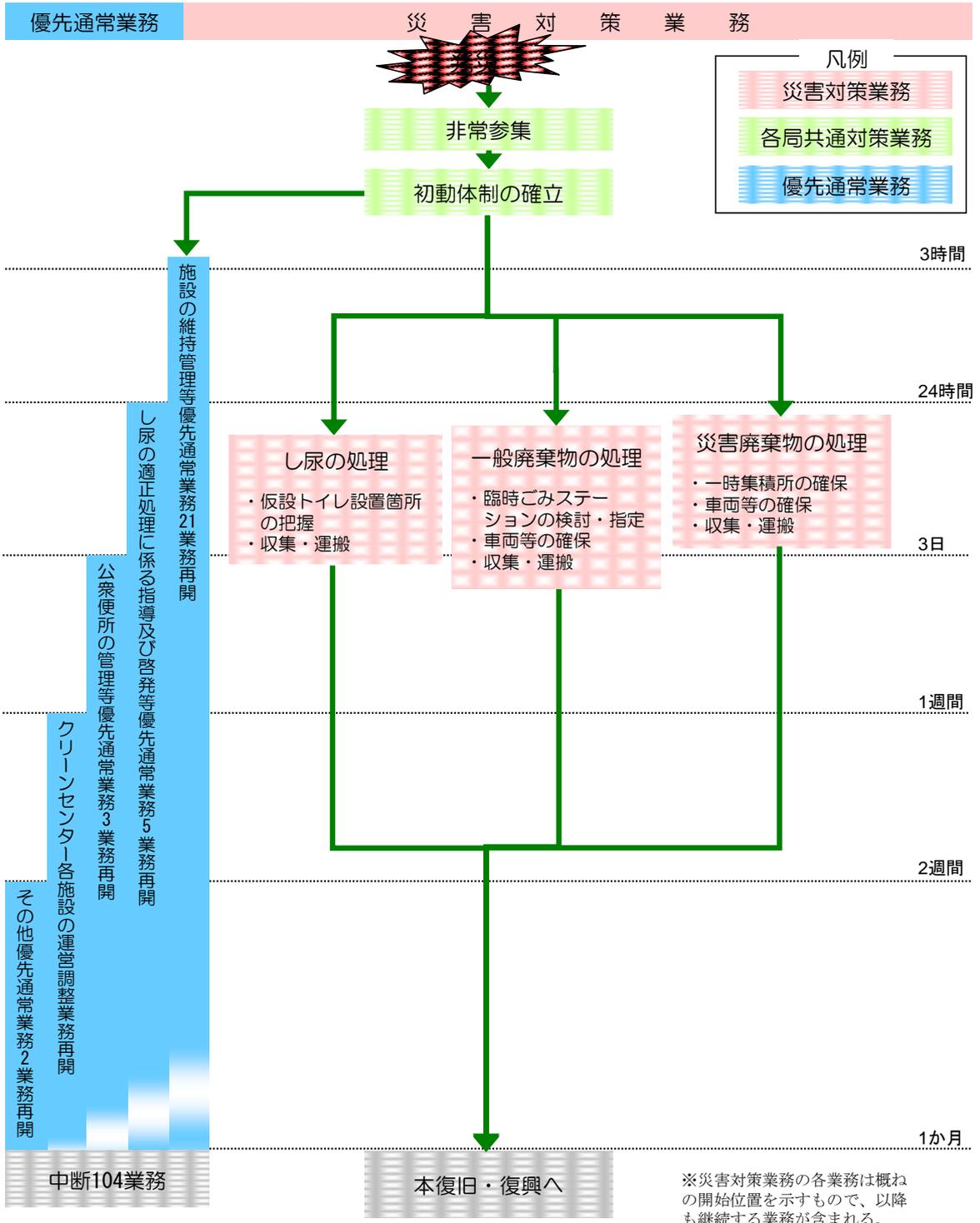
【市民人権局】業務継続概要フロー図



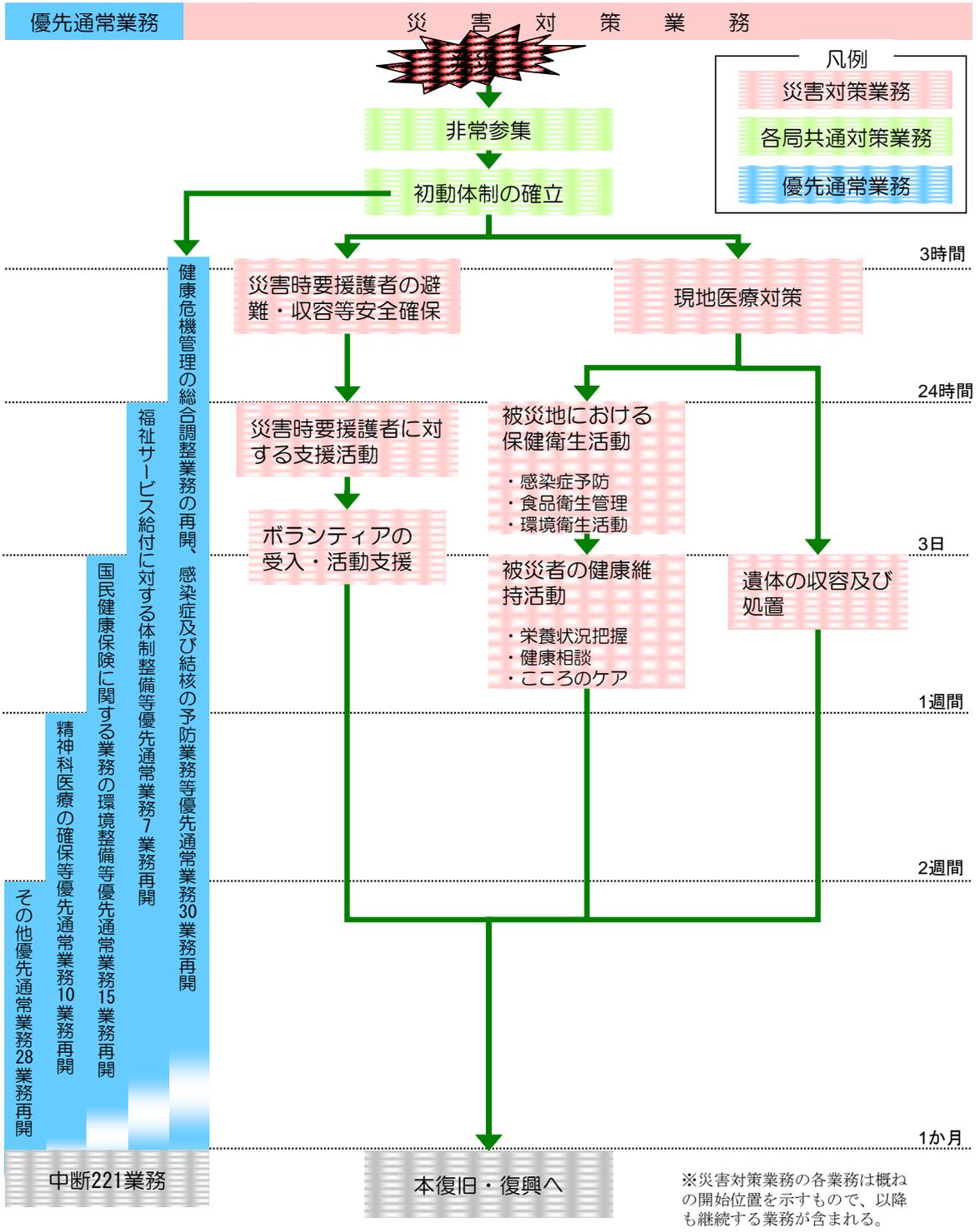
【文化観光局】業務継続概要フロー図



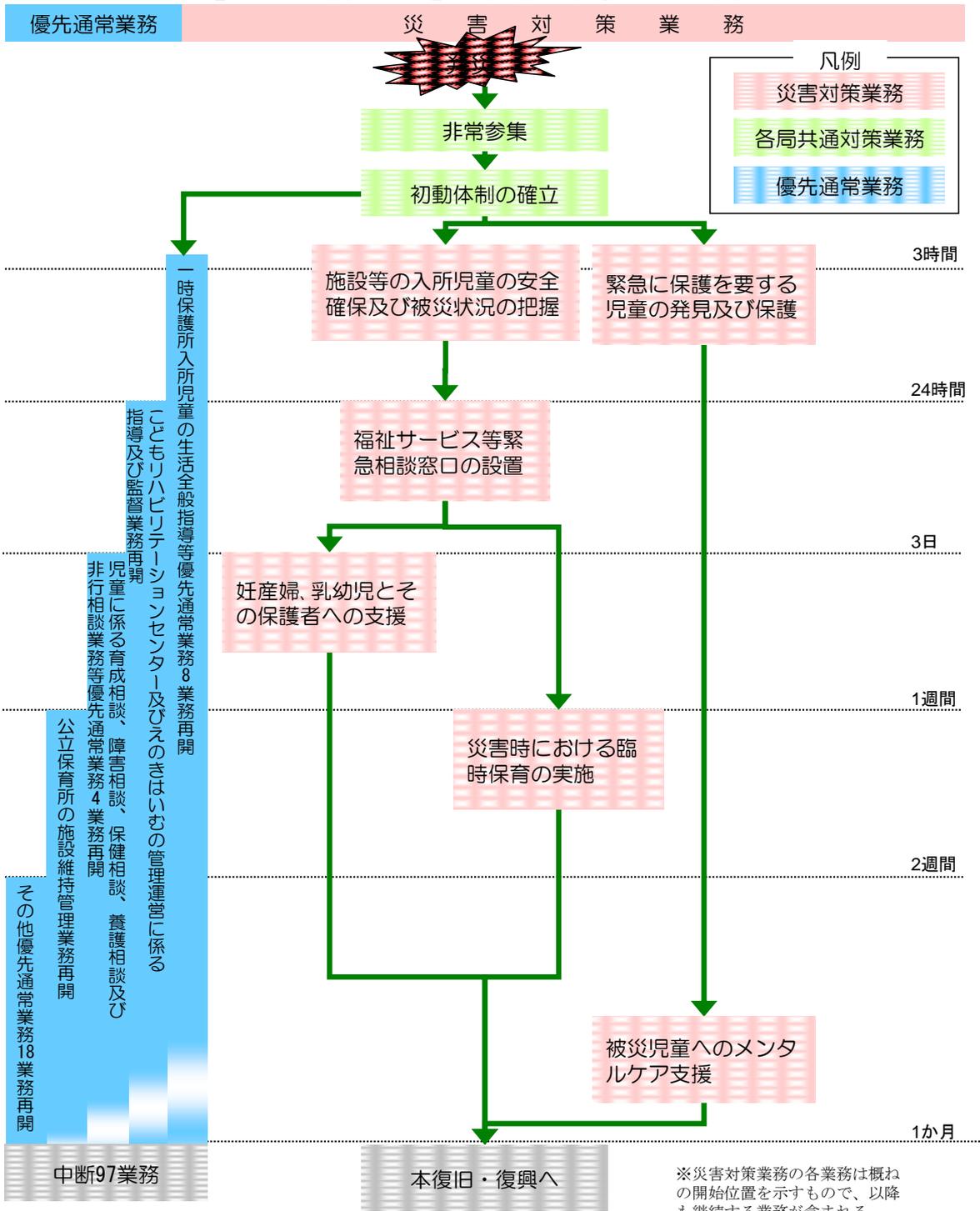
【環境局】業務継続概要フロー図



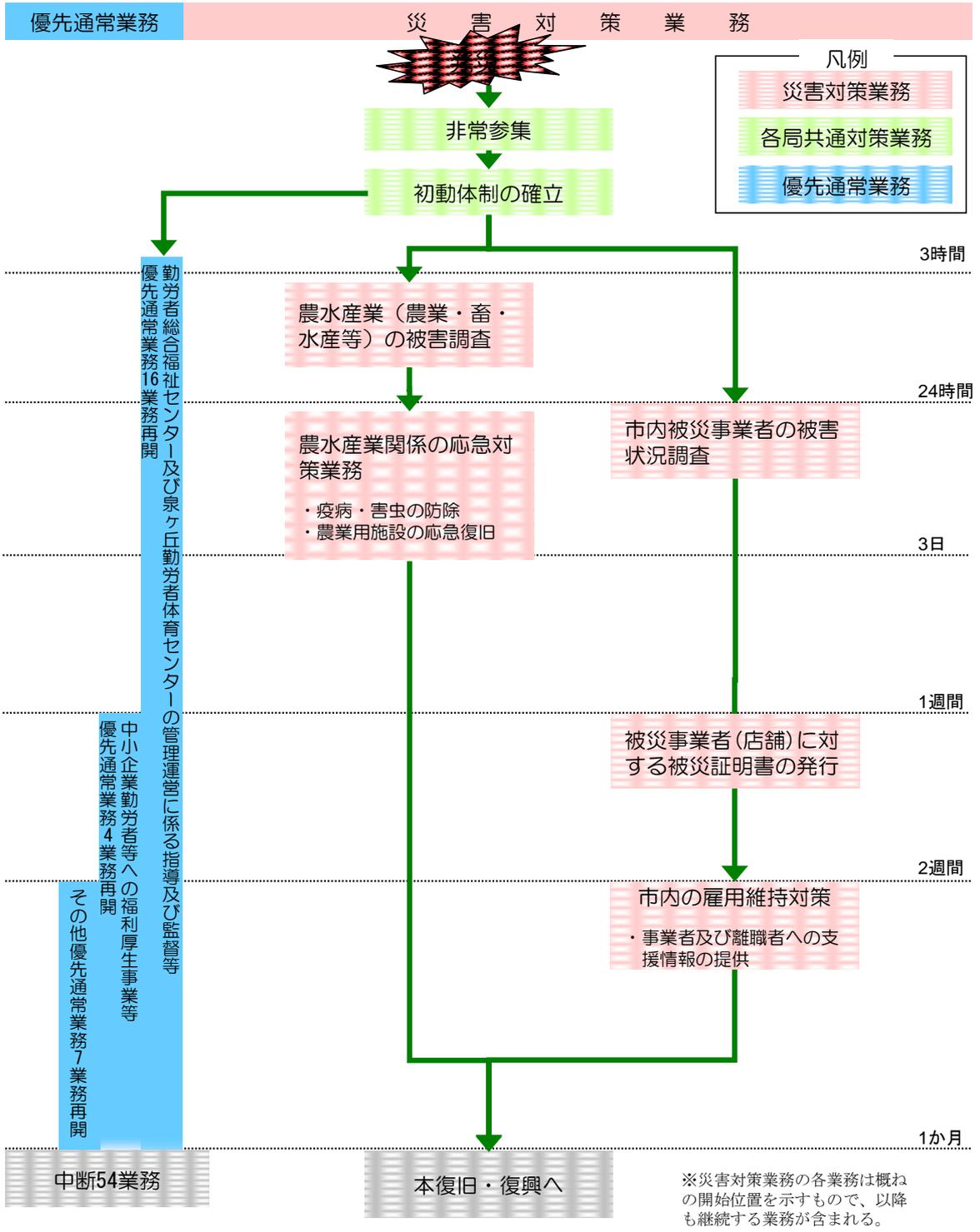
【健康福祉局】業務継続概要フロー図



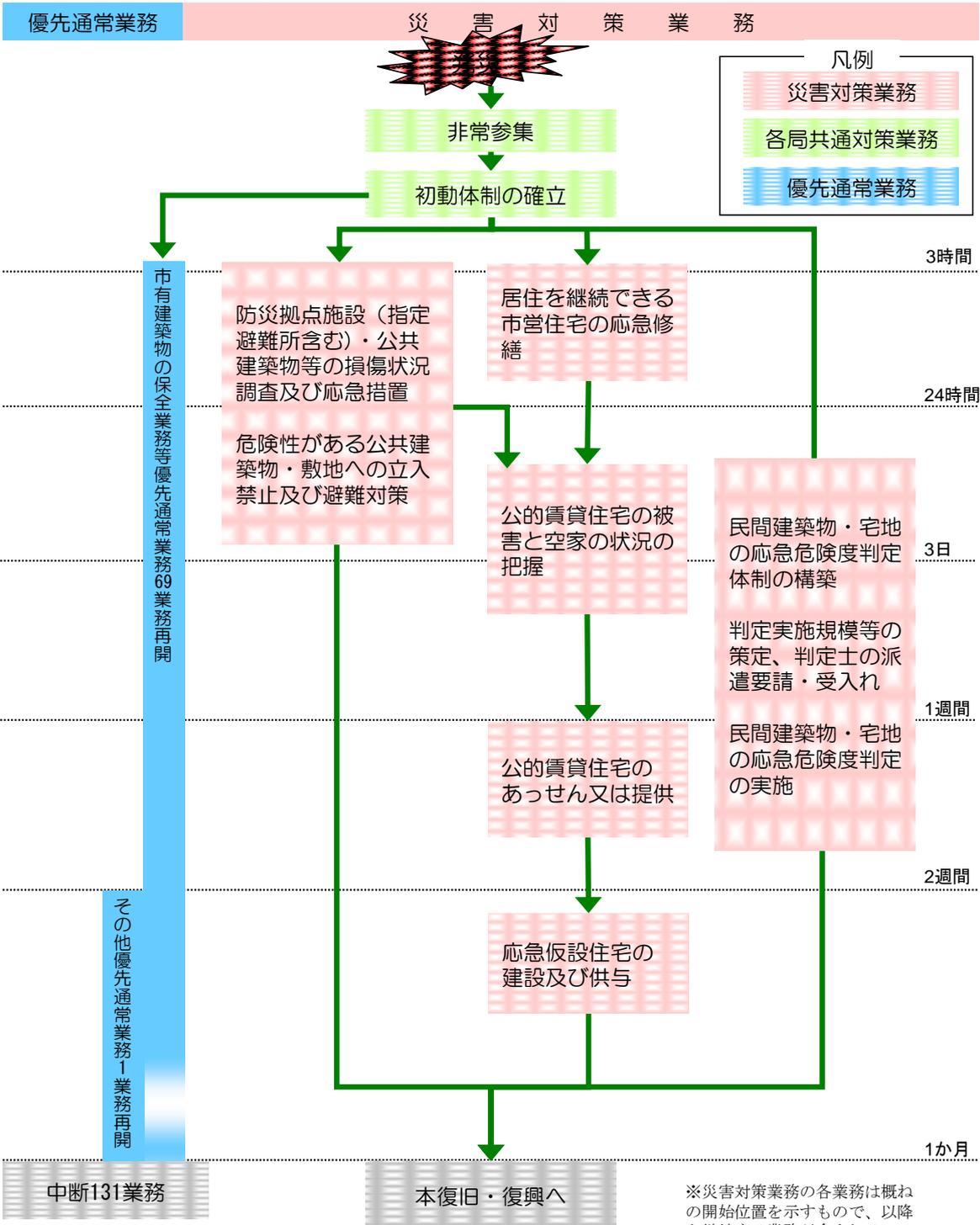
【子ども青少年局】業務継続概要フロー図



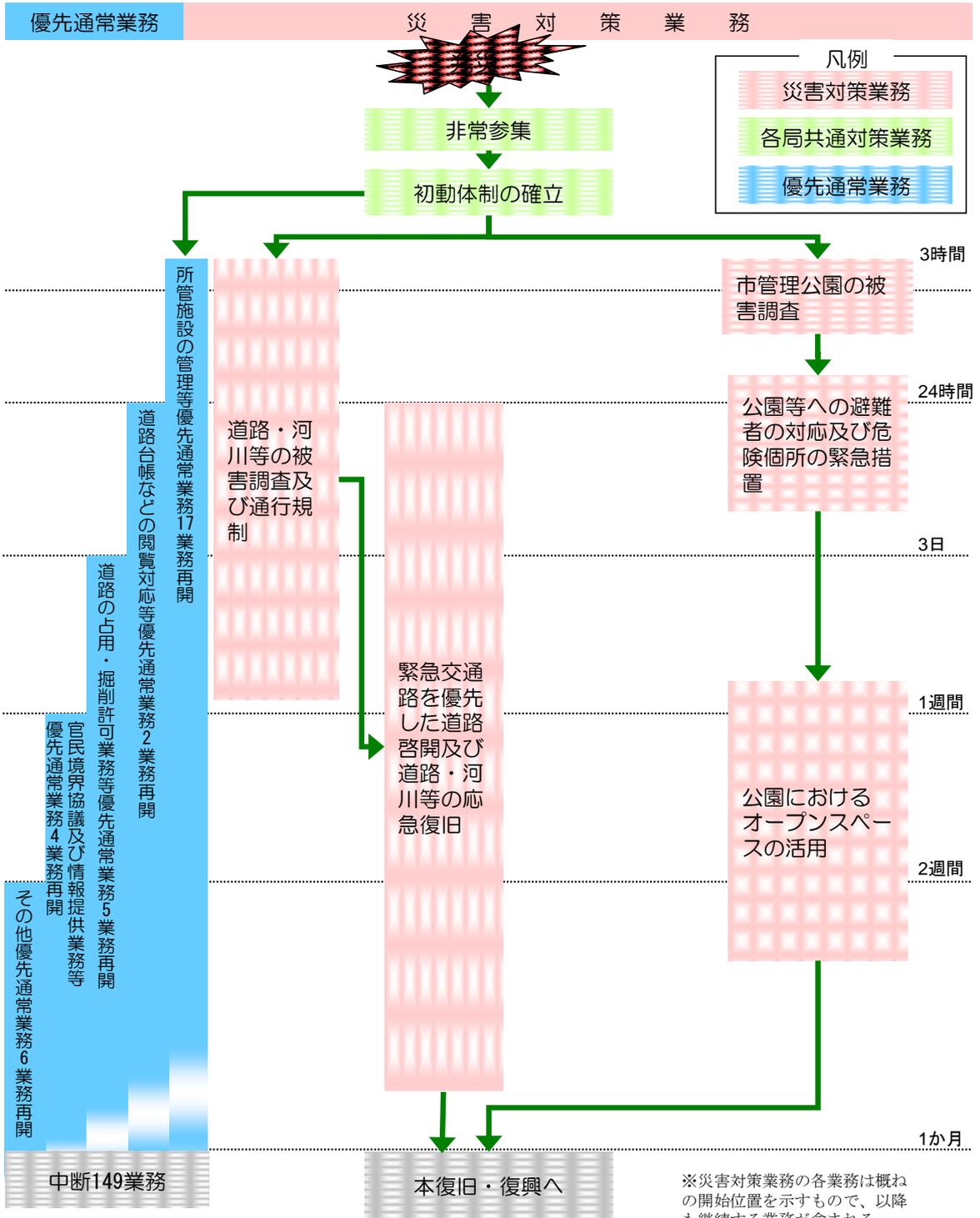
【産業振興局】業務継続概要フロー図



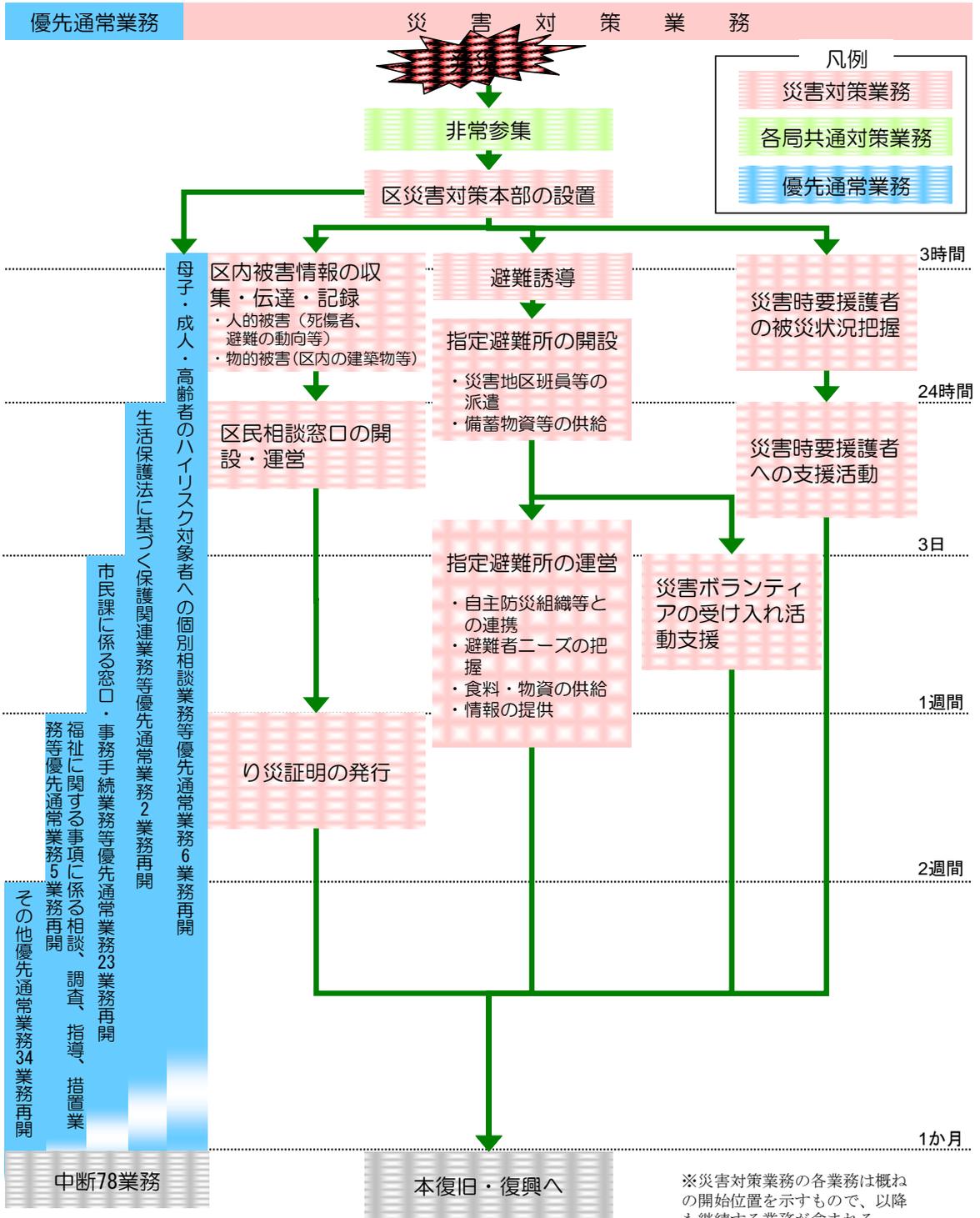
【建築都市局】業務継続概要フロー図



【建設局】業務継続概要フロー図



【モデル区役所】業務継続概要フロー図



【消防局】業務継続概要フロー図

優先通常業務

災害対策業務



凡例

災害対策業務

各局共通対策業務

優先通常業務

通常の警防活動体制から震災警防活動体制へ移行

非常参集

初動体制の確立

震災警防活動体制

- ・震災警防本部及び震災大隊本部の設置
- ・被災状況等の収集
- ・震災警防本部会議の開催
- ・部隊運用の決定
- ・消防隊の出場、消火・救助・救急活動（消火活動の優先）
- ・災害対策本部及び危機管理センターへの連絡員の派遣
- ・緊急消防援助隊等の要請及び受援体制の確立等
- ・消防団、事業所の自衛消防隊との連携
- ・災害広報
- ・コンビナート地域における被害状況調査・収集分析等

3時間

24時間

消火・救助・救急活動

- ・コンビナート地域における事故対策
- ・燃料等救援物資の保管・取扱いに係る二次災害防止対応
- ・被災危険物施設復旧工事に係る許可、検査等

3日

1週間

仮設住宅等の建設に係る審査・検査等

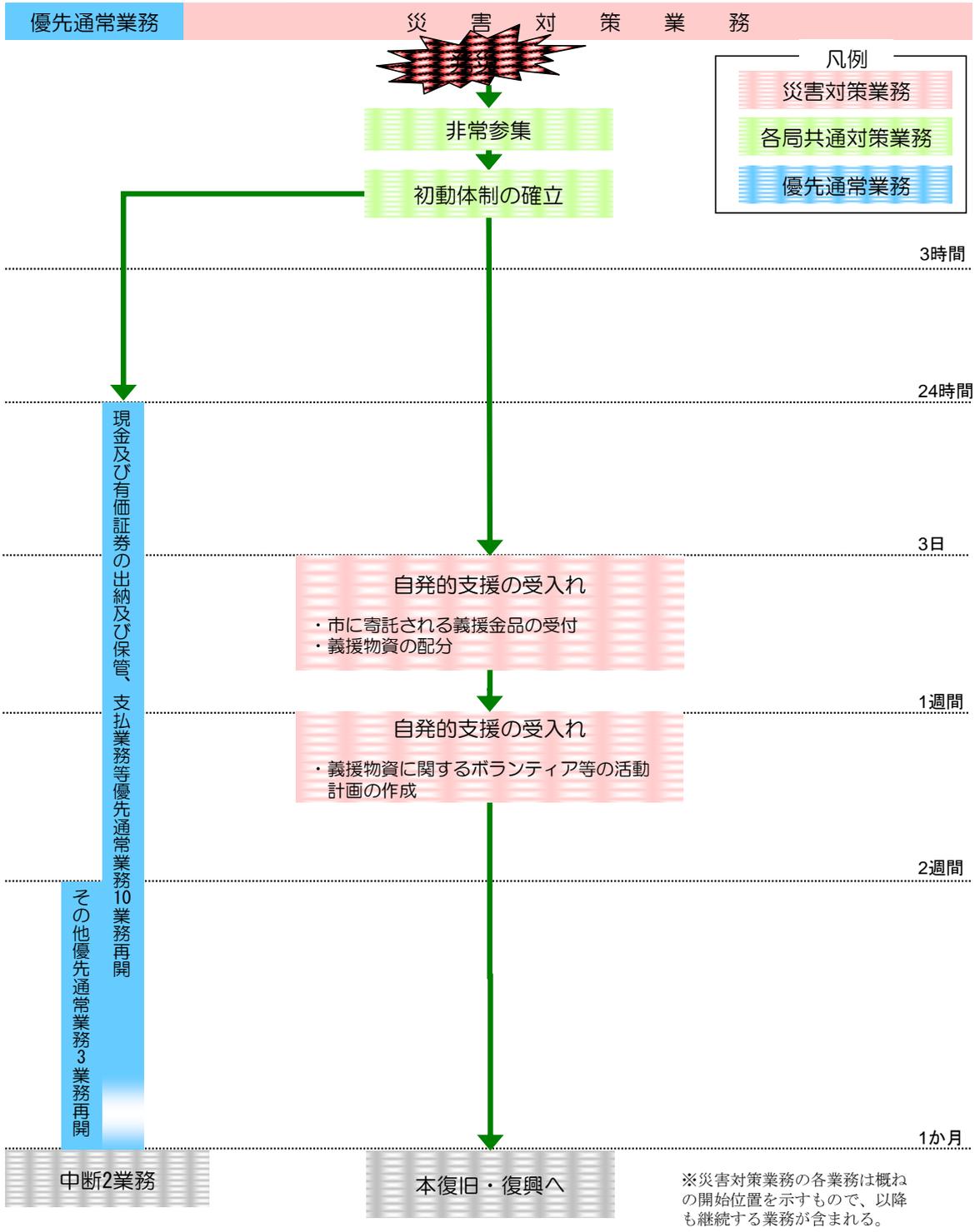
2週間

本復旧・復興へ

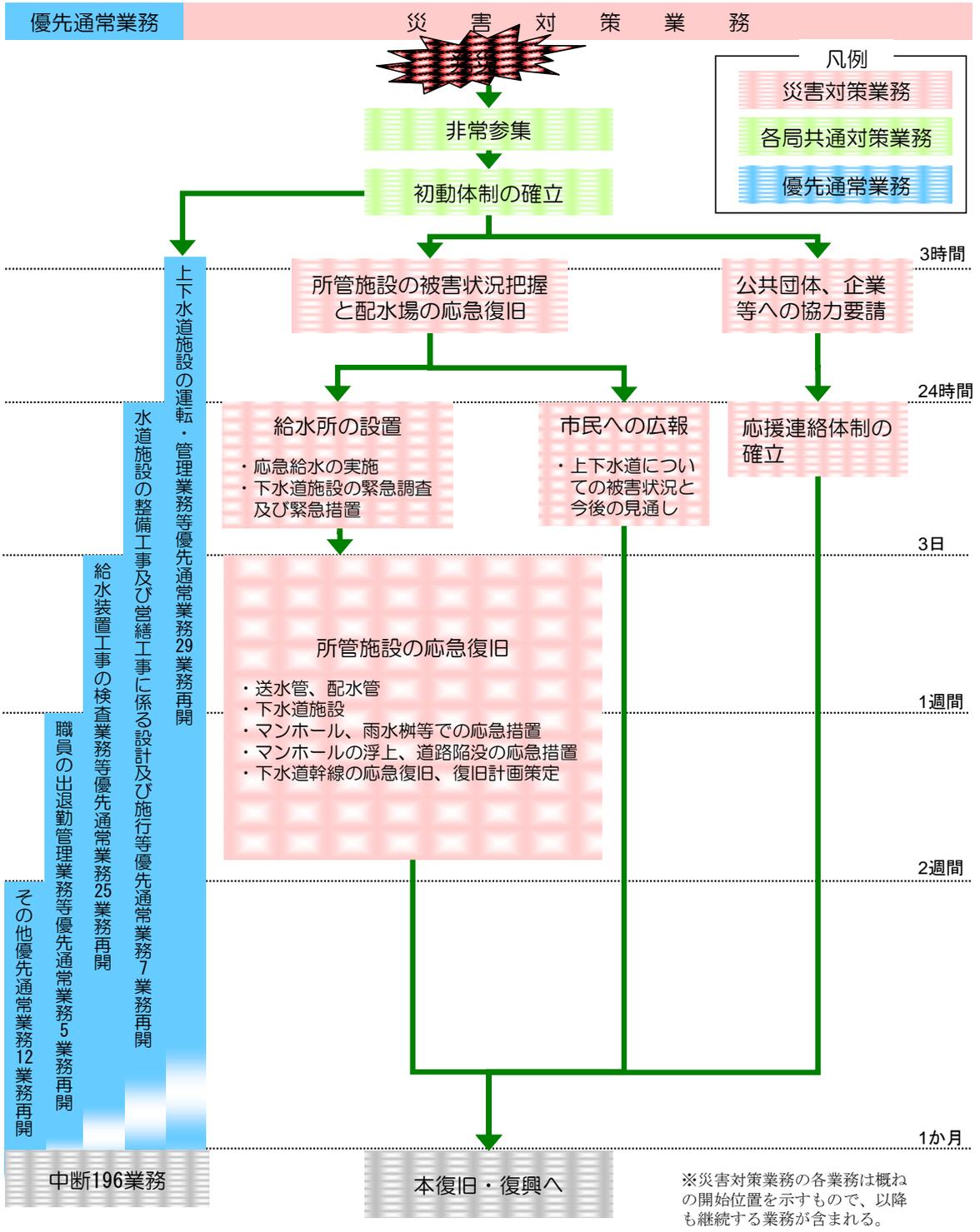
1か月

※災害対策業務の各業務は概ねの開始位置を示すもので、以降も継続する業務が含まれる。

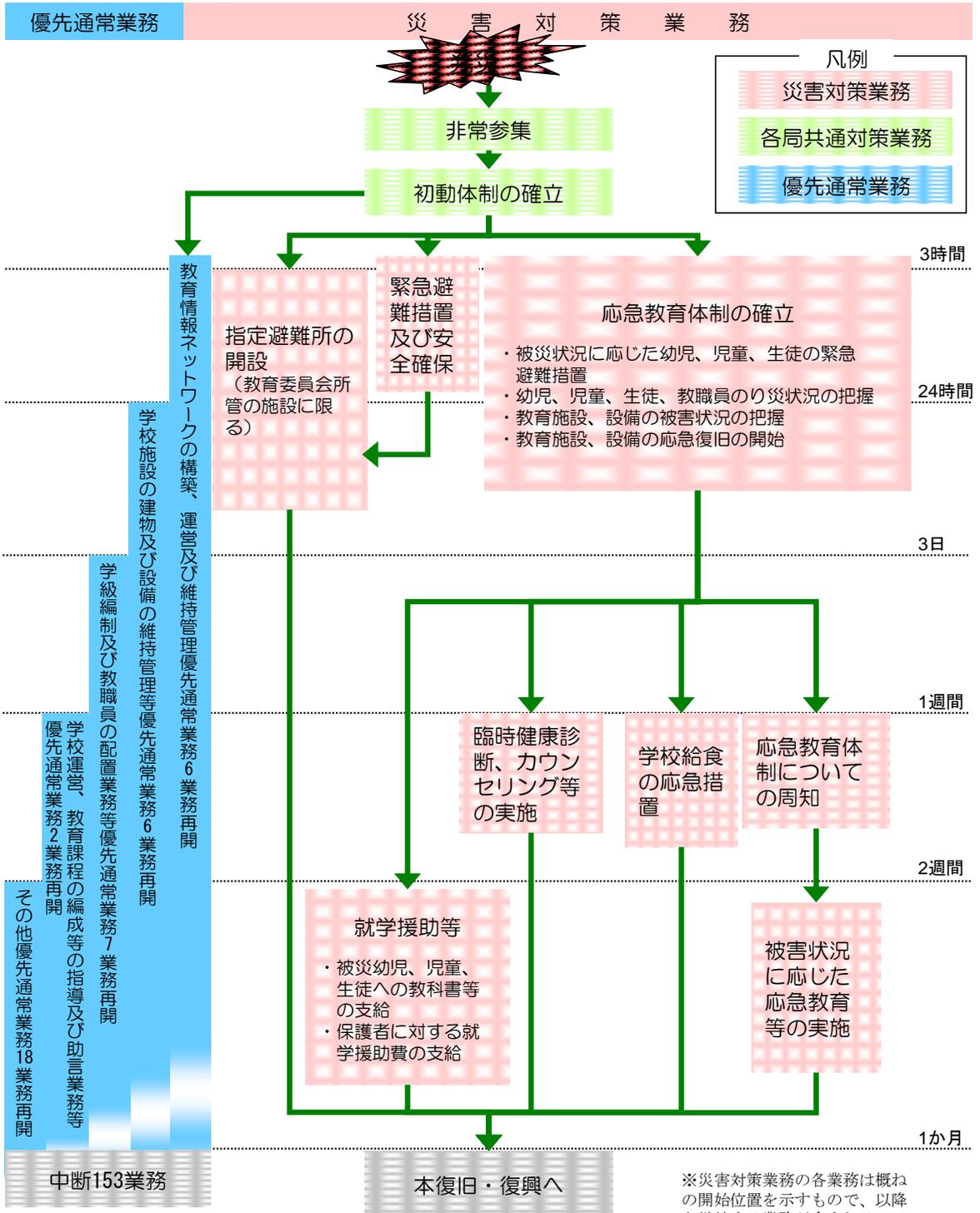
【会計室】業務継続概要フロー図



【上下水道局】業務継続概要フロー図



【教育委員会事務局】業務継続概要フロー図



第6章 業務継続における現状の課題と対策

堺市の業務継続における現状の課題と対策について、庁舎・拠点施設・設備、情報システム、非常時優先業務の実施体制・人員体制に分けて整理する。整理においては、まず、各項目のあるべき姿のイメージを示し、その実現に向けた、現状の課題と対策案を整理する。

6.1 庁舎・拠点施設・設備

(1) 庁舎施設・設備のあるべき姿

◆建築物

○耐震性の確保

- ・防災活動拠点となるすべての市施設は、地震時における人命の安全確保とその後の非常時優先業務の実施のため、十分な耐震性を有すること。

具体的には、すべての施設で原則として新耐震基準に適合する、あるいは耐震診断において耐震性に問題なしと判断できることを条件とする。

○代替施設・設備の準備

- ・災害対策本部となる市庁舎等の主要防災拠点施設は、拠点施設が被災した場合に、どの施設が機能を代替するかといった事項を定めた、庁舎施設、防災拠点施設間の相互補完ネットワークにより、拠点施設に機能的な被害が生じた場合でも、円滑にバックアップ施設が利用できる準備と体制を整備すること。

○上下水道機能の確保

- ・災害対応活動の中心となる市役所、区役所及びその他市が必要と認める施設については、公共の上下水道が地震により使用不能となった場合でも、概ね3日間程度は、上水と下水機能（トイレ機能）を確保できる機能を有すること。

◆電気設備

- ・災害対応の中核となる市役所・区役所及びその他市が必要と認める施設については非常用発電設備を整備すること。
- ・非常時優先業務を実施するための非常用発電機は、概ね3日間分の燃料を備蓄、あるいは早期に燃料を確保できる体制を整備すること。

◆通信設備

- ・防災活動拠点となるすべての市施設は、災害時優先電話、衛星携帯電話、防災行政無線等、地震時でも活用可能性の高い通信手段を、複数整備すること。
- ・災害時優先電話を確実に利用できる体制とすること（災害時優先回線となる機器を指定し、シール等で災害時優先電話であることを明示する等）。また、災害時優先電話（携帯）については、停電時にも使用できるよう充電器を併せて準備すること。
- ・市役所等主要防災拠点施設を対象とし、東日本大震災において有効活用された衛星携帯電話の整備を充実すること。

◆その他設備

- ・地震発生時の備品類の転倒及び損傷を防ぐため、施設内の転倒の可能性のある備品類はすべて固定すること。

（２）庁舎施設・設備における現状の課題と対策

● 庁舎・拠点施設の耐震性の確保

市施設の耐震化については、堺市耐震化促進計画に基づき、耐震診断の実施や耐震性が確保されていない施設については順次、耐震設計、改修工事を実施している。特に防災関連の施設は早期に耐震化することとしている。職員が参集し、災害時に業務を行う施設については、4.3節に示したように、全体の比率ではわずかではあるが依然耐震性の不足するものが存在する。

⇒ 庁舎・拠点施設の耐震化推進

防災活動拠点となるすべての市有施設の耐震化を早期に完了させる。

● 庁舎・拠点施設の建屋・設備被災時の代替施設・設備の確保

庁舎・拠点施設について、建築物や内部の設備が被災して使用不能になった際の代替施設・設備を十分考慮する必要がある。

⇒ 庁舎・拠点施設の代替機能確保のためのネットワーク化

防災活動拠点となるすべての市施設については、被災した場合の代替施設を指定する。また、拠点施設が被災した場合に、どの施設が機能を代替するかといった事項を定め、各防災活動拠点施設が相互に補完しあう、拠点施設のネットワークを構築する。

● 庁舎・拠点施設における災害時のライフライン機能の確保

指定避難所や広域避難地に災害用マンホールトイレを整備するなど、中長期的な整備計画に基づきライフライン機能を確保するため整備を進めているところである。

災害対応活動の中核となる市役所、区役所を始めとする多くの市施設において、災害時に上下水道が使用できない事態に備えた設備（飲料水・災害時用トイレ等）が十分に設置され

ていないのが現状である。

⇒ 庁舎・拠点施設における上下水道機能の途絶対策推進

災害対応活動の中核となる市役所、区役所において、上下水道機能の途絶が活動に大きな支障を与えないよう、商用電源喪失時も活用できるように給水タンクの整備など給水機能を確保するとともに、現在、推進している災害用マンホールトイレの設置について計画に基づき段階的に整備をする。

● 災害時優先電話の活用方法の周知・徹底

災害時の有効な発信手段となる災害時優先電話については、非常時優先業務を職員が実施する活動拠点のほぼ全てで登録済みであるが、その利用方法が十分周知されていない。

⇒ 災害時優先電話の利活用方法の確認・周知

地震時の円滑な情報連絡のため、各拠点施設の災害時優先電話を確実に利用できるよう、災害時優先電話の利用方法を再確認し、職員全体へ周知する。災害時優先電話として利用できる機器が限定される場合、当該機器に災害時優先電話であることを明示する。また、受信用の回線としては用いないことを徹底する。

● 多様な通信手段の確保

東日本大震災においては、通信の輻輳も含めて多くの通信手段が途絶し、災害対応に大きな支障をもたらしたことから、多様な通信手段を保持することの重要性が教訓として示されているが、堺市においては、現状では、十分に多様な通信手段を確保できているとは言えず、今後も通信手段の整備を推進する必要がある。

⇒ 衛星携帯電話の導入

多様な通信手段を保持するための方策として、東日本大震災において多くの被災自治体で有効活用された衛星携帯電話は、市庁舎（危機管理室、消防局、上下水道局）において既に導入済みであるが、今後、有効性、経済性、常時の活用性を把握した後、他施設への整備を検討する。

また、災害時には特定された職員だけではなく、多くの職員が運用できるように利用方法の周知が必要である。

⇒ 防災行政無線のデジタル化推進

美原区域の防災行政無線（同報系）デジタル化整備を推進する。

● 施設内備品類の固定

庁舎・拠点施設において、備品類が固定されていない施設も存在しており、災害時に即時に非常時優先業務の実施環境を整えるため、備品類固定の取り組みが必要である。

⇒ 防災拠点施設内備品類の確実な固定実施

屋内被害防止及び、非常時優先業務の執務環境の早期確保のため、書棚、ロッカー、PCラック等の備品類について、固定が不十分なものは早急に固定する。

● 停電時の非常用電源・燃料の不足

災害シナリオにおいては、3日間程度電力は復旧しないものと想定しているが、非常用電源の燃料備蓄が3日間分を確保できている施設は限られているのが現状である。また、燃料の不足については東日本大震災においても大きな問題となったが、堺市の災害対応施設においては停電時に備えた燃料備蓄が十分に確保されていない。

⇒ 非常用電源設備の機能強化

現状において、非常用電源設備が設置されていない、もしくは設置されていても能力が低い施設について、段階的な非常用電源設備の整備や代替手法の検討を実施し、機能強化を推進する。

⇒ 非常用電源装置の電力供給コンセントの区分・明示

現状において非常用電源装置が設置されている施設において、非常用電源装置の電力供給コンセントが明確になるよう、区分・明示を行う。

⇒ 非常用電源設備等の燃料調達計画の作成・推進

電源設備の増強、備蓄量の増大を全庁的に推進するには、導入及び維持管理に多大なコストを要するため、業界団体等との燃料調達に関する協定について、拡充、見直しを推進するとともに、燃料調達方法に関する具体方策を検討するものとする。

6. 2 情報システム

(1) 情報システムのあるべき姿

◆ 情報システムの業務継続体制

○ICT-BCPによる情報システムの業務継続体制構築

- ・非常時優先業務の多くが情報システムの支援を受けているため、情報システムが機能しなくなれば、多くの業務に実施不能あるいは大幅な遅延が生じることになる。そのため、あらかじめ対策を講じておかなければ、災害・事故の発生時に情報システムが稼働できないばかりでなく、早期の復旧も一層困難となってしまうという ICT (Information Communication Technology) 特有のリスクにも配慮した業務継続計画を策定し、災害時においても影響を最小限にとどめる体制を構築する。

◆ バックアップ

○バックアップの実施

- ・市が保有する情報システムのデータについては必ずバックアップを行うこと。また、バックアップ先については、施設の耐震性や保管場所における固定措置の状況について留意をすること。なお、ASP (Application Service Provider : インターネット等のネットワークを通じて、アプリケーションソフトウェアの機能の提供を受ける事業形態) のように、サービスの提供を受ける形態の場合は、業者にその措置を求めること。

- ・非常時優先業務の実施に不可欠で、消失した場合に復旧が困難なデータは、情報システム設置場所以外の同時に被災を受けない施設にもバックアップデータを置くこと。
- ・災害によるデータ消失時から、バックアップデータを活用し、速やかに復旧できる体制をとること。

○バックアップの頻度

- ・情報システムの管理者は、情報システムの重要性和データの更新頻度を鑑みた適切なバックアップ頻度を定めること。
- ・定めたバックアップ頻度に応じた適切なバックアップを行うこと。

◆保守契約

- ・非常時優先業務の実施時期との関係から速やかな情報システムの復旧が求められ、かつ、情報システムの運用保守に外部事業者への依存度が高い情報システムは、原則として、外部事業者が災害・事故時に情報システム復旧等を実施できる体制を構築すること。

◆UPS(無停電電源装置)の設置

- ・市有施設に設置し、管理している情報システムのうち、商用電源が喪失した場合、情報システム機能に損傷を受けたり、電源回復時の早期復旧が困難となる可能性がある情報システムについては、停電時に情報システムを安全に停止させるまでの間の電源を供給するUPS(無停電電源装置)を設置すること。

◆ハードウェア損傷対策の実施

- ・非常時優先業務に関わる重要な情報システムについては、ハードウェアの物理的な損傷に備えた、機器類の固定、代替機の確保、情報システムの二重化、クラウドの活用等、何らかの対策をとること。

(2) 情報システムにおける現状の課題と対策

● ICT-BCP等による情報システムの業務継続体制構築

非常時優先業務の多くが情報システムの支援を受けているため、業務継続の実効性を確保するためには情報システムの存在が不可欠となっている。重要情報の喪失等、情報システム特有のリスクに対応するため、非常時優先業務で活用する情報システムについて、その重要度に応じ、BCPを順次、策定・運用していく必要がある。

なお、堺市では、平成23年2月に総務省のガイドライン（第3章第1部）に準拠する「情報化推進課における業務継続のための基礎的対策計画（IT-BCP）」を策定している。

⇒ ICT-BCPの策定

情報システムを設置・所管する部局は、ICT特有のリスクにも配慮した業務継続計画を策定し、災害時においても影響を最小限にとどめる体制を構築する。

⇒手作業等による代替策の策定

ICT-BCPの策定と並行して、情報システムが復旧するまでの間、非常時優先業務を、手作業等を含め情報システムによらない手段で、どのように継続していくかという代替策の策定も必要である。

● バックアップの確保

行政データの欠落は地震後の非常時優先業務の実施、通常業務の回復において大きな足かせとなる恐れがあり、迅速な復旧のためにバックアップは重要である。東日本大震災においても、庁舎の浸水により重要な業務データが失われたことが、その後の災害対応実施に大きな影響を及ぼすこととなった。

堺市では、平成24年10月より、バックアップデータの遠隔地保管統合実施に着手しており、今後も、バックアップの適切な実施に努める必要がある。

⇒ 重要情報のバックアップ確保

情報システムが保有するデータが災害時に失われた場合、震災後の各種業務継続に大きな影響が生じる。そのため、非常時優先業務実施に必要な情報システムでは、重要情報のバックアップを実施するものとし、現状バックアップが確保できていない情報システムについてのバックアップ確保を推進する。

⇒重要情報のバックアップ頻度の確保

バックアップの頻度については、情報システムの管理者が、情報システムの重要性和データの更新頻度を鑑みた適切なバックアップ頻度を定める。

● 情報システムの早期復旧に向けた体制構築

情報システムの重要性が高ければ高いほど、情報システムの機能不全が非常時優先業務の実施に大きな影響を与えるため、重要情報システムを中心に早期復旧をめざすための体制の整備を図る必要がある。

⇒ 情報システムの早期復旧に関する保守契約の整備

非常時優先業務の実施時期との関係から速やかな情報システム復旧が求められ、かつ、情報システムの運用保守に外部事業者への依存度が高い情報システムは、業者との契約事項の一つとして災害・事故時の要員の参集・対応を含める等、情報システムの早期復旧に関する保守契約を整備する。なお、保守契約内容の見直しにおいて、契約金額の追加負担が必要であれば、必要な予算化措置を行うものとする。

● ハードウェア損傷対策の実施

地震の揺れによる情報システムのハードウェア損傷に備え、今後さらに対策を推進する必要がある。

⇒ ハードウェアの固定

防災拠点施設内備品類の固定の推進と合わせて、情報システムを設置しているラック等

についても、アンカーボルトによる固定等のハードウェア損傷防止措置を実施する。

⇒ ハードウェア損傷対策

情報システムやデータを保存したハードウェア（もしくは、システムを設置している庁舎施設自体）が物理的に損傷した場合の代替機の準備等の対策を検討する。

対策の内容としては、代替機の準備や、代替機を調達しやすい機器への更新、情報システムの二重化、クラウド等遠隔運用サービスの利用等が考えられる。

6. 3 非常時優先業務の実施体制・人員体制

(1) 非常時優先業務の実施体制・人員体制のあるべき姿

◆初動期

○初動期の職員体制の確保

- ・発災初動期は、限られた人員で数多くの非常時優先業務を行う必要があり、各業務に必ずしも専門的知識を有する職員を配置できるとは限らない。そのため、特に初動期に実施する必要のある非常時優先業務については、専門知識の有無にかかわらず対応が可能となるようにマニュアル整備等必要な準備を行い、遅滞なく初動対応を実施できる体制を構築すること。

○市民の身体・生命の安全確保の優先

- ・すべての非常時優先業務に優先する事項として、市民の生命・身体的安全確保に関わる業務を行うこと。

◆部局間の連携

○部局間連携による業務の実施

- ・非常時優先業務には、部局間の連携が必要な業務も数多く含まれるため、部局間の明確な役割分担と効果的な連携体制を構築すること。

○柔軟な人材運用

- ・各部局の実施すべき非常時優先業務は発災からの時間経過に応じて変化し、時期によって、人員の大きく不足する部局、人員に余裕のある部局が生じる。そのため、各部局は、その必要性に応じて柔軟に人材の運用を行うこと。

◆長期的な活動体制の構築

- ・災害対応活動は災害の規模に応じて長期間に及ぶ場合があるため、長期的な活動に必要な食料・物資の供給体制、職員の健康管理体制を構築すること。

◆広域連携体制の構築

- ・想定される人員不足に備えて、他自治体、防災関係機関、協力事業者、ボランティア等

の応援人員を有効に活用できる体制の整備と、それら応援協力者と常時から連携体制の構築に努めること。

◆災害に強い市職員の育成

- ・市職員は、自身が被災者とならないために、日常から備えを自ら率先して行うこと。
- ・市職員は、災害時の自らの役割、実施すべき非常時優先業務、業務の実施方法を把握すること。
- ・市は、防災教育、防災訓練等により、災害対応力の高い職員を育成すること。市職員は、それらに主体的に参画すること。

(2) 非常時優先業務の実施体制・人員体制における現状の課題と対策

● 発災初期の人員の確保と対応力の向上

発災当日は、全人員の約40%程度での体制確立及び初動体制が必要となると想定される。限られた人員で、職員の安否確認、動員配備等の災害対策本部体制の確立及び避難支援、避難所開設、所管施設の点検と緊急的な措置等の初動対応を、指揮命令者不在であっても、あるいは、自身の所属や専門とする事項でなくとも、業務実施可能としなければならない。

⇒ 限られた人員での初動体制の確立

発災初期の人員不足を前提として、災害対策本部及び区本部の体制確立、参集職員の配備等について必要な手順を災害時の初動対応マニュアルとしてとりまとめる。

また、本庁舎及び区役所を対象に、本計画を踏まえて限られた人員で対応することを想定し、ロールプレイング型訓練や図上訓練などを実施する。

● 危機管理センター職員の交替要員等の不足

危機管理センターは、市の災害対策の全般を統括する役割を担うこととなるが、所属人員数が過少なため、発災当日から長期間に渡り、継続的に人員が不足する可能性がある。

⇒ 危機管理センター職員の交替要員確保方策の推進

災害対策本部体制が敷かれた場合、応急対策の調整及び検討、防災関係機関との連絡調整など本部の事務局として役割を担う危機管理センターは、長期間継続的に職員の不足が懸念される。各部局からの追加要員やセンター員の代替要員など応援体制を構築することにより、職員を確保する必要がある。

なお、応援職員には過去に危機管理担当となっていた職員を招集することを検討するとともに、センター職員の訓練を実施することにより、運用できる体制を構築する。

● 直近参集職員・災害地区班員の指揮命令体制の確立

災害時に、通常時の所属を離れて、被災現場・被災者により近い災害対応を行う、直近参集職員・災害地区班員の指揮命令体制が各区において十分確立されていない。

⇒直近参集職員・災害地区班員の指揮命令体制の構築

危機管理室と各区が連携し、直近参集職員・災害地区班員の実施すべき業務、指揮命令方法、常時所属の対応に戻る基準等を整備する。

● 長期に及ぶ人員不足と組織間での業務量のばらつき

職員の人員不足は長期に渡って継続することが想定され、人員不足の程度は、各部局でばらつきが大きい。

⇒ 職員の柔軟な運用に関するルール作り

災害対策本部、本庁部局、各区が横断的に連携し、被害の大きい地域に、職員を集中的に派遣できるような、弾力的な職員動員・配備に関する基準・ルールの作成を行う。

⇒ 専門知識・技能を有する職員の応援受入れ体制整備

非常時優先業務の実施には、専門知識・技能が必要なものも数多く含まれるため、他自治体等より、専門知識・技能を有する職員を、災害発生時に早期に確保できる体制を整備する。

● 部局横断的に行う非常時優先業務の連携体制

複数の部局が横断的に連携して行うべき非常時優先業務について、その役割分担、連携体制が不明確な場合がある。

⇒ 部局間合同でのマニュアル作成、防災訓練

災害時要援護者支援、ボランティア・応援人員の受入れ等、複数の部局が横断的に連携して行うべき非常時優先業務について、関係部局が協力して対応マニュアル等を作成する。また、柔軟な人材運用体制を可能とするよう、連携すべき内容をマニュアル等で予め把握し、訓練実施を検討する。

● 職員の災害対応能力の向上

災害発生時においては、職員自身が被災、または参集不能となることが予測される。限られた職員で円滑に災害対応を実施できる、災害に強い職員の育成が必要である。

⇒ 初動対応マニュアル・手順書等の整備推進

各部局で、各種災害対応の標準的対応方法・手順を構築し、業務継続計画の観点を踏まえた初動対応マニュアル等を整備する。また、これを活用した防災訓練実施によりマニュアルの検証・改善を継続的に行う。さらに、優先通常業務についても必要な手順書の整備を推進する。

⇒ 職員の災害対応能力の向上に関する対策

職員の災害対応能力の向上を継続的かつ長期的に推進するため、非常時優先業務に関連する業務について、複数人の職員が当該業務を担当できるように専門知識を習得させるなどの人材の育成を図る。

⇒ 災害時の行動を指揮できる管理者の育成

災害時において、人員、機材等の資源及び情報が十分でない中でも適切な対応をとるためには、迅速な情報収集と意思決定ができる体制を構築しなければならない。このためには、災害時における対応策を熟知し、リーダーシップを発揮して指揮命令できる管理者がいることが望まれる。そのため、災害発生時における管理者用のマニュアルを整備することなどにより、業務継続を統制することができる管理者を継続的に育成・確保する。

● 防災関係機関・ボランティア等の受入体制の確立

長期的な職員の不足に対しては、防災関係機関、他自治体、ボランティア等を積極的に活用する必要があるため、その早期の受入れ体制を確立しなければならない。

⇒ 他政令市、関西広域連合における支援関係の構築

政令市など災害時相互応援協定を締結している自治体や関西広域連合における合同訓練の実施、各種防災対策に関する情報共有等、常時の連携を深め、災害時に円滑な支援・受援を実施できる体制を構築する。

⇒ ボランティア団体等との協力体制の構築

ボランティアや応援人員を必要とする業務、時期、人員等の整理・明確化を行うとともに、社会福祉協議会、NPO等関係団体と協議を行い、依頼する業務（避難所における物資の配布等）、連絡・連携体制、人員の派遣方法等についての取り決めを行う等、ボランティア等応援人員を確保し、適切に運用するための方策を検討する。

⇒ 協力事業者との協定締結推進

非常時優先業務には、各種協力事業者と連携した対応を行う必要があるものも多い。災害時に応急復旧等を請け負う事業者と、職員派遣等、災害対応に関する協定の締結を推進し、協力事業者との災害時における協力体制の構築を図る。

● 物資の集配送における能力・経験不足

発災後全国各地から寄せられる支援物資等の集積・管理・仕分け・避難所等への配送等、被災者への物資の供給にかかる業務は、被災者の生活支援の根幹となる業務である。しかしながら、多様化する被災者ニーズに迅速に答え、適切に物資を被災者の元に届けることは、このような物資供給業務への経験不足からも容易ではなく、業務実施体制における課題のひとつと考えられる。

⇒ 物資の集積・管理・仕分け・配送体制の構築

発災後全国各地から寄せられる支援物資等の集積・管理・仕分け等を行政のみの力で行うことは容易ではない。そのため、支援物資の集積・仕分け・配送・供給の各段階における民間事業者等との協定締結等による協力体制の確立を推進する。

● 職員の健康管理・メンタルヘルスケア体制

大規模な災害を想定した場合、災害対応の長期化は避けられない状況であり、そのなかで、職員は長期間、心身ともに非常に困難な対応を強いられると考えられる。東日本大震災

においても、被災地自治体職員の健康管理は問題となった。そのため、災害時における職員の健康管理体制、メンタルヘルスケア体制の拡充が課題と考えられる。

⇒職員健康管理・メンタルヘルスケア体制の拡充

災害時における職員の健康管理・メンタルヘルスケア体制を拡充する。

● 協力事業者の防災対策促進及び連携体制

非常時優先業務の実施においては、各種の協力事業者と連携した対応を行うことが必要となる。しかし、これら協力事業者自体も被災することが想定されるため、発災後においても、市の業務継続におけるサプライチェーン（資材調達、生産、物流、販売といった、サービスを提供する側から受ける側への一連の流れ）が維持されるよう、協力業者に対して災害対策の推進を支援する必要がある。

⇒ 協力事業者の事業継続計画策定促進

発災後においても市の業務継続におけるサプライチェーンが維持されるよう、協力事業者の災害対策を促進する必要がある。そのため、事業継続計画に関するセミナーの充実等、協力事業者が自身の事業継続計画を策定しやすい環境づくりを進める。

● 職員個人の日常からの防災対策が必要

市の行政機能を継続するためには、職員自身の被災を防止することが重要である。そのため、職員が日頃から被災しないように自宅においても、家の耐震化に努めるとともに、家具固定を行うことが必要である。また、日頃から家族の避難場所や連絡方法を家族間で確認しておくことも必要となる。

そのほか、避難所へ持ち出したり、自宅で避難生活を送るうえで必要な食料や生活必需品などの物資も備蓄する必要がある。

⇒ 職員自身の日常からの防災対策の促進

職員自身の防災対策の促進のため、職員が実施すべき防災対策のメニューと内容を取りまとめて周知し、啓発を行う。

● 職員用防災備蓄の不足

災害時において、職員は長期間の対応が必要となるが、各施設においては職員用の備蓄が不十分である。

⇒ 職員用防災備蓄の確保

災害発生直後から、職員は、一定期間帰宅できない環境での業務実施が必要になると想定される。しかし、職員が業務を継続的に実施するために必要な飲料水・食糧等、職員用の備蓄が十分確保できていないのが現状である。

市民用の備蓄状況等を踏まえ、職員が非常時優先業務の実施に全力で取り組むことができるように、被災地外からの物資調達が可能となるまでの職員用の防災備蓄物資の整備を図る。

第7章 教育・訓練計画

本章では、本市の業務継続目標を達成するため、今後継続的に実施する業務継続に関する教育・訓練について、その実施項目及び概要をとりまとめる。

7.1 職員の防災教育計画

大規模災害時には、職員一人ひとりが「今、自分は何をすべきか」を自ら認識し、行動することが求められる。この時、与えられる役割や資源制約の可能性について理解していることが重要であり、これらについて平時から意識する習慣を身につけることが望ましい。何より、災害時に「何が起こり」、「どう振舞うべきか」をイメージできる「災害イマジネーション能力」を培っていくことが肝要である。

職員個人の災害対応能力を向上させるとともに、組織的な対応力の向上を図っていくため、表7-1-1に示すような定期的な防災教育イベントの実施を計画する。これにより、職員の防災知識の啓発、危機管理意識の醸成、災害イマジネーション能力の向上を図る。

災害時に適切な行動がとれるよう、全職員が普段から本計画に目を通し、理解するよう努める。非常時優先業務実施部局においては、実施する業務内容の職員への周知に努め、人事異動期にも適切に新しい体制が構築されるよう努める。

表7-1-1 防災教育計画メニューの例

教育・研修名称	内容	参加者
業務継続セミナー	講演会・セミナー等により、業務継続計画の意義、目的等を周知	災害対応職員
東日本大震災の支援活動紹介	東日本大震災の支援活動に従事した職員を講師として、支援活動の内容、そこで生じた課題、振り返って堺市で災害に備えるべき事項を紹介する	災害対応職員
防災 e-ラーニング	基礎的な防災知識に関する教育を、インターネット WEB システム等を利用して周知	全職員
災害イマジネーション能力向上研修	図上訓練形式で災害発生からの周囲で発生する状況、自身が実施する行動をイメージする研修	災害対応職員
業務継続におけるリーダー養成研修	災害時における指揮命令者としての心構え、業務継続計画発動時に優先的に実施すべきことの習熟	幹部職員

災害イマジネーション能力向上研修では、次頁にイメージを示すように、少人数のグルー

プを形成し、災害発生からの周囲で発生する状況、自身が実施する行動を、グループで議論しながらカードに書き出して行くことで、「災害イメージネーション能力」を培っていく。

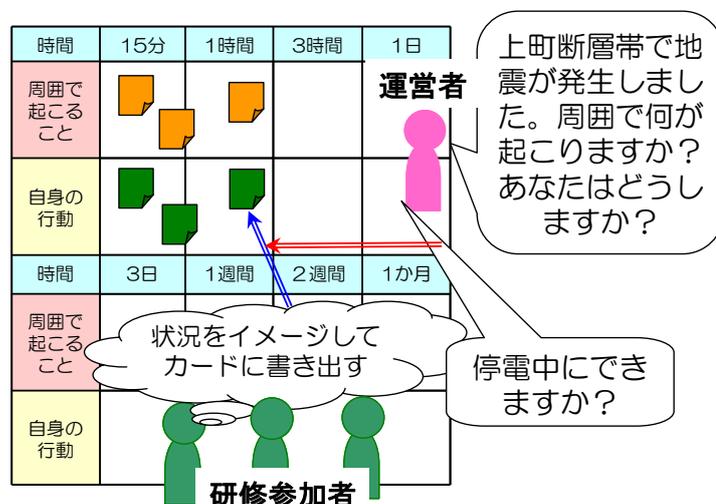


図7-1-1 災害イメージネーション能力向上の為の教育・研修のイメージ

7. 2 職員の防災訓練計画

業務継続における現状の課題から、現状の堺市において特に早期にかつ継続的に実施すべき防災訓練の概要を以下に示す。

①早期に参集可能な職員のみでの初動対応訓練

発災当初は参集できた限られた職員で、数多くの非常時優先業務を実施する必要がある。また、すべての職員が揃わない環境の中で、自身の常時の業務内容や、専門とする事項と異なる業務を行う必要が生じる。そのため、発災初期の人員不足を前提として、本庁舎及び区役所近傍に居住し、早期に参集可能な限られた人員で実施するロールプレイング型の初動対応訓練の実施を検討する。

②関係部局合同での図上訓練

非常時優先業務データベースの構築において、多くの非常時優先業務で、部局間の連携が必要であると共に、その連携体制、役割分担は現状必ずしも十分明確となっていないことが明らかとなった。

各部局が連携し、明確な役割分担に基づき非常時優先業務を実施できる体制を構築するため、特定の訓練テーマ（例えば、災害時要援護者の支援や防災ボランティアの活用と活動支援、支援物資の集積・仕分け・配送など）を定め、設定された訓練シナリオに基づき各部局が合同でそれぞれの役割に応じた実施事項を地図等に整理していくような、関係部局合

同での図上訓練の実施を検討する。

その他、これまで本市において実施してきた防災訓練に加えて実施すべき、業務継続計画の実効性を高めるためBCP検証訓練のメニュー整理を行った。訓練メニューの例を表7-2-1に示す。BCP検証訓練では、訓練の狙い（BCP検証項目）を明確にした、比較的小規模で機動的に実施可能な個別訓練を想定する。

訓練時に収集される情報や、各組織の対応については、訓練時及び訓練が終了した後、適切に記録を残すものとする。記録においては、誰がどのような役割を実施したのか、どのような課題があったのかを明らかにするよう心がけ、これらの記録をもとに、より良い対応が行えるよう改善を図る。また、実際の地震災害が発生した場合でも、訓練と同様に情報収集・記録整備を行い、今後の対応の改善に活かすようにする。その他、訓練の反省等を通し、必要となった物品等については、必要量を検討するものとする。

表7-2-1 訓練メニューの例

訓練名称	訓練検証項目	訓練内容	対象者
参集訓練	参集予測の妥当性	自宅から参集場所まで徒歩等により参集する訓練	全職員
安否確認訓練	安否確認・集計に要する人員・時間の推計	「災害用伝言板」等を用いた安否確認の実施	全職員
情報伝達訓練	情報伝達経路・連携方法の妥当性検証	連絡網等に沿った情報伝達訓練	全職員
発災時の対応訓練・演習	各部局の非常時優先業務データベースの妥当性	業務ごとの初動・応急活動訓練	最優先業務の実施職員
代替施設利用訓練	代替施設指定の妥当性	代替施設への移動・利用訓練	最優先業務の実施職員
避難誘導訓練	勤務時間内発災時の初動対応	発災時に職員を速やかに避難させるための誘導に関する訓練	担当職員
非常用連絡手段活用訓練	災害時の情報伝達手段	庁内外の関係者との通信手段の状況・連絡先の確認	通信手段管理者、連絡先確認者
強制停電訓練	停電時の対応	強制的に停電を起こし対応する訓練	全職員
定期停電訓練	停電時の対応	電力保守などの定期停電時を利用した訓練	全職員
資源確認訓練 (非常用発電設備の起動等)	停電時の対応	発災時に使用する資機材・食料等の状況確認	資源管理担当者
区、関連機関との連携訓練	業務継続に関する連携体制	区や関係機関との情報交換や連携した業務の実施に関する訓練	区や関連機関と連携する業務に関わる職員
復旧計画立案訓練	業務継続目標の検証と復旧方針	市内被害状況が判明した状況下での、今後の対応方針・復旧計画を立案する訓練	幹部職員

第8章 業務継続マネジメント体制の確立

8.1 業務継続マネジメント体制

業務継続計画の改定・見直しに当たっては、訓練等により抽出された問題点等を踏まえて、各部局の防災担当職員を中心に構成する「業務継続マネジメント（BCM）推進ワーキンググループ」及びその上位組織と位置付ける「防災対策推進本部会議幹事会」で検討し、庁内調整を経て、「防災対策推進本部会議」が最終決定する体制とする（図8-1-1）。

また、堺市防災会議の外部委員を中心に、必要に応じて、堺市の業務継続に関わる関係機関等に対しても意見を求め、外部からの業務継続計画の実効性、改善の必要性を検証する体制をとる。

なお、業務継続マネジメントにおける事務局は、危機管理室が担当する。

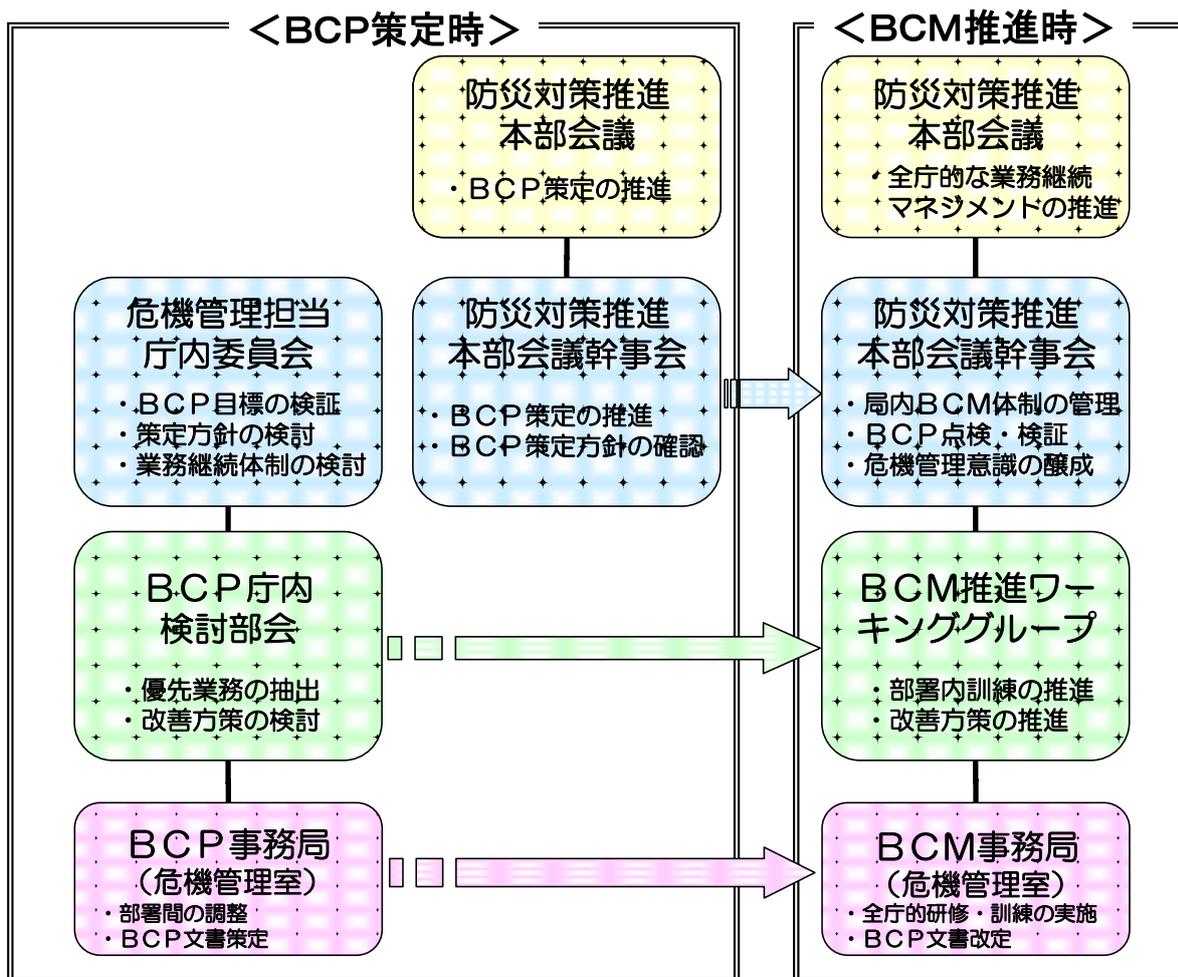


図8-1-1 業務継続マネジメント体制

8. 2 業務継続計画の改善・更新

業務継続計画は、様々な検証や訓練等で抽出された問題点等を踏まえて、継続的に改定・見直しを行っていく必要がある。また、庁舎の耐震化、非常用電源設備の充実、情報システムの災害対策の進捗など、対策の実施状況によって前提条件が変化していくので、これを踏まえた改定・調整も必要になってくる。

このため、業務継続計画の改定・見直しは、必要に応じて行うものとする。

なお、津波災害が予測される南海トラフ巨大地震については、今後、被害想定に基づく対策が具体化した段階で、必要に応じて本計画に追記修正することとする。

8. 3 関係機関・協力事業者へのBCPの普及

本市の業務継続におけるサプライチェーンの維持の観点から必要となる、防災関係機関、協力事業者への事業継続計画の普及の促進・啓発を行う。

第9章 まとめ

堺市業務継続計画【地震災害編】は、地震発生の危険性が高く、堺市域への影響が大きいと考えられる「上町断層帯による地震」を計画の前提とする災害として、災害発生時に、堺市が行政組織として、災害発生時に市民の生命、身体及び財産の保護、都市機能の維持及び早期回復を図るために実施しなければならない業務（非常時優先業務）を定めるとともに、その実施体制、設備等における課題を抽出し、合わせて、課題解決のための各種対策を取りまとめたものである。

本計画においては、上町断層帯地震が発生した場合の被害の想定と、堺市において想定される状況を取りまとめた（第2章）。

次に、前提とするような大規模地震災害が発生した場合でも、堺市が行政組織として実施すべき、全庁及び各部局の業務継続の目標を定めた（第3章）。

また、堺市の業務を継続するための重要資源となる堺市職員自身の参集想定の実施、庁舎施設等の現状整理を実施したうえで（第4章）、災害時においても実施すべき非常時優先業務を選定した（第5章）。

非常時優先業務については、その定義を、発災から1か月以内に、優先的に実施・再開すべき業務であって、発災後に新たに発生する業務である「災害対策業務」と、通常業務のうち早期に再開すべき業務である「優先通常業務」の総称とした。選定された業務について、目標とする実施時期と必要人数を整理し、想定される職員の動員状況と比較した結果、現状では、特に災害発生から24時間程度までで、業務を遂行可能な職員が不足することが明らかとなった。さらに長期的にも職員の不足状態が継続することから、長期に渡る他自治体等からの派遣等の人員確保対策を必要とする状況が継続することが想定された。

これら分析整理の結果を受け、庁舎施設・設備、情報システム、非常時優先業務の実施体制それぞれについて、現状の業務継続上の課題を抽出し、各課題に対応する防災対策を取りまとめる（第6章）とともに、職員自体の災害対応能力を向上するための教育・訓練の実施方針を定めた（第7章）。

これら抽出した課題を解決するための各種対策は、早期に完結するものだけではなく、長期的あるいは継続的に行っていくべき方策も含んでいる。本市は、本計画に示した業務継続マネジメント体制（第8章）に従い、この計画を適宜、適切に更新し続けることで、本市全体の業務継続能力を向上させるPDCAサイクルを構築していく必要がある。

地震災害の発生を未然に防ぐことは困難ではあるが、災害への事前、事後の対策に万全を期し、行政組織として適切な業務継続体制を構築することは、災害の発生が市民に与える影響を最小限にとどめることに直結するものと考えられる。災害から、市民の生命、身体及び財産を守り、魅力あふれる自由都市・堺を守るため、本市は本計画の推進に全庁を挙げて取り組むものである。